

〔日本紀略〕後一條院 五月七日、甲辰、於南殿御讀經、三箇日、

○十五大寺并ニ延曆寺ヲシテ、仁王經ヲ轉讀セシムルコト、本月二十五日ノ第二條ニ見ユ、

九日、丙午、法皇、三條院ニ於テ、崩御アラセラル、

〔御堂關白記〕○陽明 文庫本 五月七日、甲辰、○中略、内裏御讀經ノコトニカ、ル本月七日ノ條ニ收ム、事初後退出、參院、依

御物忌、候宮御方、

八日、乙巳、院御物忌依重、候宮御方、不參御前、

九日、丙午、丑時許、從院賴清來云、御重者、乍驚參入、奉見不覺御座、問案内、從昨日未時如此者、辰時崩給了、此間不候御前、左大弁只今無力御者、仍暫下地、一定後退出、

〔日本紀略〕後一條院 五月九日、丙午、太上天皇崩于三條殿、御年四十三、○扶桑略記百練抄歷代編年集成、歷代皇紀、皇代記、皇年

略記等異事ナシ、

〔榮花物語〕○梅澤義一氏所藏三條西本 ○上略、上皇御出家ノコトニカ、四月二十九日ノ條ニ收ム、御ものゝけと

もいとこゝろあはたゝしけなれば、御いのりのかたはさりともとおほさるゝに、うちつけにやすこしかるませたまふやうなれば、うちたゆみて、たれもこゝろのとかにおほさるゝ

御物忌

御重態

辰刻崩御
藤原道長御
臨終ノ際殿
ヲ下ル

御小康ニ安
堵シタルニ
崩御アラセ
ラル

中宮以下ノ
御悲歎

禎子内親王
幼少ナレド
モ愁歎ノ情
アリ

道長御忌
籠ラザルコ
トヲ憾ム

もことほりにおほさる、かくて宮々いとあはれに、よるひるまとはれつかうまつらせたまふそいとめてたき、○そ以下七字、富岡本、いと東宮にはいとゆかしき御ありさまを、をとにきかせたまふにつけても、御むねふたかりかなしうおほしめさる、かくてひころ心のとかなるにうちたゆませ給へるに、寛仁元年五月九日ひるつかた、あさましうならせたまひぬ、イナシたちねとよみてのゝしるともをろかなりや、宮々こゑもおしませたまはぬに、中宮はた御そひきかつきて、ものもおほえさせたまはすと橋三位いひつゝけ、なくゝ、きえいりてふし給へるも、いみしくめつらかなるかなしさなり、としころの女房たち、殿上人、いへはをろかなり、○補子内親王ひめみやの御まへ五にそおはします、御くしはゐたけはかりにおはします、よをいとあやしけには○以上五字、富岡本、心あおほしめして、ものゝかくれによりて、御なみたをしのことおはしますを、みたてまつる人々、御めのとなど、いとせんかたなくかなし、たゝのひとなどはなにともしらぬほとを、いかにおほしわかたせたまふにかと、をろかならすなん、おとなのなきさはくに、かつはこゝろあはたゝしくおほさるゝなるへし、とのゝ御まへいみしくおほしなけかせたまひて、御いみにもこもりつかうまつらせたまはぬことをおほしめす、○藤原道長病ニ依リテ御葬送ニ供奉攝政にてよをまつりこちをこなはせ

崩後源經房
修理ヲ託セ
テラタリシ
御笛ヲ中宮
奉原旣子ニ

御笛ノ音ヲ
聞キテ同宮
御匣ノ詠ミ
タル哀悼歌

御世系

寛仁元年五月九日

一八〇

給へは、ヨト道長攝政ヲ男頼通ニ譲ル、いかてかは、よろつの大事とものさしあひたれば、いとほいなうおほしめせと、よそなからによろつをしらせ給もおなしことなり、中略 枇杷殿のみやには、三條上皇院の御ふえを、皇太后宮宮の權大夫とあるは源中納言に、經房これかたかひたるところ、つくるひてとて、あつけさせ給へりけるを、物の中よりとりいて、かうくはへりしをわすれて、いま、てまいらせすはへりけるとて、おまへにまいらせ給とて、やかてすこしうちふきならしたまうをきして、命婦のめのと、以上大字、富岡本、みくしけ殿ニ作ル、ふえたけのこのよをなくわかれにしきみかゝたみのこゑそこひしき

〔玉葉和歌集〕

十七 雜歌四

三條院、太宰權帥經房に御笛をあつけさせ給へりけるを、かくれさせ給て後見出て、新子きさいの宮にもてまいりてまいらすとて、すこし吹ならし侍けるを聞て、

枇杷皇太后宮御匣

笛竹の此世をなく別れにし君かかたみの聲そかなしき

〔本朝皇胤紹運録〕

第六十三 諱憲平、冷泉院

第六十五 諱師貞治二年、經房花山院 母贈皇太后懷子、伊尹公女

第六十七 諱居貞治五年、經房三條院 母贈后超子、兼家公女

天延四正三降誕、貞元二十一廿爲親王、寛和二七十六元服、十一、同日立太子、寛弘八六十

三受禪、三同年十六即位、長和元十一廿二大嘗會、同五正廿九讓位、四十同二廿四尊

號、寛仁元四十九出家、四十法諱金剛淨、同年五九崩

小一條院 諱教明、中略母皇后姪子、濟時女

敦儀親王 式部卿、中略母同

敦平親王 二品、式部卿、兵部卿、永承四三十八薨、母同

師明親王 三品、中略於仁和寺出家、法名性信、中略應德二九廿七薨、八十母同

當子内親王 齋宮、母同

禊子内親王 三品、配大二條殿、藤原教通母同

陽明門院 禊子内親王、一品、中略後朱雀院后、後三條母后、嘉保元正十六崩、八十母中宮妍子御堂二女

僂子内親王 號冷泉宮、信家卿室、實小一條院御子

敦貞親王 三品、式部卿、中略實小一條院御子、中略康平四二八薨、八十母顯光公女

寛仁元年五月九日

一八一

寛仁元年五月九日

一八二

敦昌親王 實小一條院御子、出家法名明行、○中母頼

敦元親王 母御堂三女

敦賢親王 式部卿實小一條院御子、母同敦昌

嘉子内親王 齋宮

榮子内親王 ○一本敦貞敦元親王及ビ假子嘉子内親王ヲ小一條院ノ御子ノ段ニ掲ケ且ツ敦貞敦元兩親王ニ爲祖王帝子ト下注記ス、御

爲尊親王 二品彈正尹、母同

敦道親王 三品大宰帥、母同

宗子内親王 二品、母同花山

尊子内親王 二品齋院、後入圓融院、母同

光子内親王 母同三條

〔帝系圖〕 院本 三寶

〔六十三〕 諱憲平、冷泉院

〔六十五〕 師貞、安和元十廿六降誕、〔別筆〕花山院 母攝政謙德公伊尹女、壞子贈后

〔別筆〕 女 母同花山、無程薨

〔別筆〕 女 母同花山

〔六十七〕 諱居貞治五、〔別筆、下同シ〕三條院 母贈皇后超子、關白兼家女

小一條院 諱敦明、〔春宮〕母城子、贈右大臣濟時女

敦儀親王 中務卿、〔院〕母同小一條

師明親王 仁和寺宮、四宮、母皇后宮城子

敦平親王 式部卿、〔別筆〕神祇伯、○コノ別筆注

〔性信 大御室〕 ○性信ハ師明親王ナルヲ、誤ツテ重出セシメタルナラン

積子 後朱雀后、○積子恐ラクハ頼子ヲ誤ツテ重出セシメタルナラン三女

〔新〕 敦道親王

禊子 母同小一條、〔院〕

常子 齋宮、長和元、〔院〕當敷、不分明敷

禎子 陽明門院、後朱雀后、後三條院母、二女、母妍子中宮御堂第二女

〔マ、〕 皇子

寛仁元年五月九日

一八三

寬仁元年五月九日

爲尊親王 母同三條

敦道親王 母同三條

尊子 齋院 康保五年、
圓融院女御、女二宮、

〔帝王系圖〕 ○前田
家本

〔宋書下同〕
〔六十三〕
冷泉院

〔六十五〕
花山院 母贈皇太后藤懷子、
〔六十七〕 諱居貞、母贈皇太后藤

三條院 超子、法興院、
〔閣下同〕 關女

小一條院 母太子、諱敦明、
母皇后藤城子、左大將濟時女、

敦儀親王 母同小一條
母式部卿、二品、出家住石臈、

敦平親王 母同小一條
母式部卿、二品、

敦貞親王 母左大臣藤顯光女、
母式部卿、三品、實小一條院子、

敦元親王 母法成寺禪關女、
母無品、實小一條院女、

敦昌親王 母同敦貞、
母無品、實小一條院子、

敦賢親王 母式部卿、四品、實小一條子、
母右大臣藤賴宗女、

〔性信法親王〕 母同小一條號大御室、
二品、俗名師明、

當子內親王 母同三條、
後適三條、
〔藤原〕 道雅、

禊子內親王 母同小一條、
二品、配二條關白、
〔敦道〕

陽明門院 母皇太子藤研子、法成寺禪關女、
禊子、後朱雀院后、後三條母、

儂子內親王 母同敦元、
配中納言藤信家、實小一條院女、

嘉子內親王 母同敦賢、
伊七齋、實小一條院女、

榮子內親王 母同敦貞、
實小一條院女、

爲尊親王 母同三條、
彈正尹、二品、

敦道親王 母同三條、
大宰帥、三品、

昭登親王 母若狹守師祐忠女、
四品、

清仁親王 母同昭登、
彈正尹、四品、

宗子內親王 母同花山院、或同三條云々、
二品、

尊子內親王 母同圓融院、
賀茂齋院、納言、
〔之九〕

光子內親王 母同三條、

寬仁元年五月九日

寛仁元年五月九日

一八六

〔榮花物語〕

○十梅澤義一氏所藏三條西本
つは大殿も、まことにいみしかりける人の御ありさまなり、をんなのさいはひの本には、この宮をなんしたてまつるへき、おやなにもおくれたまひて、我御身ひとつにて、としころになりたまひぬるに、又けしからすひんなきことして給はず、まつはこゝらおほくおはするみやたちの御なかに、しれもの、ましらぬにてきはめつかし、いみしき村上の先帝とまうし、かと、かの大将のいもうとの宣耀殿の女御のうみたまへりし八宮こそは、よのしれもの、いみしきためしよ、それにこのみやたち五六人おはするに、すへてしれかたくなしきかなきなりなとこそはまうさせ給に、まいてよの人は、きくにくきまてそまうしける、

〔日本皇帝系圖〕

六十七 三條 諱居貞、治五 踐祚卅六、母兼家公女崩四十二、長和五、

居貞、ウヤサタ、ヲキサタ、イヤサタ、

〔類聚〕

諱名訓抄 帝王 居貞 三條、

〔二代要記〕

一 條院 攝政兼家三女、母故皇太后宮權大夫從三位國章女也、永延元年九月二

後宮

御諱ノ讀ミ

凡庸ナル御子ナシ

十六日初入東宮、有寵、○永延元年九月、長保元年正月、敍正二位、同六年二月七日薨、年三十一、長徳間、雖侍青宮、私與彈正大弼、頼定朝臣、姪、後其事漸洩退出、○寛弘元年二月、

尙侍從二位藤妍子

左大臣道長二女、母從一位源朝臣倫子也、寛弘元年十一月二十七日任、

正四位上、○中 七年正月從二位、同年二月二十日入東宮、月二十日ノ條

略

〔二代要記〕

三 條天皇 後宮

女御正二位藤妍子

寛弘八年八月二十三日爲女御、○寛弘八年八月二十日ノ第四條參看、同九年二月爲

中宮、○長和元年二月、

女御從五位下藤城子

正曆年中入太子宮、月一日ノ條參看、寛弘八年八月二十三日爲女御、

○寛弘八年八月二十日ノ第四條參看、同九年正月二十七日敍從五位下、同四月廿七日爲皇后、

○長和元年四月二十日ノ第二條參看、故大納言濟時一女、母故大納言源延

光一女也、

〔小右記〕

長徳元年正月十九日、丙寅、關白二娘、(藤原道隆(原)子、號内御)今夜參青宮云々、○長徳元年正月十九日ノ第一條

寛仁元年五月九日

一八七

寬仁元年五月九日
參看東宮女御藤原原子卒スルコト、
長保四年八月三日ノ第二條ニ見ユ、

御略歴

御書始

御元服
立太子

御受禪

御即位

御讓位

〔日本紀略〕

院三條

諱居貞、冷泉院天皇第二子也、母故女御從四位上藤原朝臣超子、故入

道太政大臣兼家朝臣之女也、天皇貞元元年丙子月日誕生、三年十一月廿日、爲親王、永觀元年

八月十六日、於外祖右大臣第、與第三爲尊親王、初讀御註孝經於左少辨菅原朝臣資忠、又召文

人賦詩、寬和二年七月十六日、於外祖攝政右大臣南院第加元服、此日立爲皇太子、年十八月

日、延曆寺僧等上啓奉賀、寬弘八年六月二日、甲辰、一條院不豫、仍從仰參觀、十三日、乙卯、一條

院天皇逃位於新皇、春秋三十二、六十一又立第二敦成親王爲皇太子、新皇上表謝之、勅不許、亥尅新

皇幸於左大臣東三條第、補藏人頭以下、又任東宮坊官、以下ハ便宜八月十一日、壬子、此夕

天皇從東三條第遷幸內裏、廿七日、戊辰、天皇幸建禮門、奉幣伊勢大神宮、告來十月十六日可

即位之由、十月十六日、乙卯、天皇即位於大極殿、長和元年十一月十日、癸卯、天皇始出御南殿、

有旬儀、廿二日、乙卯、依大嘗會天皇行幸八省院、悠紀近江國、主基丹波國廿三日、丙辰、豐樂院宴會、廿四

日、丁巳、同、五年正月廿九日、甲戌、天皇於枇杷第讓位於皇太子、新皇親王天皇春秋卅一、在位五年、太子

年九、太上天皇稱三條院、即補院司等、二月十三日、戊子、新皇上太上天皇尊號、

〔大鏡〕

○東松杵三氏本

一、六十七代、三條院

御眼病
御容委外祖
父藤原兼家
ニ似サセ給
御性格溫和
ナリ

次帝三條院と申、これ冷泉院第二皇子也、御母贈皇后宮超子と申き、太政大臣兼家のおと、
の第一御女也、このみかとは貞元々年丙子正月三日むまれさせたまふ、寬和二年七月十六
日、東宮にたゝせたまふ、同日御元服、御とし十一、寬弘八年六月十三日、くらゐにつかせた
まふ、御年卅六、よをたもたせ給事五年、院にならせ給て御目を御らんせさりしこそいと
みしかりしか、中御烏帽子せさせたまひけるは大入道殿にこそにたてまつり給へりけ
れ、御ころはへいとなつかしう、たひらかにおはしまして、よの人いみしう戀申めり、下

三條院御事 在位五年

冷泉院第二皇子、母儀贈皇太后宮藤原超子、東三條入道攝政大政大臣女、

貞元々年丙子正月三日、戊辰、誕生、天元々年十一月廿日爲親王、年三永觀元年八月十六

日、己亥、始讀御注孝經、侍讀左少辨、菅原資忠寬和二年七月十六日、壬午、元服、年十一、加冠、

同日爲儲君、寬弘八年六月十三日、乙卯、受禪、春秋、卅六同十月十六日、辛卯、即位于大極殿、長

和五年正月廿九日、讓位于儲君、年十四同二月十三日、戊子、爲太上天皇、寬仁元年四月廿

九日、出家、同五月五日薨、春秋、四十二同十二日奉葬于石垣、

〔大鏡〕

○東松杵三氏本

一、太政大臣兼家

寬仁元年五月九日

兼家居貞親
王ヲ愛護シ
奉ル
兼家名帶雲
形ヲ獻ル

源賴光ニ東
宮御所ノ狐
ヲ射サセ給
フ

寬仁元年五月九日

○上いまひとつの御はらの大君は、冷泉院の女御にて、三條院爲尊親王 敦道親王三條院・彈正の宮・帥宮の御母にて、

三條院くらゐにつかせ給しかは贈皇后宮と申き、この三人のみやたちを祖父殿事のほかに

かなしうし申たまひき、よの中にすこしのこともいてき、雷もなり、地震もふるときは、ま

つ春宮の御方にまいらせ給て、舅の殿原それならぬ人々などをうちの御方へはまいれ、

この御方にはわれさふらはんとそおほせられける、雲形といふ高名の御帶は、三條院にこ

そはたてまつらせたまへる、かこのうらに、三條院春宮にたてまつると、かたなのさきにて自筆に

かゝせたまへるなり、このころは、陽明門院一品宮にとこそうけたまはれ、

〔今昔物語〕

二十五 本朝付世俗

春宮大進源賴光朝臣射狐語第六

今昔、三條院ノ天皇ノ春宮ニテ御座ケル時、東三條ニ御座ケル、寢殿ノ南面ニ春宮行カ

セ給ルニ、西ノ透渡殿ニ殿上人二三人許候ケリ、而ル間、辰巳ノ方ナル御堂ノ西ノ檐ニ、

狐ノ出來テ臥シ丸ヒテ臥セルニ、源賴光朝臣ノ春宮大進ニ候ケル、此レハ多田ノ滿仲

入道ノ子ニテ極タル兵也ハ、公モ其道ニ仕ハセ給ヒ、世ニモ被恐テ土有ケル、其レカ

其ノ時ニ候ケル、春宮御弓トヒキメトヲ給ヒテ、彼ノ辰巳ノ檐ニ有ル狐射ヨト仰セ給

ハ、賴光カ申ス様、更ニ否不射候ハシ、異人ハ射シテ候モ、弊クモ不候、賴光ニ至テ

ハ、射□候ヒナ無限リ恥ニ可候シ、○中略此ノ様ノ當物ハ、今ハ箭ノ落スル所モ思エ不候ト

申テ、暫ク不射事ハ、此ク申サム程ニ、逃テヤ去ト思フ程ニ、惡サハ西向ニ居テ吉ク

眠テ可逃クモ非ス、而ル間、マメヤカニ、射ヨト責サセ給ヘハ、賴光辭ヒ申シ煩テ、御弓ヲ

取テヒキメヲ番テ亦申ス様、○中略此ク遠キ物ハヒキメハ重ク候フ、○中略箭ノ道ニ落テ

候ハム、射□シテ候リモ、○二可也嗚呼奇候シ、此ハ何ニ可仕キ事ニカ候ト、紐差乍ラ表ノ衣

ノ袖ヲマクリ、弓頭ヲ少シ臥セテ、弓ヲ箭ツカノ有ル限リ引キ絡テ箭ヲ放タレハ、箭ノ

行クモ暗クテ不見ニヌ程ニ、即チ狐ノ胸ニ射宛テツ、狐頭ヲ立テ轉テ逆様ニ池ニ落

入ヌ、力弱キ御弓ニ重キヒキメヲ以テ射レハ、極ク弓勢射ル者也トモ、不射付シテ箭

ハ道ニ可落キ也、其レハ此狐ヲ射落ルシツ希有ノ事也ト、宮ヨリ始奉テ、候フ殿上人共モ

皆思ケル、狐ハ水ニ落入テ死レハ、即チ人ヲ以テ取テ令弃ツ、後宮極ク感セサ給テ、忽

ニ主馬ノ御馬ヲ召テ賴光ニ給フ、其ノ時ニ賴光庭ニ下テ御馬ヲ給テ、拜シテ上ケ

ル、○下略全文ハ治安元年七月十九日ノ條ニ收ム、年

〔古事談〕

王道后宮

三條院御時

藤原資平

卿殿上人比、參内自無名門之間、主上御于殿上御倚

子、仍跪候地上、被仰云、可昇候小板敷者、隨仰祇候小板敷、被仰云、御劔鞘有被結付之物、是何

寬仁元年五月九日

藤原資平ニ
祕事ヲ問ヒ
給フ

賴光ヲ賞シ
テ御馬ヲ賜

寛仁元年五月九日

一九二

物哉、汝有所聞哉云々、奏云、至愚之身、難知如此事候云々、重仰云、猶可申者、奏云、不承慥説、但或人申云、是若大刀御辛櫃鑑歟云々、天氣有感、後日召景理朝臣、主上被仰云、我問祕事、衆人不答、而資平所申已相叶、尤所感恩也云々、

〔新拾遺和歌集〕

十九 雜歌中

世をなげかせ給うて、

三條院御製

つくくとうき世にむせふ河竹のつれなき色はよイやるかたもなし

〔詞花和歌集〕

秋三

月を御覽して、よませ給ける、

三條院御製

秋に又あはんあはしもしらぬ身は今夜はかりの月をたにみん○後葉和歌集同ジ、

〔續詞花和歌集〕

秋上

月をよませ給ける、○後葉和歌集、題しらすニ作ル

三條院御歌

あし引の山のあなたに住人はまたてや秋の月をみるらん

〔新千載和歌集〕

十四 戀歌四

皇后宮にきこえさせ給うける、

三條院御製

皇后ニ御和歌ヲ賜フ

名譽ノ歌仙

〔和歌色葉集〕

上

六、名譽歌仙者

春霞野へに立らんと思ふにもおほつかなさ○萬代和歌集二・三句ヲ野へに立らん思へともニ作ルを隔つるかな

集、打聞に入たる歌よみはおほかれと、むねとおほえたかきは四百五十人也、○中略

帝王二十三代○中略

後拾、詞花

三條院 冷泉院御子、母后同關白御女、○板本、冷泉院ノ上ニ諱居貞ノ三字アリ、

〔勅撰作者部類〕

自帝王至庶人之部

三條院 諱居貞冷泉帝御子、

後拾遺集、

雜一、一、雜三、一、雜五、一、三條院御製、

詞花集、秋二、

新古今集、秋上二、雜上二、新千載集、戀四、新拾遺集、雜中、

〔萬代和歌集作者部類〕

三條院 戀四、一、

〔實隆公記〕 延徳二年閏八月十五日、丑、乙天霽、竹園古筆櫃一合返上之、目錄注左、隨分至寶也、

略○中

一裏 天曆、二卷、伏見院令寫給、三條院、後三條院一卷、

〔南都七大寺巡禮記〕

○諸寺緣起集所載

菩提樹院

御願寺

御筆蹟

寛仁元年五月九日

一九三

寛仁元年五月九日

一九四

三條院御願、○諸寺建立、次第同シ、

〔御堂關白記〕

○陽明文庫本

寛弘元年三月十六日、庚子、○中

右衛門督申云、夜部盜人東宮御

領柴嶋御庄司本親子也、○下略全文ハ寛弘元年三月十六日ノ第一條ニ收ム、

○愚管抄・神皇正統記等、異事ナキヲ以テ略ス、三條天皇、陸奥守藤原實方ノ赴任ニ餞歌ヲ賜フコト、長徳元年正月十三日ノ條ニ、管絃ノ宴ヲ催シ給フコト、同四年十二月二日ノ條ニ、雪山ヲ作ラシメ給フコト、同月是月ノ第一條ニ、御射儀ノコト、長保元年三月二十六日ノ第二條他七箇條ニ、藤原統理ノ出家ニ、コレト和歌ヲ贈答シ給フコト、同月二十九日ノ第三條ニ、内裏焼亡ニヨリテ、太政官廳ニ移御シ給フコト、同年六月十四日ノ第一條ニ、修理職ニ遷リ給フコト、同月十六日ノ第一條ニ、東三條院ニ移御アラセラル、コト、同年七月八日ノ第三條ニ、藤原行成ニ筆ヲ賜フコト、同年八月五日ノ條ニ、蹴鞠ヲ行ヒ給フコト、同二年二月三日ノ第二條ニ、行成ヲシテ、書蹟ヲ上ラシメ給フコト、同年三月十三日ノ條ニ、藤原道長ノ病ニ慰問ノ使ヲ賜フコト、同年四月二十七日ノ條及ビ寛弘元年六月九日ノ條ニ、東三條院ヨリ、内裏昭陽舎ニ入御アラセラル、コト、長保二年十二月十三日ノ條ニ、御惱ノコト、同三年六月二日ノ條、同四年五月四日ノ條及

ビ寛弘二年八月十七日ノ條ニ、内裏焼亡ニ依リテ、縫殿寮ニ移リ給フコト、長保三年十一月十八日ノ條ニ、東三條院ニ行啓ノコト、同月二十二日ノ條ニ、春宮大夫藤原道綱ノ大炊御門第二遷リ給フコト、同四年八月十四日ノ第二條ニ、行成ノ室卒スルニ依リ、行成ニ弔使ヲ賜フコト、同年十月二十三日ノ第一條ニ、東三條南院ノ東對ニ移リ給フコト、寛弘二年十一月二十七日ノ第一條ニ、道長ノ枇杷第二遷リ給フコト、同三年三月四日ノ第一條ニ、道長ノ男教通等ノ元服ノ日ニ、馬ヲ賜フコト、同年十二月五日ノ條ニ、東宮傳道綱ヲシテ、春宮坊ノコトヲ管セシメ給フコト、同四年三月十四日ノ第二條ニ、東宮御所ニ於テ、論義ヲ行ハシメ給フコト、同六年七月二十日ノ條ニ、春宮權大夫藤原賴通第二遷リ給フコト、同年十月十四日ノ條ニ、春宮權亮高階業遠第ヨリ、故源雅信ノ一條第二遷リ給フコト、同月二十二日ノ條ニ、伊豫介藤原廣業ノ赴任ヲ餞シ給フコト、同七年二月十六日ノ條ニ、行成ヲシテ、御手本ヲ書シテ上ラシメ給フコト、同年六月四日ノ條ニ、一條第ヨリ、一條院別納ニ遷リ給フコト、同年十二月二日ノ條ニ、以上、東宮ノ御カ、御馬御覽ノコト、同八年九月二十四日ノ第一條他十三箇條ニ、壺切御劍ヲ、東宮敦成親王ニ授ケ給フコト、同年十月十日ノ第三條ニ、御齒ヲ拔取ラシメ給フコト、長和元

寛仁元年五月九日

一九五

年二月八日ノ第二條及ビ同三年正月七日ノ第二條ニ、御風病及ビ御瘧病ノコト、并ニ御風病等ニ依リテ、御修善ヲ行ハシメ給フコト、同元年四月十八日ノ條他五箇條ニ、道長ノ無禮ニ逆鱗アラセラレ、藤原實資ヲ信任シ給フコト、同日ノ條ニ、皇后藤原城子ノ立后ニツキテ、叡慮ヲ藤原資平ニ洩ラシ給フコト、同月二十七日ノ第二條ニ、道長ノ病ニ依リテ、勅使ヲ遣シ給フコト、同年七月十二日ノ條ニ、鷹御覽ノコト、同年十一月五日ノ第二條ニ、唐物御覽ノコト、同二年二月四日ノ第二條及ビ同年九月十七日ノ第二條ニ、御射儀ノコト、同年二月七日ノ第一條及ビ同年三月六日ノ第三條ニ、賀茂齋院御禊前驅及ビ賀茂祭使ノ過差ヲ制止シ給フコト、同年四月十九日ノ第一條ニ、祈年穀奉幣ノ延引ニ逆鱗アラセラル、コト、同年五月十七日ノ條ニ、昭平親王薨ズルニ依リテ、御錫紵ヲ服シ給フコト、同年七月十七日ノ條ニ、吉夢ヲ御覽ゼラル、ニ依リテ、内裏ニ於テ、一字金輪法ヲ修セシメ給フコト、同月是月ノ第一條ニ、大神宮ニ祈念シテ、相撲ノ勝負ヲ以テ實位ノ長久ヲトシ給フコト、同年八月一日ノ第一條ニ、實資ノ病ニ恩問ヲ賜フコト、同年九月二日ノ條ニ、道長ノ上東門第二行幸アラセラル、コト、同年九月十六日ノ條及ビ同三年五月十六日ノ條ニ、茶堦及ビ蘇芳等ヲ、皇太后藤原彰子及ビ中宮藤

原妍子等ニ贈リ給フコト、同二年十月八日ノ條ニ、石清水八幡宮行幸ノコト、同年十一月二十八日ノ條ニ、賀茂社行幸ノコト、同年十二月十五日ノ條ニ、内裏焼亡ニ依リテ、太政官朝所ニ移御アラセラル、コト、同三年二月九日ノ條ニ、源賴親ヲ攝津守ニ任ズルニツキテ、實資ニ諮リ給フコト、同月十六日ノ條ニ、松本曹司ニ移リ給フコト、同月二十日ノ條ニ、耳目ノ御病ニ依リテ、療法ヲ清原爲信ニ問ハシメ給フコト、同年三月三日ノ第二條ニ、道長ノ枇杷第二遷御アラセラル、コト、同年四月九日ノ條ニ、實資ニ恩言ヲ賜フコト、同年六月二十七日ノ第三條ニ、例ニ乖キテ別レノ櫛ノ後齋宮ヲ顧ミ給フコト、同年九月二十日ノ條ニ、御眼疾ノコト、及ビ御惱平癒ノ爲メニ、御祈并ニ御修善ヲ行ハシメラル、コト、同年十二月四日ノ條他十一箇條ニ、道長ノ意ヲ抑ヘテ、慶圓ヲ天台座主ニ補シ給フコト、同月二十六日ノ第一條ニ、仁海、御眼疾ヲ占ヒ奉ルコト、同四年二月二十五日ノ條及ビ同年閏六月二日ノ第二條ニ、天皇、大宰權帥藤原隆家ノ赴任ヲ餞シ給フコト、同年四月二十一日ノ第二條ニ、御眼疾ニ依リテ、紅雪ヲ服シ給フコト、同月三十日ノ條ニ、御惱及ビ疫癘ニ依リテ、非常赦ヲ行ヒ給フコト、同年五月二十六日ノ條ニ、改元ノ可否ヲ實資ニ諮リ給フコト、同年六月一日ノ第三條ニ、故律師賀靜ノ怨靈

ヲ恐レテ、賀靜ニ僧正法印大和尚位ヲ贈リ給フコト、同月十九日ノ條ニ、御惱治療ノ爲メニ、水ヲ御首ニ沃ギ給フコト、同月二十三日ノ第一條ニ、故冷泉天皇ノ御靈現ル、ニ依リ、御陵櫻本ニ三昧堂ヲ建立セシメ給フコト、同年閏六月一日ノ條ニ、内裏造營ノ違期ノ處罰ヲ定ムベキヲ仰セ給フコト、同月十四日ノ第一條ニ、道長ノ足ノ負傷ニツキテ、勅問ヲ賜フコト、同月十九日ノ條ニ、御眼病ノ間道長ヲシテ官奏ヲ覽シメントシ給フコト、同年八月一日ノ第一條ニ、御眼病ニ依リテ停メタル威儀ノ御膳ヲ復セシメ給フコト、同日ノ第二條ニ、諸衛府官人ノ直衛ノ闕怠ヲ誠メ給フコト、同月十三日ノ第一條ニ、御惱重キニ依リテ、道長、御讓位ヲ促シ奉ルト雖、之ヲ肯ジ給ハザルコト、同月是月ノ條ニ、御眼病ノコトニツキテ、實資ニ密勅ヲ賜フコト、同年九月七日ノ條ニ、御惱ニ依リテ、大神宮并ニ石清水八幡宮等ニ奉幣使ヲ發遣シ給フコト、同月十四日ノ條ニ、枇杷殿ヨリ、新造内裏ニ遷御アラセラル、コト、同月二十日ノ條ニ、道長ガ、敦良親王ヲ次代ノ東宮ニ立テントスルニ依リテ、御讓位ヲ否ミ給フコト、同年十月二日ノ第一條ニ、禊子内親王ヲシテ頼通ニ降嫁セシムベキコトヲ道長ニ仰セ給フコト、同月十五日ノ條ニ、御眼病ニ依リテ、春日社ニ奉幣使ヲ發遣シ給フコト、同月二十七日ノ第一條ニ、

御惱ニ依リ、道長ヲシテ、攝政ニ准ジテ、除目官奏等ヲ行ハシメ給フコト、同日ノ第二條ニ、内裏燒亡ニ依リテ、太政官廳ニ移御アラセラル、コト、同年十一月十七日ノ條ニ、道長ノ枇杷第ニ遷御アラセラル、コト、同月十九日ノ第二條ニ、御惱ノ間、述懷ノ御製ヲ妍子ニ賜フコト、同年十二月八日ノ條ニ、御讓位ノコトヲ實資ニ諮リ給フコト、同月二十七日ノ第二條ニ、興福寺ノ寶算四十ノ御賀ヲ受ケ給フコト、同日ノ第六條ニ、御腹病ノコト、同五年正月十一日ノ條ニ、因幡守忠貞ノ延任ノコトヲ道長ニ仰セラル、コト、同月十二日ノ第一條ニ、御讓位アラセラルベキニ依リ、御馬乘近衛ヲ賞シ給フコト、同月二十三日ノ第二條ニ、道長ニ資平ヲ新帝ノ藏人頭ト爲スコトヲ求メテ、果シ給ハザルコト、同月二十九日、後一條天皇御受禪ノ條ニ、資平ニ恩言ヲ賜フコト、同年二月十三日ノ第一條ニ、以上御在位ノ御時ノコトニカ、ル、枇杷殿ノ北對ヨリ、同殿ノ寢殿ニ遷御アラセラル、コト、同年三月二十三日ノ第二條ニ、試ヲ經ズシテ、東宮帶刀ヲ補シタルヲ咎メ給フコト、同日ノ第三條ニ、朱雀院ヲ返獻シ給フコト、同年四月七日ノ第六條ニ、御眼病ニ依リテ、延曆寺ニ御幸アラセラレ、御修法并ニ御讀經ヲ行ハシメ給フコト、同年五月一日ノ第二條ニ、資平ヲ參議ニ任ズベキ由ヲ道長ニ仰セ給フコト、同月二

ル、

あめふりけるよひに月のいりけるを見て、ハル、〇宮内廳書陵部所藏異本、いりけるヲいつるニ作ル、

おほそらにちりにし花やにほふらんくものはるともみゆるよひ哉 〇結句西本願寺本三十一人集見えぬよひかな

ル、ニ作

たけのありけるか、よる風にさめくをさゝて、トコロニテ風ノフクニイミシウサ、メキケレハ

風ふけはなみやさはくかはたけのなかるゝ水にこゑのかよへる

十月女院の御はかうありし時、きくあはせに人々こひしかは、〇西本願寺本三十一人集、コノ下ニみなた

いともありき ノ九字アリ、

神な月佛のかきりあらはるゝにはのまに、花そちりける 〇結句群書類従本、花

いつのまにのりにうつろふきくなれやすきにし物ともみえずもあるかな モナク、スミシ、ヌケフ

おほつかなく、にきつらんもみちみにきりのかくせるやまのふもとに

君しあればなみさのかけもたのまねといたくな吹そこからのかせ 〇傍書ニ本文ハ、同文

ノ草體ノ讀ミ難キヲ釋シタルベシ、
三句群書類従本のまれすニ作ル、

イトアマダアレト、カ、レハ、ト、メツ、

東三條院法
華御八講ノ
菊合

小大君ト源
俊賢

小大君ト藤
原朝光

朝光ノ劍ヲ
詠ム

源さい將のにはかにおみにさゝれて、山井をかさぬるに、はりきにこほりのつきたれ 俊賢カ、右兵衛督、ソノアヲスリヲアシタノマニセメラレテ山井ニカサヌルニ

は、〇西本願寺本三十六人集、源さい將のヲ源しきふのつさいさう右兵衛督ニ作ル、群書類従本は、りきにノ四字ナシ、拾遺和歌集、詞書ヲ祭のつかひにまかりていてける

あしひきの山井にこほる水なればとくらんそてのほとそしらるゝ トイヘ、

藤大納言に三年はかりさらにもえさりけるを、あか月にうちへもいれて、つとらへ 人ノモトニケルヒトノ三年ハカリサラニミエサリケルヲミムトテアスハアケハテ、クルマハキテコトイヒ

拾いはしよのよるのちきりもたえぬへしあくるわひしきかつらきの神

返し

オトコ

あけ□てはみしと思ふかつらきの神のよるにてやみぬはかりか 〇西本願寺本三十六人集、二句ヲみえしとやお

もふニ、下旬ヲ山ノよるにてあけぬはかりかニ作リ、群書類従本、初句ヲ秋たてはニ結句ヲやみぬへきかなニ作ル、

おなし大納言、こよひはとのゐなり、これおきたれとて、まさゑのさやちむのつかいし コノオナシ人ナヲシスカダニテキテヨヒハウチノトノキナリ

寛仁元年五月九日

寛仁元年五月九日

二〇四

たるかたないおきておはしぬ、三日はかりおともせねは、このかたなをとりてみる、さ
ひたれば、
タリケレハ女

ときをきしさやのかたなもさひにけりさして久きほとやへぬらん 集〇西本願寺本三十六人
結句ヲほとそな
りぬるニ作ル

とてやりたれば、
リケ

かねよはみ返るかたなきみをなしてつかのまも〔なカ〕くこひやわたらむ 人〇西本願寺本三十人
集初句及ビ二句ヲ
かねわたるみかけ
るかたなにニ作ル

おなし人心ちしあしくしてうちへもまいらて四五月許ありて、かのありつるよし
オトコ心地ソコナヒテ四五五月ハカリ内ヘモマイラテナムアル
アリケル
コト、イヒテアリケルニ

きつけてありし、〇四五五月、西本願寺本三十六人集、五
六日ニ群書類従本、四五日ニ作ル

かくてもやきえんと思ふにしら露のをきゐてむすふみつつきおみよ

とありしかは、
ヲムナ

露によりくる、かけまつくさのはにかゝるをりしもきえんといふへき 三〇結句西本願寺本
十六人集、きえな
エネ

消ぬといふへきニ作ル、
コレヲミテミカナンナキストイヒケルコト、ヲコトナレ

これおもてありきてな〔なカ〕なきありきけるしとあり、まことならねとおほえしか、

男子ニ代リ
テ詠ズル歌

くすたまをおんなのものとやるいおとこにかはりて、
カリ
トテ

新〔古カ〕ぬま水にそてそぬれぬるあやめくさ心にゝたるねおもとむとて 六〇初句西本願寺本三十
六人集、群書類従本及ビ
新古今和歌集、ぬ
まことにニ作ル

返〔シカ〕〇コノ下ニ、西本願寺本三十六人集、宣耀
殿女房ノ五字、群書類従本、女ノ一字アリ

くるしきなにもとむらんあやめ草あさかのぬまのおふとこそきけ
に

みのゝかみよりみつかめなくいてのころ、しもしろきあしたに、〇西本願寺本三十六人
集及ビ群書類従本、コノ
下ニ人ノ一字アリ、後拾遺和歌集、詞書ヲ源頼光朝臣女にをく、
れて侍けるころ霜のをきたるあしたにつかはしけるニ作ル、
ノイミシキ
ハラフ
〔ラムセ〕

後拾このころはよはのねさめを、もひやるいかなるをしかしもは、うらはむ 十〇西本願寺本三
十六人集、二句本ヲ
よはのあしたはニ、群書類従本及ビ後拾
遺和歌集、結句ヲ霜はらふらんニ作ル

かへし

冬のよのしもうちはらひなくこそはつかはぬをしのわさにさりける 〇結句西本願寺本三
十六人集、なにそあり
作けるニ

これなかのそちやまにわつらひて、い宮の権大〔シム〕むねなかをよひていはするに、き
キ、イレサリケルヲシキテイヒケレハ
キラ

けにもいはさりければ、すこしよろしくなりたるをたのみにて 月とやおらねぬ
〔あかカ〕
ニトイヒテネ、
〔ルニ〕

小大君ト平
惟仲

源頼光ガ室
ヲ衷ヘルヲ
弔フ歌

寛仁元年五月九日

二〇五

るに、○底本、或ニ兩面書寫ノ一紙ニ張ヲ失ヘルニ似タ、「よなか許におきて、うちあら
ひてかねうちならしてほとけに物申おとのしければ、今や」と待に、○今や以下、群
書類従本さや
ふにニ作ル、おともせずなりにけり、てしをおこして、いつちおはしぬるそといへば、も
とむれとなくなりけり、あさましくいみしうて、かきおきてきにけり、○きにけり、群
書類従本にけ
ニ作ル、

なかきよのみちにまとへるわれをおきてくもかくれぬるそらの月かな○結句、群書類従本、
夜はの月哉ニ作ル、

進發〔新カ〕○群書類従本、かへし、あしたにありける、

かさなれるみやまかくれにすむひとは月をおしへむあふきたになし

三條右大臣〔三カ〕みきのおと〔藤原道兼カ〕ニ作ル、八月許にまいりたまて、哥ひとつよませてたまはら
むとうへにせめきこえさせたまへは、せんかたなくて、くさはのうへにとありし御返

はこれなり、

露ゆへにくさはのうへもいひかたみなに、つけてかあきをかたらん○群書類従本、初句ヲ
露ふかきニ結句ヲ秋

をとふら
んニ作ル、

あきのよのくさはのうへの露のみをそれにつけてもかたりおかなむ

藤原道兼小
大君ノ歌ヲ
強請ス

藤原城子
葵桂ヲ賜
ハリ

ことのはに露かけすとも思やれいひおくひとのわかよしらぬを○コノ一首群
書類従本、関ク、

かくていひこめられぬとていて給ぬ、○群書類従本、以
〔藤原城子〕宣耀殿御つほねより、みそきの

ひ、かへりに○以上四字、群書類従
本、かつらにニ作ル、あふひをかけてうへにまいらせ給けるおろしをた

はせたるに、

みつかきのあたりはなれぬきねよりもかみいちしろしいまはかさし○群書類従本、四句
ヲ神にいちしるし

ルニ作

かへしわすれにけり、

又五月五日、さうふのねをほととぎすにつくりて、○群書類従本、ほと
とぎすヲ鶯ニ作ル、むめのえたにす

ゑてたてて、〔マ〕○以上六首及ビコノ詞書ハ、西本願寺本三十六人集ニ據リテ補入ス、底本、コ
ノ詞書ノ末尾トシテ、〔ヒル〕ひてノ字ヲノミ残セリ、新古今和歌集詞書ヲ三

條院御とき五月五日あやめのねを時鳥のかたにつくりて梅の枝にすへて人
たてまつりて侍けるをこれを題にて歌つかうまつれと仰られければニ作ル、

返し

梅かゑにとりあやまてる郭公〔タカヘタル〕のあやめもたれか〔ワク〕しるへ○二句、新古今和歌集、お

かへし

なのりしてこすゑにこすはほととぎす春かけてゐし〔トカ脱カ〕とりか〔トカ脱カ〕とやみむ○群書類従本、初句ヲ

寛仁元年五月九日

鳥とかやみ
む=作ル

(行間書)
「スミヤウ經ヨマセムトカヤソアリシ」西本願寺本三十二字アリ、

小大君トゆ
きより

宮にすりの藏人として候ひし人の、大はむところヒトリに一人さふらひけるおソレいとらへよと、

ゆきよりにおほせられければ、とらへて、さらユルサテにいふしぬるを、よひとよいとをしトオモかり
て、つとめていつるほニにいひやる、

なかゝれよあさねの神のすゑチヨむすふちきりとみればかなしかりけりト ○結句西本願寺本三
作ル、
けりニ
返し、ゆきより、

なかゝれといはずはなかくあらしとやあやなく君かめにはみゆル ○んか

殿上ノ枕ヲ
詠ム

上ウヘのぬすとして御前オマヘニちかくさふらふ人ハの、あやし近しきくれのまくらをおとして

いてたるに、かきつタルヲけたりしを、人ハく殿上ヤリタルにいたしたりしこそあやしかりしか、本願西
寺本三十六人集、人ハく殿上以下ヲおもたお殿上ニやり
たるニ、群書類従本、かきつけたりしヲあか付たるニ作ル、

後拾みちしはやおとろの神にならされてつもれるかこそ草まくらなれ〇四句後拾遺和歌集、う
さふらはさりし人ハく、いみしくわらひて、みちたかの辨〇以上大字、西本願寺本三、大
十六人集上達部ニ作ル、

小大君トの
ふつね

はむのうゑにおきたりければ、とのキセシ人ハく、いみしくわらひて、かへしはま枕くらさた

めすなとそありし、殿上トソミエシヤにすみもてクルいるおのこ、おそくもてまいリタりとして、のふつねソノトキニサ

といひし藏人の、うちフにマたりマにし、四日ヨソノヒトとらへてかカになはをつけてゆるさハりし
かは、ものよりのそかタカせたまひてセタマフカトモからタカ給へタカ、〇たまひてノ下、西本願寺本三十
書類従本、こはたからせルヘクトテこりはへらねはルヘクトテいひてゆるさタカさりしかは、ネウハウタチヨ
たまふかともニ作ル、

おほはらやすみのかしらのなはゆるせこのめニになみたうかふといふなり

といはせたりしかはゆるしてき、我には思ひケリワレましたりけりとおほせられしこそ、
人のもとマカにきたるおマのこのマみるをマしマらマて、しマうマのくマら人といふ人のさマしいて

ゝ人に物いひけるをみて、おとこ、〇しうマのくマら人、西本願寺本三
みつのえのあまニとはカゝやしらなみのよるはヒかるてふたまもかくやと〇結句、西本願寺本
三〇十六人集たまも

かニるやと
作ル、

いはんイカニカなとありしケルに、ネタリケルネコカトニ、
イマツケム
いそイむあまノのみるめはつかしくそてにたまらトんたまやとりけむチ ○初句西本願寺本
三〇十六人集いそへ

寛仁元年五月九日

二〇九

二〇八

正曆五年ノ疫癘

有興作ル、えあはぬおんなのかりやらんとて、おとこのこひしにかはりて、ぬ群書類従本、えあは
ふこのいふ作ル、けふやわれきえはてなまし中／＼にのちもたのむいのちしらぬを初句、西本願寺本三十
ル、
正（曆）らく五年のころ、人のいみしくなくなりしころ、さとより、木工の藏人のありし、
おきもあえすはかなきころの露をいかてつらぬきとめむたまのおもかな
返し
たまのおもかたいとなるはかひもなしたゆればつゆもとまらさりけり
又、木工の

草のはにあらぬよなれとともすればつゆはわかみのうゑかとそみる西本願寺本三十六
なれと結句ヲうへかとそおもふ作ル、
かへし
秋風おのかたまマダまきえぬにきゆるころなれば露こそ人をつゆとみるらめ

小大君ト勘
解由判官

いまはさはとまるへきよのたまならずしるきはちすのうゑおみかゝむ結句、西本願寺本
かゝむ作ル、
かむけゆのそうとてありし人、もち世、ムラヨ
つねならはつねなきころならはのつゆのみをいかにおきてか日ははくらさむ三句、西本
六人集、露のまをまを作ル、といひし人なくなりカクにシカき、
みるほともなくキエてちりぬるつゆよりもたれかこのよをついにキとま覽西本願寺本三十六
つゆ群書類従本、結句ヲつゆにとまらん作ル、
これはそのみの、人集これは以下、西本願寺本三十六よのはかなきころ、せんさい
の露おみて、拾遺和歌集、題しらす作リ作者ヲ中務ト爲ス、
拾うゑてみる草はそよをはしらせけるおきてはきゆるけさのあさ露
あまのかはうきゝにのれる我ならば君かあたりイマハにけふはきなまし夫木和歌抄、
寛仁元年五月九日
二一一

寛仁元年五月九日

二二二

心さしふかゝらぬおとこの、はなあさきにかりきぬをせさするをやるとて、
新古人こゝろうすはなそめのかりころもさてたにあらでいろやかはらん

ちひさきうりのきなるを、なしいろのかみにつゝみて、おみなへしにつけて○以上九字群

書類從あさみつの少將ノカリにやるを、きゝたかへともひらにとらせたりければ、
本ナシ

くものたつうりふのやまのおみなへしくちなしいろにくひそわつらふ○二句群書類從本、
ル、

たかへたりともいはて、心ときめきにシテいひたり、ほいなければ、返しもせてうりおとり

かへして、はしめの人のかりやる、いわかないひそとくちかたむれと、少將、

なりところこまかにイッラズいは、しらぬうりのつらおたつねて我ならさなむ

左近のきみ
ト稱セラレ

左近のきみにとのたまへヘリシカハは、いられにけりとねたくて、
なりところこゝにはあらし山しろのこまかにしらぬ人なとかめそタツネツ

宮にて、七月七日、たちはさあるかたにて、いとひきたるクモのすかけるおみて、かけ
かけとゆきよりなんおとりたてると、おほせられしかは、○西本願寺本三十六人集、
たる□ヲひきたるイとにニ作ル、

小大君ト藤
原實方

さゝかにのもろてにいそくたなはたのくものころは風やハ ○結句西本願寺本三十
六人集、かせやたつらむニ群書類從本、風や
とくらむニ作ル、

とありしお、さねかたのきみに人のかたりたりしかは、たちなから、
タマフメリ

ひこほしのくへきよひとやささかにのくものふるまひしるくみゆらんエケ ○下句西本願寺本
三十六人集、

雲いかきかかねてみゆらんニ群書類從本、
雲のいかきかかねてみえけんニ作ル、

おとこのふみに物かゝておこせたりける返事に、

思ひつゝうきにあらんとまらねはまたふみしとみするなりけり○宮内廳書陵部所藏
本、上句ヲおもひえつう

句ヲおもふなるへしニ作ル、
結

むかし藤大納言少將におはせし時、女御の御かたにたなはたまつりしたるかたにき
所ニ

て、物いはんとありしかは、すのこのもとなにかとありしお、そのよなんいりきたり
ト人ノキ、タマヘリケリトテアシタニヨロツノチカコトヲフミニカキテミセヨトホシクテアリ

ける人ノタカノまふときゝて、よろつちかことをか□て、人にみせよとおほしく
タカ

て、○西本願寺本三十六人集、下ニなことをいふへきそはノ十一字アリ、コノ詞書、
宮内廳書陵部所藏異本七月七日おまへちかく人にもひたりければひなけにお、

納言朝光物いひ待けるを又の目心あるさまに人のいひ待ければつかはしけるニ作ル、
千たなはたにかしつと思ひしあふことおそのよなきなたチける哉○宮内廳書陵部所藏
異本、上句ヲあふこと

寛仁元年五月九日

二二三

人はたなはたつめにかしてしをニ作ル西本願寺本三十六、

あめにさはりてとてこぬすなりにし人の、ふらぬよもみえねは、

ふらぬよの心をしらておほそらのあめおつらしとおもひけるかな○拾遺和歌集

あさみつの少將つらきころ、

伊勢のうみにあさみつしほのからければかつきわひぬとあまも○新千載和歌集いふなり

歌集初句ヲいせのうみのニ、

三句ヲつらければニ作ル、

君によりくれゆくほとあさつゆのからんほとはたれかたのまむ○續拾遺和歌集

ふみおこするおとこの返事せぬをいみしくうらみて、なおこのたひはかりといひた

りしかは、

ふみなみそわたしもはてぬいはしは中くみちのそらにわひなん

ひたちのかみなかよりかかれかれになりければ、

あた人のかりにとひくる我やとにいまはむくらのねこそさすらめ

おなし人のきたるに、こと人のあるけはひおみて返にけるつとめて女のやる、

小大君ト常
陸介な
かよ

敦平親王ノ
五十日ニ詠
ム歌

うらむらんこゝろもまたやとけさ覽おきつるしものけさのサムケサ

また人に

そこはふちふちはせならぬ浪たかはそのわたりはあらしと思ふ

えあはぬおとこにやらんとて、おとこのこひしに、

なくやわれきえはてなまし中くいのおたのむいのちしらぬヲ

三宮の御いのかのことは、ヲ群書類従本三宮のためウのきみそつかまつりたまひし

ものゝなかに、まつのみいりたるを、そのえたにつけたりし、

ときはにノトケキたのしき物ノトケキはあめのしたちよまつかけのかけにそありける人○西本願寺三十六

まきてニ、四句ヲちよ、

その返し、おほせことにて、

たれはかりこゝらのとしおかそヘコふらんまつのはをヲキツ、ちよにヲキツ、をきみん○初句、群書類従本、

東三條院ニわたらせ給て、いけのうきくさいトモのいとむつかしけなるをハらはせたまふと

て、いとめてたきを、○後拾遺和歌集、東三條院ニ

後拾君キミすめはにこれる水もなかりけりみきはのたつもこゝろしてぬよ○二人集及群書類

寛仁元年五月九日

従本にこれる
いけも=作ル、

女ノモトニ

いものいたにい、はんとてきたる人の返てあしたに、○新古今和歌集、女のもとにもものを

しくかへりてあしたに=作、
リ、作者ヲ左大將朝光ト爲ス、

新〔吉カ〕

さえかへりあるにもあらぬ我身かなうらみて返るみちしはのつゆ

〔行間書〕
「カヘシ

アハレトモクサハノツユヤトハレマシミチノソラニテキエナマシカハ

おなし人

拾ヒタフルニひとすらにしなはナカクにかはさもあらはあれいきてかひナカクし物思ふナカクは

返し

なくなればな〔付カ〕のあはれもいはるゝをさは心みにあくれよたま

返し

身のうさにはひふすあしのかりにてもたのむはかりのことはも哉ソナキ○西本願寺本三十四
に=作ル、又かゝることゝもは人のも
とにありしなりノ十八字ノ左注アリ、
まつをむすひて、おとこ、

そめかへししくしほしらヘテカていそのかみをふるまつはをむすひをくかな六○西本願寺本三十四
句ヲいけにのみおふ
るくさはを=作ル、

返し〇宮内廳書陵部所藏一本、ものいいひたりしをとこ

いそへのはむすひもしてむたかさこのまつにはおよぶ物やなからん〇西本願寺本三十四
ま

さかの松のはをよふひとやなからんニ宮内廳書陵部所藏一本、二句
ヲむすはゝむすへニ下句ヲまつきてかへる人やなからんニ作ル、

おなし人の、をんなのもとにゆきて、かをとたゝくに、あけねはかへりてつとめて、お
んな、
タリケレハ

たつぬへき人もおほえぬわかエおよるはむくらのねこそカすらめ

返し

オトコ

草はたに心ありらしやムらいる人わきてねやのとカせは

トイヒテケルニ
かくいひやりけれど、〇以上九字西本願寺本三十六人、猶かたかりければ、

このよにはツキシモつきもはてし思ふ事いのゝちのゝちもいつかたゆへき〇四句西本願寺本三
十六人集いのちと

作も
ルニ

返しナルヘシ、

ワレシナハイツクヲハカト
我ならはいつをはかりとたつねてかこのよにつきぬこともかた覽

おなし人つねにいふを、いまなりと、いとをしさにいへは、たのむにやありけん、ことさ
まになりぬへしとき、とありけれとことさまになりぬへうきよては、今な
われやあけしうらしまのこかたましくけむすひしことのそらにみえぬは、
のそらにみえぬは、
○西本願寺本三十六人集おなし人つねにいへは、
○下句西本願寺
○群書類従本、むすひしそて

返し

ヲンナ

たまくしけそらからくものたえしよりそらのな
かかけぬひそなき

御あふきのぬひ物したるおもたせ給へるに、ほと、きすのうの花くひてとひたるを

ぬひたり、
ニヤハトテ

ウテコレミヨトオホセラレテダマハセタルニ
イタカダアリタ

かきねいつるたよりにくへるうのはなを、しむにこゑもたてぬなるへし

ときこえさせたれば、いさねかたのあそむにたまはせられたは、

郭公なくにしちらはうのはなのかきねなからそきくへかりける

かねもりか大けんもちにてありし時、いみかき申しに、おほとねりひきりて、ないし所に

てきたるに、内侍の佐をしるやうありて、そこにある
願寺本三十六人集ないしのすけにみかきまうしにおほとねりひきてきたるに、まへな
ある人内侍のすけしるやうありて、そこにありけるをさとにありければ、
りケルタチフトイフ
るうりおきな
らせたり、
山しろのとはをかよひてみてしかなうりつくりける人のかきねヲ
とはにかよひて、御藏切、
とはをわたりて、
返し、さてやはあらんとて、

としにゆけはなりけりその、もなかにたてりしや君
又のひりするかのかみになりて、
としいたりし、ハイトコソ、

うりつくるそのうもしらす人しれすおつるなみたやそほつなるらん
の三十六人集結句ヲそ
のうなるらんニ作ル、

あるやむことなき人しひのひていかよひたまふに、いか、ありけん、おんな、

寛仁元年五月九日

二二〇

クテ(アツカ)ヒシナトシチエサラ(サリカ)ケレハマタノ日ソノ(コトカ)ライヒテコヨヒハイノチタ(ニカ)アラハカナラストアルニオンナ

續後をしからぬいの(ちか)は(われもか)ゆつりてむたのむること(をたれにみせまカ)し(ニカ)詞書(ニカ)後撰(ニカ)和歌集(ニカ)の男さし合こと有て命あらはあすの夜かならずと申たりける返事に(ニカ)作ル

そのよひに、物おたにはきあへてきたるとてありしにそ、おなし人、ソノヨモノヲタニイヒアヘテトソイヒシ

よもすからひちあかして(ツル)しころもてのけさもかはいぬほとをしらなむ(ら)大人集(ニカ)四句(ニカ)ヲけさぬもかはか(ニカ)ぬ(ニカ)作ル

返し

よそなからそもやひちしむへこそはこゝになみたもとゝまらさりけれ(リシ)

をやの思ひにて、れいくるやうにもこぬ人、このほどありきしたらはとちか(ヒケル)ふおうけひかねは、返りて、あしたに、よへはわりなくなといひて、

わりなしやそらことによりちかひせはけふまであらん物とやは思(フ)ちかひてもありとたのむなたまさかに神のほかなるほとにもありけむ(トアレハ)返し

秋風うりふのゝさはにすみけるおしとりのくもぬにかよふこゝろあるらし

ウリノアヲキナルヲ、シノカヘリカヘリミムキタルヨシヲコレハイカ、イフヘキトア(シテカ)ニカキテマイラセタあをさうりの(ハ宮ヨリ)みかへりたるかたにゝたるをまいらせたりし(ニカ)宮より、

御返し

心おしくもるとゝめはおしとりのさはにのみとはおもはさらなむ(マシ)〇二句御藏切(ニカ)くも(ニカ)御いしなとりのいしつゝませ給つるか、卅あるお、ひとつにひともしつゝかきてまい(オホソ)御いしなとりのいしつゝませ給つるか、卅あるお、ひとつにひともしつゝかきてまい(オホソ)

らせし、(ケル)〇拾遺和歌集、東宮のいしなとりのいしめしけれ(ケル)は三十一をつみみて(ニカ)作りよみ人しらす(ニカ)ト爲ス、こけむさはひろひもかへさむさゝれいしのかすおみなとるちよはいくら(カスハ)そ(ニカ)〇拾遺和歌集、結句(ニカ)ヲよ

そはひいくよ(ニカ)そ(ニカ)作ル、七月七日、(オホ)入道とのゝ御いみなるほと、(ニカ)〇藤原兼家薨ズルコト、正暦元年七月二日ノ條ニ見ユ、すゝきに(ヒキカ)いとひ

世中につゝまぬとし(オホ)ならはおかしからまし(ニカ)は(ニカ)〇御藏切、二句及ビ三句(ニカ)ヲつゝまぬとしのあき

のなぬかは(ニカ)結句(ニカ)ヲ今日(ニカ)ならぬかは(ニカ)作ル、ふみなとおこするおとこのものへゆきてほとなくかへりて、(ニカ)キタレハ

たゝいまそきつると思ふにころもてにのうらうへわかすぬれぬる哉(ニカ)ニケ

寛仁元年五月九日

二二二

東宮ノいし
などりノ石
ニ書ケル歌

藤原兼家ヲ
申スル歌

返し

おほそらのたひのそらなるぬれきぬはたか思ひおかたのみきつらん

九月ハカリニオナシオトコニ
秋つかたおなしおとこ

花すゝきはほにいてにけるりいまはいかて人にしられてむすふわさせん

返し

むすふともとくともいそく花すゝきまたきはほにいたす風さへそうきにし結句群書類従本人

マダ
返しおとこ

ほにいてゝたゝに花すゝき風のよとはさらなむも御藏切二下句ヲたゝ風に

よすかをいはさらなむニ作り群書類従本四句ヲ風のよするをニ作ル

またいのちをしらぬとある人のかへりことに御藏切人のノ二字ナシ群書類従本またいのちをノ六字ナシ

たのめとやのまれしとやさためなきいのちにかゝる心といふらんまれしとや御藏切たの

またりのころものへいくとて

わかれゆくかたのゝみちにをくしものきえもしづくにそてやぬれなんきえむ群書類従本人

返し

ふりすてゝゆきなんのちのころもては君ひとりしもぬれしと思ふ

またおとこ

むすふてふことになるとも花すゝきとくるまでたにわすれさらなん初句群書類従本人

返し

はなすゝきゆくてにむすはれていつかとかまつそはかなき

くによりおとこ

しもかれにをきてこしよりひとりねのこのさむさのまさりゆくかな

返し

しもかれのわひしきことは思へともおきてゆくへきくさはならぬよは結句群書類従本人

おとこ群書類従本人神な月ノ歌及ビ返しノ詞書ナク
おとこシテおとこヲ以テそら事ノ歌ノ詞書ト爲ス

神な月こひしくれにそぬれわたるあきはてぬとは思はさらなむ

返し

そら事ゝいふへけれともかみな月おもひいてつゝかつはしくるゝ結句群書類従本人

返しオトコ

つねよりも戀しくなりてカかみなつきたえすもそてカのうるふころかな

久くありてきたり、いつるみちにちりありといオムナへは、○詞書宮内廳書陵部所藏異本、ひ

こはちりあらん、
といへはニ作ル、

我ならぬ人もおきふすとこにはちりのみゐるといふそあやしき○宮内廳書陵部所藏異本、二句及ビ三陵部ヲ人も

おきふしする、
とこニ作ル、

返し

ちりならてまたゐるとこもなきとこになきモノヲユトニナキ名モなのたつそわひしきかりける

十月許に、こせんオマヘのきくのいみしくうつろひたるをみて、

たれかカクこのにしきはかけし神な月はたおるむしのこゑもたへエにき

あるをんなのおとこにさしくしとらせけるに、おこすとて、おとこ、

てもたゆくみかきておもふまじカくしのつまゝた人ウチカやとウチカんとすらむ

そのをんなにかはりて、返し、

ひとすちに思はぬ人やうちかへしこなたかなたのつまはとるらん

子日に、おとこのをんなのもとイヒタリケル哥ハにをこせたれば、おほえすヲムナいかへし、

小大君ト堤
の大宮

野邊なからちぎりしことヲのまつならはつらきときコ、ロモはなをやたのまむ

女院にて、うたのたいたまはせてよませ給に、しもかれのおきおとりて、

しろたへのそとやみえむあきふかみしもかれにたるおきのふねかは

つゝみオホミヤニの大上の宮に物きこえし四月ニに、いとゞきすのはつこゑふたりしてありしほとナカラキ、タリケルホトニに、

○はつこ委群書類、おろかになりたまひケレにしかは、キコエ□ケリカ

はつこゑおふしてかきヤし郭公キクニいふにたかはぬ物おこそ思コ、チ□スレ

春宮にて、なすひユ、シケナルニハカタノツキタルヲミテのかはつうけにはかたのつきてすてたるを、ヘカ

くちヒところみねはうねなるもとなすオヒひうゑたる人のくつヘなるへし

(行間書)
「タメヨリカイヒタル、

人シレヌコ、ロノマ、ニヒロヒタルカヒナカラントオモヒケンヤハ」

返し

君キミはかくわすれかひこそひろひけれうらなき物は我カこゝろ哉○續詞花和歌集コノ歌ヲ收ム、

せえう殿まいりたまへりしころ、ひわりこのおかしきにまつなとおほしをしほなと
ありけるを、そのよはこと御かたにわたらせ給て、つとめて返したてまつると(てカ)□ミむ

小大君ト城
子

ふのめのとにて、

しもこほりふたみのうらにすむをしのはねのうゑこそさむくみえけれ

返し、れいの、

しもさゆるふたみのうらのをしヲのうゑをきみよりほかにたれかはらむ

せえう殿にて、梅花人ノサクランノうたのもとすゑつけしニタルに、

ちらてちとせをすくさましかは

トソアリケル殿上人ノツケ、ルとありしかは、

をしむあまりめやなれなましむめサクラのはな

ほしとりおたきものゝこニにいて、○ほしとり、群書類、人のをこせたりしかは、

人くれといまはたちけもなきとりのこニにもれるやなにのうた（かカ）ひ

（なてカ）しこを人のかりやるとて、五月五日クスタマニツケ、ル

なてしのをけふひきそふるあやめくさはの物とは思はさらなむ

ゆきのふりたるにきかニせたまふやとはかりいひて返りぬる人タルニに、

ゆきふりのあとたつぬれはなキエニかりけりいつからリケこしのかたにかあるらん

ウチニマイルニサネカタノ中將月コソイトアカケレトノタマフシカハ
月に（内カ）まいるに、月こそあかけれと、さねかたのきみのたまふに、

くものうゑに人ヘこさりせはひさかた身のみにそふかけモヲクヲおとらモさらまし

世のはかなき事、人々のたまふに、

あるはなくなきはかすそふ世中にあはれいつまていはむとすらん○續詞、花和歌集、コノ歌

ヲあらんとすらんニ作ル、新古今和歌集、下句ヲ哀いつれの日まで歎かんニ作リ作者ヲ小野小町ト爲ス、

人の、こよひゆめにみえつるかなとありしに、

いかて人ゆめみゆはかりいマニをぬらん我はつゆこそおきあかしつる

ひとのきていみしくたゝきなとするを、ねたれはなめりといはせて、きかぬさまなり

しかは、かへりて、つとめていひたりしはわすれて、返し、

ねて（コノ符號ハニ〇頁ノ有異ニ照應ス）ぬみはさる物にいひおきて（或本宮キクノコトナ、リ、〇宮キク、西本願寺本三十六人注ト爲シテ、たう作ル、群書類従本、宮以下ヲ今ツ

）ぬにかへるひと（ウロカ）しな

ダイトコノ、サリエノカ（ウロカ）ニイレムトテ、ハイ花○群書類従本、コノ下ニほ（ウロカ）う（ウロカ）ノ（ウロカ）ニ（ウロカ）アリ、サフ（ウロカ）ラ（ウロカ）フ（ウロカ）ナル、シハシ（ウロカ）タ（ウロカ）マ（ウロカ）ハ（ウロカ）ラ（ウロカ）ント申（ウロカ）タ

リケレハ、○拾遺和歌集、ひえの山にすみ侍けるころ人につけてつがはしひて侍りけるまゝにすこし、

ハルカセニチリハテニケンムメノハナタ、カハカリソエタニノコレル拾遺和歌集初句及び二句ヲ、春

中將命婦ニ、ムマノ内侍ノ八月ハカリニイヒヤル、ミツメケルコトモアキトカ、

エタシケミシタニモミツルハキノ花アキシリソメシ人ヤユヒシキ二句、西本願寺本三十六人

カヘシ

イロマタテスエニシキユル雪ナラハツキニ、シキハミテヤ一カマ、シ三句、西本願寺本三十六

殿上人カツラヨリフネニテワタルニ、ホシノカケノミエケレハ、右衛門督藤原公任キムダウノキミ、

ミナソコニウツレルホシノカケミレハ

サネカタ西本願寺本三十六人集、と

アマノトワタルコ、チコソスレ西本願寺本三十六人集、コノ次ニ、もみちノ題ニテ、うち山のもみ

ヲクラノモリノオホヘカナサニ、カヘシ、ダレソヤ、

ネタキワカラクヲノサトニヤトリシテモミチノイロヲヨソニキクカナ

ハツユキノアシタニ昔ヲ思イテ、西本願寺本三十六人集、アシ

メツラシトイフヘケレトモハツユキノムカシフリニシケフソカナシキ結句、群書類従本、け

サネカタ

フリヌトモキエセヌモノニアラマセハソテハヌレシナケフノハツユキ

藤原道信ミチノフノキミ、人ノモトニヲハシテ、アシタニ、後撰和歌集、女の許より

續後ツユヨリモハカナカリケルコ、ロカナケサワレナニ、ヲキテキツラン

カ、ル人ノモオハセヌヲオモフニ、イトカナシクテカキモヤラレス、群書類従本、以オナシ人フクヌキタマフ

カキリアレハケフヌキムテツフチ衣ナミタノハテソシラレサリケル拾遺和歌集、下句ヲ願はてなき物はなみたりなり

光義ズルコト、正暦三年六月十六日ノ條ニ見ユ、

マタミチノフノキミ、サネカタノキミニ、三月ナカノホト、ミチノフノキミ、西本願寺本、

新チリノコル花ハアリアトウチムレテミ山カクレニタツネテシカナ新古今和歌集、二句ヲ花もやある

カヘシ

後拾マタチラ又花ハタツネハタツネテンアナカマシハシカセニシラスナ和歌集、花もやあるとニ作ル、

タメナカミチノクニノカミニテクタル、四條ノオホキオホイトノセンシニ、西本願寺本三十六人集、タメナカ

和歌集、詞書ヲ陸奥守にてくたり侍ける時三條太政大臣、銭し侍ければよみ侍けるニ作り、作者ヲ藤原信賴ト傳ス、

タケクマノ松ヲミツ、ヤナクサメンキミカチトセノカケニナラヒカテ

トミヤニテ、マクラノアカクサキニカキツク、

シキシマヤヲトロノ神ニナラサレテツモレルカソクサマクラナレ

五月、宮内省書院部所藏異本、五月五日くす

モロトモニアヒミカ又、マノネヲヒケハワスレヤシニシチカカ、ラヌナカ

マタ人ニ、後撰和歌集、絶

万代コトサラニウラムトモナシコノコノネサメハカリハシラセテシカナ

寛仁元年五月九日

二二二

イキタルヨ ナカラノハシノ ナカラヘテ セニキルダツノ
 ナキワタリ イツカウキヨノ ナクサミノ ワカミニカケテ
 カケハナレ イツカコヒシキ クモノウヘノ 人トアヒミテ
 コノヨニハ オモフ事ナキ 身トハナルヘキ
古十又在小町集
 ラキノキテ身ヲヤクヨリモワヒシキハミヤコエシマノワカレナリケリ
 ヨヒノノユメノタマシキアシタカクアリカテマダントフラヒコヨ〔三脱カ〕
 ミルメカルアマノユキ、ノミナトチニナユソノセキモワレハスエヌ〔二カ〕
 ダイユノ御時ニ、ヒテリノシケレハ、アマ戀ノ哥ヨムヘキセンシアリテ、
 チハヤフル神モミマサハタチサハキアマノトカハノヒクチアケタヘ
 ヤリ水ニサクラハナノナカル、ヲミテ、
 タキノミツコノモトチカクナカレスハウタカタ花ヲアリトミマシヤ○以上六首、小町集マタ之ヲ收ム、

校合或本之處、如此哥等有之、詞多有相異、先後次第、不能書入之、又小町哥多載此集、

兩人

〔小大君集〕

○宮内廳書陵部所藏一本

少大君

父母不詳、

三條院春宮之時女藏人左近

たほんのうた

○三首略ス、

小大君ト或ル男

七月七日、あるおとこのきたるにいとむ〔ひカ〕かすとして、そこにはなにをかひかせたてまつり給といへは、くものいくを見て、

さゝかにのいとをそわれはたむけつるく〔も脱カ〕のころもをりてきよとて

おりてこそたなはたつめもきるなるをいとくもぬなることもあやなみ

おなし人のもとにいかんとするに、

わかれちはわかおもふ人のふみなれややらのみこそ見まくほしけれ

○三首略ス、

いかなるをりありしか、

もみちはをみつのころにまかすれはおほわかはやせきとめて見ん

○四首略ス、

これやさはあたちのまゆみいまこそはおもひそめてしこともかたらめ○風雅和歌集、詞書

寛仁元年五月九日

二二三

寛仁元年五月九日

二三四

くにより人のもとへ弓をつかはして戀しくはこれをいたきてふせと申たりける返し人にかはりて四句ヲ思ひためたるニ作ル、

〔後拾遺和歌集〕十七 雜三七

世のはかなかりけるころ、梅花をみてよめる、小大君

ちるをこそあはれとみしか梅花はなやことしは人をしのはん待らんイ

〔續後拾遺和歌集〕十九 釋教歌

わつらひ侍ける比、寂照上人にあひて、戒受けるに、程なく歸りければ、○續詞花和歌集、わつらふ比寂照

聖人をむかへて戒うけなとしけるにほとなくかへりにければつかはしければ小大君、ニ玄々集、わつらふころ參河入道をよひて戒受たるにほとなくてしにければニ作ル、

三條院女藏人左近

なかさよのやみにまとへる我をききて雲かくれぬる空の月影○結句續詞花和歌集及ビ玄々集、空の月哉ニ作ル、

〔爲頼朝臣集〕

藤原爲頼ノ哀傷歌ヲ和ス 小野の宮の御日に、法住寺にまいるとて、おなしほとの人のおほくまいりしを思ひい

てゝ、

世の中にあらましかはと思ふ人なきかおほくもなりにける哉

小おほきみこれをきゝて、

あるはなくなさは數そふ世中に哀いつまていきんとすらん

〔榮花物語〕

四 梅 澤 義 一 氏 所 藏 三 條 西 本

○上略 疾疫流行ノユト等ニカ、世中のあは

れにはかなき事を、攝津守爲頼朝臣といふ人、

世中にあらましかはとおもふ人なきはおほくもなりにけるかな、これをきゝて、春宮の

女藏人小大君○小大君、流布本、返し、

あるはなくなさはかすそふ世中にあはれいつまてあらんとすらん○下句、世繼物語、哀い

ル、ニ作

〔和歌色葉集〕上 六、名譽歌仙者

集・打聞に入たる歌よみはおほかれと、むねとおほえたかさは四百五十人也、○中 略

女房八十二人

○中 略

拾遺後拾續詞千載 小大君 三條院儲君御時女藏人、號小左近、(小イナシ)

〔二中歴〕十二 倭歌歴

女房

寛仁元年五月九日

二三五

寛仁元年五月九日

略○中 小大君

三十六歌仙
ノ一人

歌仙人卅六人 (公臣) 四條大納言撰之

略○中 小大君

〔拾芥抄〕

上末和歌家部

歌人三十六人略○中

卅小大君 三條院坊御時女藏人左近

〔勅撰作者部類〕

女部

小大君 三條院女藏人左近に同じ

三條院女藏人左近

拾遺集

戀三、二、雜秋、二、雜賀、一、春高

後拾遺集

春上、二、賀、二、雜一、二、雜三、二、雜六、一、小大君

千載集

戀三、

新

古今集 戀一、二、戀三、雜上、二、

續後撰集

戀三、

續拾遺集

戀三、

續後拾遺集

釋、二、

風雅集

戀三、

載集 戀五、

新拾遺集

冬、二、

新續古今集

戀下、二、

新千

〔拾遺抄目錄〕

陽明文庫本

讀人百卅三人略○中

小大君三首 戀二、戀三、

〔深窓祕抄目錄〕

陽明文庫本

讀人五十二人略○中

家集

小太君一首、雜

〔萬代和歌集作者部類〕

小大君

戀三、一、

戀五、一、

〔古官庫歌書目錄〕

京都御所東山御文庫

古 春御擔子

略○中

小大君集 舊院上臈筆

一、二、

〔家集目錄〕

京都御所東山御文庫

冰甲

略○中

小大君集

一冊

〔官報〕

昭和十四年五月二十七日 文部省告示第三百三十七號
昭和三十五年八月二十九日施行ノ文化財保護法ニ依リテ重要文化財ノ指定ト見ナサレ、國寶指定ニヨリテ重要文化財ノ指定ト見ナサレ、

品	目	所	有	者
文書典籍書蹟之部	一帖	京都府京都市東山區古門前三吉町	新助	
紙本墨書小大君集				

寛仁元年五月九日

二三七

二三六

寛仁元年五月九日

〔小大君集〕御藏切
不慮感得十一帖内、

兼盛下云々、愚推小大君歟、後拾遺卷頭哥有之、(花押)

〔卅六人家集目錄〕

小大君 廿四枚、内白壹枚、○コノ目錄ハ、西本願寺本三十六人集ニ關スルモノナリ、

〔桑華書志〕 七十四 見聞書 尊經閣文庫所藏

第七 卅六人集

略○中

小大君 一巻 東宮藏人左近

○右ハ、古蹟歌書目録ノ抄寫ニカ、ル、

〔十訓抄〕

上 第一可施人惠事

○上略清少納言ノコトニカ、ル、其比は源氏物語作れる越前守爲時女 大隅守時用女紫式部・赤染衛門・和

泉式部・小式部内侍・小大君 ○異本十訓抄、小大君ノ旁輔親女出羽辨・小辨・馬内侍・高内

侍・江侍從・新宰相・兵衛内侍・中將などいひて、やさしき女房ともあまたありけり、

〔河海抄〕

八 繪合 兵衛の大君の心たかさは

上三位物語事也、おほいさみとは王氏女也云々、後拾遺作者にも小大君とてあり、重明親王女也、

〔三十六歌仙小大君像〕

○佐竹本

小大君

三條院東宮時女藏人左近是也、或書曰、醍醐天皇孫、三品式部卿重明親王女、母貞信公女、(藤原忠孝)

一條院御時人、

いは、しのよるのちきりも絶ぬへしあくるわひしきかつらきの神

〔三十六歌仙小大君像〕

○小林中氏所藏上疊本

小大君

三條院東宮御時女藏人左近是也、或書云、醍醐天皇孫、三品式部卿重明親王女、母貞信公

女、一條院御時人也、

いは、しのよるのちきりもたえぬへしあくるわひしきかつらきの神

〔三十六歌仙小大君像〕

○専修寺所藏

小大君

寛仁元年五月九日

重明親王ノ
女ナリトノ
説

寛仁元年五月九日

いははしのよるのちきりもたえぬへしあくるわひしきかつらきの神

二四〇

〔官報〕

昭和十一年五月六日 文部省告示第二百二十六號
國寶指定 〇昭和二十五年八月二十九日施行ノ文化財ノ指定ト見ナサル

品	目	所	有	者
繪	畫	之	部	
紙本著色三十六歌仙切	(小大君)	佐竹家傳來	一幅	神奈川縣橫濱市中區本牧町 原 富太郎

〔官報〕

昭和三十三年二月十九日 文化財保護委員會告示第四號
舊重要美術品等認定物件ノ重要文化財指定

名	稱	員數	所有者	所有者の住所
紙本著色小大君像	(上疊本三十六歌仙切)	一幅	小林 中	東京都港區猿樂町三六

〇原表ニハ重要美術品等認定ノ名稱及ビ認定告示ヲ掲記セル上欄アリ今之ヲ省略ス

〔官報〕

大正七年四月八日 文部省告示第二百一十一號
國寶指定 〇昭和二十五年八月二十九日施行ノ文化財ノ指定ト見ナサル

等	級	種類	品	目	所	有	者
甲種四等	繪	畫	紙本淡彩歌仙像	三幅	三重縣河藝郡一身田町 專修寺		

〇ユノ三幅ノ中
小大君像アリ、

〔官報〕

昭和十二年二月十六日 文部省告示第五十號
重要美術品等認定

品	目	所	有	者
繪	畫	之	部	
紙本墨畫小大君像(歌仙切)	一幅	愛媛縣松山市一番町 伯爵 久松 定謨		

〔玉かつま〕

四 小大君

三條院女藏人左近を小大君ともいへり、そは小大進といふ名をはふきていへるなれば、こたいの君とよむへし、こおほきみとよむはひかことなり、此人小大進なる證は、榮花物語見はてぬ夢の巻に、あるはなくなきは數そふといへる歌のよみ人、東宮女藏人小大進とあり、
〇長徳元年正月 是月ノ條參看、東宮は三條院なり、此歌小町集といふ物にもあり、すへて此小町集はいとも信かたき物にて、此小大君か歌の多かるは、小大を小町にまきはしつるなるへし、然るを新古今にかの歌を小町集よりとりて、小町かとして入られたるは誤なり、

〔黃門白石問答〕

問、歌仙に三條院女藏人左近と有、又小大君共御座候、如何、
答、是は三條院の御時女藏人にて有之候、女藏人は節折の祓の時に、天子の御長を竹にくら

寛仁元年五月九日

二四一

本居宣長ノ
名ノ讀ミ方

野宮定基ノ
說

寛仁元年五月九日

二四二

へて、卜部氏の人に渡す女官也、然るにより、三條院の女藏人を左近といひたると心得候て濟申候、小大君と申は、親王の娘を惣して小大君と申候、

〔河社〕 小大君集

略○中

かねもりかおほむにてよめりし、

大井河そま山風のさむけくにいはうつ波を雪かとそみる

これのみならず、人の歌連歌をも、おもしろしとおもへるをは、あまたかきのせたるを、此歌、末の集に、小大君か歌にていりたるそこゝろえぬ、又此歌、兼盛か集にはなくて、順集に、永觀元年、一條藤大納言寢殿障子に、くにくの名あるところくをゑにかけるとて、その中に、大井川、

大井川そまに秋風寒ければたつ岩波も雪とこそみれ

とあるは、おなし歌のことのはのすこしかはれるのみなり、

〔類聚名物考〕

四十 人物部九

更衣君 小大君 小大進君

榮花物語四、見はてぬ

夢巻に見ゆ、拾遺集には東宮左近とて入り、新古今には三條院女藏人左近とて入れられた

り、或人云ふ、此事を小大進君と書しを、誤略て更衣君と云しかといへり、可再考、

〔歌道人物志〕

六 小大君

三條院坊におはせし時つかへし女房故、三條院女藏人左近と云々、○中 此人後拾遺卷頭の作者なり、女の身にて集のかしらに撰れたるは、此人壹人也、名譽たくひなきもの也、

〔新撰古筆名葉集〕

下

小大君 三條院女藏人、

御藏切 四半、歌二行書集未詳、○小大君 集ナリ、淺黄地、キラニテ唐草アリ、

四半 豎長シ、古今、歌二行書、

經切 布目唐番、

○右ノ他香紙切モ小大君ノ筆ト傳承セララル、

十二日、己酉固關、警固、是日、三條天皇ヲ山城葛野郡北山岩陰ニ葬リ奉ル、

〔御堂關白記〕

○陽明文庫本

五月十二日、己酉早朝召文高、（三條天皇）院御葬令進勘文、後定行雜事、戌時

御入棺并御出、以巳時遣左大弁、令見可置御骨所、返來、（藤原實成）寺後山吉所也、文高相共定申御墓所、舟岳（舟岳）東北方者、以頼光朝臣御葬由令奏内、（藤原實成）按察大納言行固關事等、付國云々、依有勞、不候

寛仁元年五月十二日

二四三

藤原道長病
後依リテ
供奉セズ

寛仁元年五月十二日

二四四

御共、是除後不能行歩、又病後無力無極、○藤原道長家法華三十講ノコト及ビ道長病ムコト、本月一日ノ條ニ見ユ、仍不奉仕、非

無志、不任身、

十三日、庚戌、從丑時許雨降、從御葬所人々還來、巳時許、

十四日、辛亥、講後參院、退出、有晴氣、

廿日、丁巳、參院、候宿、

廿七日、甲子、天晴、（藤原好子）中宮今夜戌御土殿、一日母々依御忌日延引也、

廿八日、乙丑、參院、雨下、

六月二日、己巳、參院、

四日、辛未、○中參院、

〔日本紀略〕

後一

五月十二日、己酉、奏前三條院遺詔、可停止素服・舉哀之由、自今日有廢

朝、五箇又諸衛警固、三關使官符、各給國司、今夜奉葬三條院於石垣、

〔榮花物語〕

○十三梅澤義一氏所藏三條西本

○上略、法皇崩御ノコトニカ十二日の夜そ御さ

うそうせさせたまふ、一條のゐんのおはしまし、いはかけ○寛弘八年七月にそおはしま

しける、さみたれもいみしきころにてむつかしけれと、けにそれにさはるへきことならぬ

中宮土殿ニ
移リ給フ

遺詔シテ素
服舉哀ヲ停
メシメ給フ

廢朝

三親王御葬
送ニ供奉ス

は、せさせ給、（敦實・敦平・顯明三親王）宮たちの三ところあゆみつゝかせたまへるそ、いみしうあはれにかなしき、（教明）東

宮はよろつものおほえさせ給はず、（藤原好子）皇后宮もこゝらのとしころの御中らいなれば、きこえ

さするもをろかなり、なを心うきは、やむことなけれとよそくにおはします御みとも

なん、かきりなき御みなれと、おなしけふりとならせ給も、いみしうかなし、ある人おもひや

りきこえさせてひとりこちけれと、その人しらす、

ひのもとをてらしし君かいはかけのよはのけふりとなるそかなしき、かくてことばて

ゝかへらせたまひぬ、このちは御念佛などの僧、さるへきかきりさふらひ、おはしましつ

るところとりはらひて、ほとけかけたまつり、さへきそうなどのなれつかうまつるほと

もいとかたしけなし、さへきところくのいたともはなちて、宮々つちのにおはしまし、

東宮もさやうにておはしますほと、あさましうかなしともをろかなり、御そのいろなとみ

なこくたてまつりわたしたるに、あさましきものなとを宮々のたてまつりつゝ、七日く

の御ときをせさせ給ひなと、いみしうあはれにかなし、さへきとのはら・殿上人など、みなあ

はれなるままに、うたともよみたれと、かきもとゝめす、道命あさりのはかりは、人かきとゝ

めたりける、

寛仁元年五月十二日

二四五

御念佛

宮々土殿ニ
入り給フ

道命ノ奉悼
歌

寛仁元年五月十二日

二四六

あしひきの山ほととぎすこのころはわかなくねをやなきわたるらん、○新拾遺和歌集、詞書ヲ三條院隱
鳴きけるにニ作ル、とそありける、

〔大鏡〕○東松参三氏本 一、六十七代 三條院、

次帝三條院と申、○下

三條院御事

○上 寛仁元年五月
略 同十二日奉葬于石垣、

〔扶桑略記〕後一條天皇 五月九日、太上法皇、三條院、春秋四十二崩葬於舟岳北野、

〔歴代編年集成〕三十七條院 同十二日、戊戌、葬船岡西邊、奉埋御骨於北山小寺中、去位二年、

號三條院、

○三條法皇崩御ノコト、本月九日ノ條ニ、解陣ノコト、同月二十二日ノ條ニ、五七日御
法會ノコト、六月十三日ノ第一條ニ見ユ、

〔参考〕

〔山陵志〕二 華山陵 在石影、○注 略ス三條陵乃列其側焉、紀略大鏡裏書榮華物語並云、火葬

西邊即石影皇代記編年記並云、藏遺骨於北山小寺、石蔭編年集成葬於舟岡西邊、舟岡
北山是爲此間總名則所謂小寺亦或在石影地矣、按二陵並皆壞、難得其所、據古圖、推問其地

甚兵衛開
御陵トナス
説

北山陵

御所在ノ考
證

里人云、百年前有一農呼甚兵衛者、開墾之地、號甚兵衛開、ヒラキ今其樹梅圃、相傳以爲御墓所、疑是
陵地矣、

〔山陵考〕三 北山陵

三條院天皇の御骨を藏奉り給へりし御陵なり、今その御在所詳に知かたし、〔藤原實長〕御堂殿記寛仁

元年五月十二日の條に、早朝召文高、院御葬令進勘文、〔後醍醐〕定行雜事、〔合野〕遣左大辨見可置御骨

所、返來云、寺後山吉所也、文高相共定申御墓所、舟岡東北方者、〔今按るに、東北は西、北の誤なるへし〕と見え、編

年集成に、五月十二日、葬船岡西邊、奉埋御骨於北山小寺中なと見えたるのみにて、いと委し

くは知られされと、その北山は葛野郡大北山村の邊の事なることは、昔この大北山に御座

まし、〔日野康子〕女院を北山女院と申し、又北山御所なといへりしにて知られたり、さて寺後山とい

ひ、小寺中なといひて、其寺の名も知られされは、何を便に尋奉るへき因もなきは、いと口惜

き極みにそある、さて此御陵の事を、今大北山村在家より北方の田中に埃塚ゴモクとよへる小冢

を、此御陵ならむといふ人あり、又同村在家の西側神宮寺といふ草堂の北隣百姓宅地の西

北隅にも小冢あれと、此處は平地にて、寺後山といふへき地にあらされは、合さるへし、又金

閣寺の安民澤の池中に蛇の塔といへるを、御陵ならむといふ説あれと、如何あらむ、また山

寛仁元年五月十二日

二四七

蛇の塔ヲ御
陵ナリトス
ル説

御骨ヲ北山
メ奉ルニ埋

寛仁元年五月十二日

二四八

陵志にいへる紙屋川の東岸の甚兵衛墓(冊)もまたいと覺束なき心ちせられてなむ、
御火葬所、是もまた詳ならず、日本紀略に、今夜奉葬於石陰(マ)と見え、榮花物語に、十二日御葬
送せさせ給ふ、一條院のおはしました岩陰(ト)におはしけりと見え、御堂殿記に、御墓所舟岡東
北方東は西の誤とみえ、編年集成に、葬舟岡西邊など見えたれと、今其處と慥かに知られた
る地あらず、榮花物語の文によりて、一條院の御火葬所と同地にて火葬し奉給ひしにて、此
帝も小山芝そ御陵ならむといふ説あれと、是もまた信かたきこゝちとする、

〔諸陵寮議案〕


明治二十二年五月二十二日
○法規分類大全 第二編 卷六 所收

三條院天皇北山陵

山城國葛野郡

○御堂關白記日本紀略編年集成、各寛仁元年五月十二日ノ條、世繼物語同九日及
ビ十二日ノ條ヲ引ク、上ニ掲グルヲ以テ略ス、但シ世繼物語ハ榮花物語ノ謂ナリ、

謹案スルニ、右ノ文ニ據レハ、本陵ハ京都府下山城國葛野郡大北山村ノ内ニアルヘシ、
仍テ搜索スルニ、同村一條院天皇御火葬所ヨリ南二町許隔テ、字尊上院ト呼ヘル田地
中ニ、回リ數尺ノ塚アリ、寸地ヲ争フ耕地ノ中央ニ於テ、僅ニモ發キ殘シタルハ、尤所謂
アルヘシ、此處ハ金閣寺ノ門前ヨリ、山邊ニ沿ヒテ北方ヘ四町餘、漸漸ノ登リ道ニシテ、



三條天皇北山陵之圖

京都府京都市上京區衣笠殿町


面積 千八百一十一平方米〇八

縦横距原點 陸地測量部二等三角點

三條天皇北山陵之圖

京都府京都市上京區衣笠殿町

面積 千八百一十一平方米〇八



昭和四年測量 昭和五年製圖

帝室林野

縱横距原點 陸地測量部二等三角點慶峰


一之分十五百二尺縮

御堂關白記二寺ノ後山ト曰ヒ、編年集成ニ北山

條天^デ皇^ウ北山陵之圖

京都府京都市上京區衣笠殿町

面積千八百一十一平方米〇八



縦横距原點 陸地測量部一等三角點慶峰


○長サ三分ノ二ニ縮印ス

地斜傾 落崩 地田 樹叢 樹葉潤 樹葉鍼 松 垣生 積石 柵石 界疆地墓陵 標無・標石 例凡

條天皇北山陵之圖

京都府京都市上京區衣笠殿町

面積千八百一十一平方米〇八



昭和五年製圖

帝室林野局

地斜傾 落崩 地田 樹叢 樹葉潤 樹葉鍼 松 垣生 積石 柵石 界疆地墓陵 / 標無・標石

御堂關白記ニ寺ノ後山ト曰ヒ、編年集成ニ北山小寺中ナト曰ヘル地勢ニ適ヒ、且ツ田地ノ字ヲ以テ考ルモ、往昔寺院ノ有リシ事知ラレタリ、旁本陵ニ決定セラレテ然ルヘ

御堂關白記ニ寺ノ後山ト曰ヒ、編年集成ニ北山小寺中ナト曰ヘル地勢ニ適ヒ、且ツ田地ノ字ヲ以テ考ルモ、往昔寺院ノ有リシ事知ラレタリ、旁本陵ニ決定セラレテ然ルヘキカ、

但日本紀略・榮花物語ニハ石影ニ御火葬ノ趣見エ、他書ニハ舟岡西北ト見エテ、異所ノ如ク聞レトモ、昔ハ今ノ金閣寺ノ東北ノ邊、渾テ石影ト云ヒシヨシナレハ、同所異名ナリ、サテ榮花物語ニ、一條院のおはしまし、石陰におはしけりトアリテ、一條院天皇御火葬所ノ近傍ニテ御火葬有シ如ク聞ユレハ、或ハ字尊上院ノ塚ハ御火葬所ナラントノ疑ヒモアルヘケレト、御堂關白記・編年集成ノ文ニ據レハ、本陵ナルコト明瞭ナリ、御火葬所ハ猶舟岡ノ方ニ寄リテ尋ヌ可キコトニコソ、

〔陵墓要覽〕

六七 三條天皇 キタヤマノミササギ 北山陵 京都府京都市北區衣笠西尊上院町 三〇挿入三條天皇トアルハ同所ノ前地名ナリ、

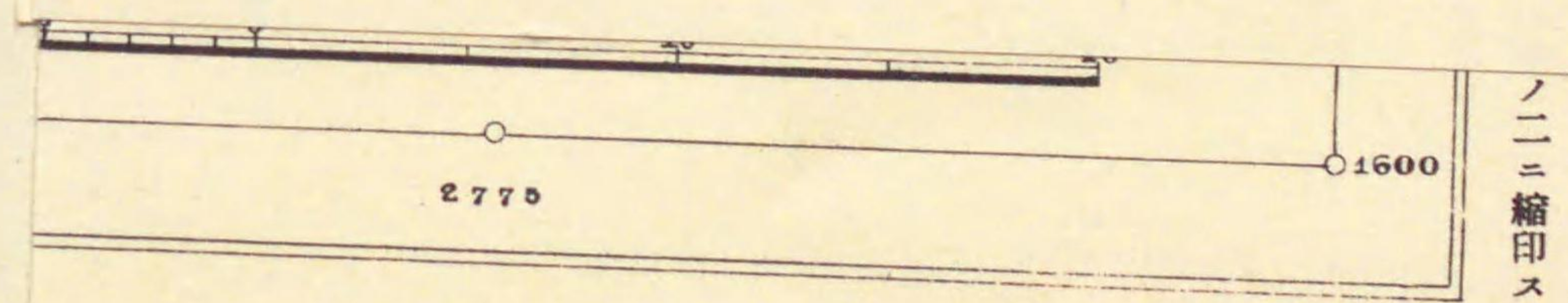
北山陵之圖ニ上京區衣笠殿町トアルハ同所ノ前地名ナリ、

圓墳 略

三條天皇火葬塚 京都府京都市北區衣笠鏡石町

圓墳 一條天皇火葬塚ト同域、

寛仁元年五月十二日



例凡 柵石 界疆地墓陵 / 標無・標石 例凡

大北山ノ大石ヲ御陵トナス説

寛仁元年五月二十二日 二十五日

二五〇

〔雍州府志〕

補遺 陵墓門 葛野郡

二陵 今大北山田間有大石、人踏之則爲祟云、榮花物語曰、石

影、西園寺東、北野北云云、西園寺跡今鹿園寺也、依之則一條院・三條院奉葬石影云、此處則是石影、而一堆墳上石、二陵之跡乎、

二十二日、己未、解陣、

〔日本紀略〕

後一條院

五月廿二日、己未、解陣、

○警固ノコト、本月十二日ノ條ニ見ユ、

二十五日、壬戌、賑給使ヲ定ム、

〔御堂關白記〕

陽明文庫本

五月廿五日、壬戌、

○中略、藤原道長家法華三十講ノコトニカ、ル本月一日ノ條ニ收ム、源大納言參陣、定賑給使、

疫癘祈禳ノ爲メニ、十五大寺并ニ延曆寺ヲシテ、仁王經ヲ轉讀セシム、

〔御堂關白記〕

陽明文庫本

五月廿五日、壬戌、

○中略、藤原道長家法華三十講ノコトニカ、ル本月一日ノ條ニ收ム、源大納言參陣、

○中略、賑給使ヲ定ムルコトニカ、ル本月一日ノ條ニ收ム、十五大寺依時行事、下御讀經宣旨者、用本寺供云々、

〔類聚符宣抄〕

三疾疫事

左辨官 下綱所

官宣旨

供料ハ本寺ノ物ヲ用フ

上御源俊賢

請僧ノ數

應令十五大寺、延曆寺轉讀仁王般若經、攘除灾癘事

東大寺卅口 興福寺卅口

藥師寺卅口 元興寺廿五口

大安寺廿五口 西大寺十五口

法隆寺十五口 法華寺十五口

新藥師寺十五口 本元興寺十五口

招提寺十五口 東寺廿口

西寺廿口 四天王寺十五口

崇福寺十五口 延曆寺六十口

疫癘都鄙ニ流行ス

二十九日ヨリ五箇日

右、權大納言源朝臣俊賢宣、奉勅、廼者都鄙之間、疫癘滋蔓、雖致種々之祈禱、彌聞元々之死傷、欲賴仁王之威神、以助萬民之危命、般若海中、覓不死之良藥、實智山上、傳長生之祕方、仍於件寺々、始從今月廿九日申二點、五箇日間、每寺擇智行兼備之僧、轉讀件經王、消攘彼疫癘、但其供料用本寺物者、綱所承知、依宣行之、事緣攘灾、不得緩怠、

寛仁元年五月廿五日

少史酒人

寛仁元年五月二十五日

二五一

寛仁元年五月二十七日

少辨源朝臣

○疫癘祈禳ノ爲メニ、紫宸殿ニ於テ、御讀經ヲ行フコト、本月七日ノ條ニ、同ジク、内裏ニ於テ仁王經ヲ轉讀スルコト、六月十四日ノ條ニ見ユ、

二十七日、^甲盜、前攝政藤原道長家ノ金銀ヲ竊ム、尋デ、檢非違使、之ヲ追捕ス、

盜倉代ニ入ル

〔御堂關白記〕

○陽明文庫本

五月廿七日、甲子、天晴、

○中略

置倉代金爲

人

被取、二千兩許云々、

七月九日、乙巳、參大内、候宿、

檢非違使盜ヲ捕ヘテ金道長ニ返進ス

十日、丙午、從内出、行近衛御門間、資賴來申、此金盜人出來、使官等持參云々、還來後、官人等件

七八百兩許隨身獻之、取置後從所々尋出、

十一日、丁未、金遺出來、人々買本有獻者、早朝宗相參申云、高親朝臣尤有疑、召之間案内者、仰

云、申攝政案内、召仰可問由、後問高親誰人、惟憲申云、是故高扶子云々、乍驚爲仰不可、召由、召

宗相、々々參着、欲仰此事之處、已忘仰他事、宗相退出、申攝政案内、召之令候弓場、後攝政被物

談次示此事、命云、件男早召了、奇思不少、入夜令免、

十二日、戊申、金出來事九百余兩、行一条、參退出、件盜人資賴從者、中宮權大夫從者、高親從

藤原資賴源經房高親ノ從者ナリ

嫌疑者藤原高親ヲ喚問ス

高扶ノ子ナテ之ヲ免ス

高親モ情ヲ知ル

者三人也、所賣金、唐綾等也、令賣高親也、皆稱猶此大夫知之歟、^{自難無行}自無行申其事間、自有事聞、聞

事致

十三日、己酉、別當章信等在前間、藏人所方有高聲事、有覽別當申云、宗相与守親相輪聲也、与

使官人如此申事、奇極事也、若可被召問歟者、召守親、以惟憲朝臣令問、申云、依有可申愁事、其

事間、自有事聞、愁申佐延宅看督、放免着鉢等入來、擲人成、^長行事也云々、問案内維光云、尋賊

物間、所遣看督長等、仍仰守親云、有愁、令申事由、須待仰也、而任意与使官人於藏人所成論、極

無便事、非可候由仰了、又示別當、看督長、^實行有實、可召戒事也、

〔小右記〕^{前田} 七月十日、丙午、前攝政被納置倉代之砂金千四百兩、銀八百兩云々、近

曾爲竊盜被奸、而今日砂金千百兩、銀二百兩、牙眼十疋糺出云々、^{甘南備}奸首保資郎頭等又今一人云

々、保資者預件物之者也、

十六日、壬子、早旦謁大殿、^{道長}○中清談次有盜金事等、^略○本書、燒損ノ箇所多シ、京都御所東山御文庫本ヲ以テ補フ、

〔左經記〕 七月十日、午刻許、左衛門尉宗相朝臣等令追捕大殿取金銀等盜人、持參攝政殿御

宿所方、^{新中納言}一人保資、^{雜色長光}一人、^{新中納言}件使官人七人各、^{賜疋絹}賜疋絹、^{惣所盜取}惣所盜取金千四百兩、^金金

千餘兩出來云々、^{余參内宿}余參内宿、

寛仁元年五月二十七日

看督長等ノ濫行ヲ愁訴スル者藏人論ニ及ブ

砂金千四百兩、銀八百兩、主謀ハ管守者甘南備保資ノ郎等

檢非違使ニ絹ヲ給フ

播磨ヨリ盗
人ヲ捕ヘ送
ル

寛仁元年五月二十七日

二五四

〔日本紀略〕後一條院 七月廿日、丙辰、播磨國捕進前攝政家砂金盗人、去月廿七日夜入彼家倉町、盜取砂金千三百餘兩、銀等、隨身件砂金等、

〔白國系譜〕播磨

寛成

白國郡司

愛長 同上

人皇六十八代後一條院寛仁元年、藤原昭鷹等亂入内裏強盜、亦忍入左大臣道長之寶庫、而盜沙金二千有餘兩、逃去播磨國、隱天狗峠、郡司愛長乃遣家人大磐根爲敦、搦捕之而渡京師云々、

潔則 同上

權律師朝壽寂ス、

〔御堂關白記〕

陽明文庫本

五月廿七日、甲子、天晴、中略此曉律師朝壽入滅云々、

六月三日、庚午、時々雨下、中略藤原道長、七箇日ノ禊ヲ行フコト、遠光除服、藤原遠光卒ス、社ノ條次朝壽服、禊次申事由同除之、不着帶、見ユ

〔僧綱補任〕

三興福寺本

權律師朝壽 寛弘八年四月廿七日任、内供勞、眞言宗、東寺、右

犯人藤原昭鷹等内裏ニモ亂入ス郡司白國愛長播磨ニ逃レ來ルル犯人ヲ追捕ス

藤原道長ノ除服

官歴

兵衛督忠君子、(藤原)寛仁元年、五月廿八日入滅、(朱世)

〔僧綱補任〕

乾彰考館本

權律師朝壽 眞言宗、仁和寺、寛弘八年四月廿七日任、内供勞、年

五十三、臘四十、右兵衛督忠君子、九條殿孫、故大僧正寛朝入室弟子、正曆三年十一月日、補東寺入寺僧、信口辭退替、長保二年八月卅日補内供奉十禪師、寛仁元年五月廿八日卒、五十二、

〔傳法灌頂雜要鈔〕

三

(東書)盛算・二道等傳法灌頂持金剛衆請書案

請定

朝壽大法師

略○本文

長德三年十二月十四日 署所

〔仁和寺諸院家記〕

仁和寺本

圓融寺 注

略○上別當德大寺律師朝壽、寛朝大僧正付弟

〔尊卑分脈〕

藤原氏

忠君

右兵衛督、正四下、爲眞信公子、(藤原忠平)

賴隆

丹後守、從五下、(藤原)

寛仁元年五月二十七日

二五五

世系
圓融寺別當

大法師

寛仁元年五月二十七日

有君左兵佐從五上、仁母近江守源俊女、

頼定兵部丞、仁母同頼隆、

朝壽權律師、寛朝僧正入室、母、仁

山知也禪智母、

女子大納言俊賢卿室、

〔血脉類集記〕

三 第七代寛空弟子 大僧正寛朝

付法十七人、○中

朝壽 律師 正曆二年十二月廿二日、丁亥、房、略於仁和寺圓堂受之、

〔御室相承記〕

甲 寛朝大僧正注、略

○中

灌頂弟子事

○上 朝壽 ○中 已上十七人、略

〔眞言傳法灌頂師資相承血脉〕

上

朱書「寛空弟子」大僧正寛朝 遍照寺、付法十七人、略

○十名

法系

德大寺 朝壽 律師、圓融寺別當、

正曆二年十二月廿二日、丁亥、房、略於仁和寺圓堂受之、略

○六名

眞言傳法灌頂師資相承血脉之裏書

中玄十禪師或本有之、

朝壽 付法 雅守

平琳

〔權記〕

長保二年八月卅日、甲辰、略長保二年八月二十九日ノ條ニ收ム、此次下給宣旨、略

〔小右記〕

長和五年三月廿九日、癸酉、略

故一品宮周忌御法事、於律師朝壽寺被修之、彼官件寺内建立一堂、仍所被修云々、内親王ノ薨

去ニ際シテ、ソノ第ニ參候スルコト、長和四年四月二十六日ノ條ニ見ユ、

〔仁和寺諸院家記〕

德大寺 久安三年六月五日供養、

寛仁元年五月二十七日

圓融院ヲ作

朝壽ノ寺

德大寺ノ根本

寛仁元年五月二十七日

二五八

〔朝壽律師九條右大臣孫、右兵衛督藤忠尹男當〕
寺根本寛朝大僧正附法圓融寺別當

〔傳燈廣錄廣澤方〕 傳法嗣祖流派分一之四 德大寺開山權律師朝壽傳

律師名朝壽京兆人、左兵衛督藤忠尹（實信九）之子、丞相忠仁公（實朝）之孫也、禮朝國師、登寶峰樓閣、受灌頂

佩心印、○中

池上寺雅守付法一人、中玄、内供、付法一人、證念、阿闍梨、不詳

○朝壽ノ寂日、僧綱補任、二十八日ニ作ル、今、御堂關白記ニ據リテ掲書ス、朝壽、延曆寺僧妙空ノ往生ヲ夢ミルコト、永祚元年十一月十日ノ條ニ、遍照寺傳法灌頂ノ持金剛衆ニ定メラル、コト、長徳三年年末雜載、佛寺ノ條ニ、一條院法華御八講ノ錫杖ヲ勤ムルコト、長保四年十月二十二日ノ條ニ、石清水賀茂兩社行幸御祈ノ爲メノ大原野社御讀經僧ニ定メラル、コト、同五年二月二十五日ノ條ニ、一條天皇ノ七々日御法會ニ、讀師ヲ勤仕スルコト、寛弘八年八月十一日ノ第二條ニ、東大寺大衆、朝壽ヲ同寺別當ニ推舉スルヲ否ムコト、長和三年三月二十八日ノ第二條ニ、朝壽、參内シテ御即位ヲ賀シ奉ルコト、同五年二月二十七日ノ條ニ見ユ、

〔參考〕

德大寺

〔山城名勝志〕

八 葛野郡二

德大寺

拾芥抄諸名所部云、衣笠岡坤、左大臣（藤原）實能公家、或云、龍安寺村、龍安寺地、德大寺別莊乎、

仁和寺院家記云、

○本文前ニ掲グ、ルヲ以テ略ス、

二十九日、丙寅、著欽政、

〔師元年中行事〕

十二月 撰吉日事

著欽政事（欽下同シ）

同卿記云、

寛仁元年五月廿九日、有著欽政云々、

大外記文義云、依故三條院崩御事廢朝（小野）日ノ條參看、

之日、始檢非違使廳政也、而外記政以前著欽政云々、如何、就中院御四十九日未畢間所行如何

者、○三條天皇七々日御法會ノコト、六月二十七日ノ第一條ニ見ユ、

三條天皇崩御ノ後、外記政始以前、難アリテ、行政ヲ行フ

寛仁元年五月二十九日

二五九

六月辰朔

一日、辰忌火御膳及ビ御贖物ヲ供ズ、

〔園太曆〕

貞和四年十二月一日、天晴、藏人辨俊冬爲勅使入來、今日御贖物・忌火御飯・穢中
○花園法皇崩御ノコト、貞和四年十一月十一日ノ條ニ見ユ、可爲何様哉云々、○中相尋兼豐宿禰之處、請文到來、續之、

被仰下之旨、謹奉候畢、自今日忌火庭火御飯并御贖物等間事、左大辨經賴記云、長和六年五
（寛仁元年）

月卅日、有定、仰内僧并服者等可令退出、是雖被止神今食、○本月十一日ノ條參看、可供忌火御膳之故
（朝臣）

也、同六月一日、今朝御物忌也、早旦源中將著布袴供忌火御膳、○中略、太皇太后藤原遵子崩
御ノコトニカ、ル本日ノ第

二條ニ入夜御巫供御贖物如例、申事由於攝政殿、有定令供、村上御時雖相當御物忌、大殿祭
（藤原賴通）

并節折等早、仍相准行之云々、只今卒爾之案得如此候、○下

十二月一日亥刻

兼豐請文

太皇太后藤原遵子、崩御アラセラル、是日、太皇太后宮大夫藤原公任及ビ同
宮權大夫同行成ヲ罷ム、

〔御堂關白記〕

○陽明 六月一日、戊辰、○中今朝太皇太后宮崩、天晴、
（藤原遵子）

〔園太曆〕

貞和四年十二月一日、天晴、○中請文到來、續之、

僧及ビ服者
ヲ退出セシ
ム
神今食ヲ止
ムト雖忌火
御膳ヲ供ズ
先例ニ依リ
テ御物忌ヲ
懼ラズ

御弟藤原公
任葬事ヲ處
理ス

藤原行成ノ
除服

○上左大辨經賴記云、○中略忌火御膳ヲ供ズルコト、（長和六年）同六月一日、○中略、或人云、四條宮
令崩給、○下

十二月一日亥刻

（下部）兼豐請文

〔日本紀略〕

後一 六月一日、戊辰、太皇太后宮藤原朝臣遵子崩、（太）年六十一、○一代要記及
條院

〔榮花物語〕

○十二梅澤義一氏所藏三條西本、○上略、藤原賴通ヲ攝政ト爲スコト、かくて四條
大后遵子崩、（太）年六十一、○寛仁元年六月一日同日、○賀茂祭ノコト、四月うせさせ給ぬと
の皇太后宮なやませ給て、まつりなどは、（藤原公任）のちに十七日ノ條ニ見ユ、

いふ、あかるゝかたなく、四條大納言あつかひきこえさせ給、いとあはれなる世中也、

〔扶桑略記〕

二十八 六月一日、大皇太后藤原遵子、春秋六十一崩、號四條宮是也、

〔大鏡〕

○東松杵三氏本、一、太政大臣賴忠、（藤原）廉義公、
（美事）太皇太后宮遵子、御事圓融院后、

○上略全文、ハ下ニ揭グ、寛仁元年六月一日崩、年六十一、

〔立坊部類記〕

權記

寛仁元年八月九日、甲戌、○中略、敦良親王ヲ皇太子ト爲スコ、遣召陰陽助實光朝臣、問可除服
之日時、今日巳時吉云々、是依有可除服之云々也、即差人遣取在四條宮廳素服、登時持來、時

寛仁元年六月一日

素服ヲ破リ
テ川ニ流ス

寛仁元年六月一日

二六二

刻出河原爰内豎持來賴宣書狀云、攝政御消息、除服可參者、依在途中、只以詞乞申承由、仍令實光解除、被了破却素服、流於河水、又鈍色下襲一重、實光取之者、

〔公卿補任〕 七

權大納言正二位同公任、(藤原)五十太皇太后宮大夫、六月一日止大夫、依后崩也、○大鏡裏書及ビ中納言正二位藤行成、(藤原)四十太皇太后宮權大夫、六月一日止權大夫、依宮崩也、○一代要記同ジ、

〔日本紀略〕

天元元年四月十日、甲子、左大臣二女遵子入掖庭、准女御、被免輦、五月廿二日、丙午、宣旨、以藤原遵子爲女御、同五年三月十一日、癸卯、以女御從四位上藤原遵子、立爲皇后、○以上、圓融天皇紀ヨリ摘録ス、正曆元年十月五日、丁未、改中宮爲皇后、長德三年三月十九日、癸未、皇后宮遵子出家、○以上、一條天皇紀ヨリ摘録ス、長和元年二月十四日、壬子、宣命、尊皇太后爲太皇太后、○三條天皇紀ヨリ摘録ス、

〔扶桑略記〕

二十七 長保二年二月廿五日、癸酉、皇后宮藤原遵子爲皇太后、世謂之四條宮、

〔日本紀略〕

圓融 天元元年八月十六日、戊辰、右大臣以下諸卿參承香殿女御遵子方、○下遊ノコトニカ、ル天元元年八月十六日ノ條ニ收ム、

弘徽殿女御

三年九月十三日、盜入弘徽殿女御曹司、掠取器物、

〔小右記〕

天元五年三月五日、丁酉、○中太相府退下被仰云、以弘徽殿息所可立給皇后、○略者、○全文ハ天元五年三月十一日ノ條ニ收ム、

〔尊卑分脈〕

藤原氏 實賴公孫

賴忠 關白太政大臣從一位、氏長者、贈正一位、永延三六廿六號、六十六號、三條殿、

公任 前權大納言正二位、母中務卿代明親王第三女、長元二正一、薨六十二號、四條、

賴任 土左守從四上、母明祐大德女、

最圓 天台高德、權少僧都、永承六正廿八、入滅、母、

圓融院后、號四、

圓融院后、號四、

圓融院后、號四、

圓融院后、號四、

圓融院后、號四、

圓融院后、號四、

〔大鏡〕

○東松杵三氏本 一、太政大臣賴忠、廉義公、
○上 故中務卿代明親王御女のはらに、御女二人、男子一人おはしまして、大ひめ君は圓融院の御時の女御にて、天元五年三月十一日に后にたち給、中宮と申き、御年廿六、みこおはせ

二六三

御子無シ

御世系

寛仁元年六月一日

二六六

今昔三條ノ太皇太后宮ト申スハ、三條ノ關白太政大臣ト申ケル人ノ御娘也、圓融院ノ天皇ノ御代ニ后ニ立セ給テ、微妙ク時テメキ御ケル間ニ、自然ラ年月ヲ積テ老ニ臨ミ給ヒヌレハ、○中略、蓮子御德三年三月十九日ノ條ニ收ム、宮ハ出家ノ後、勲ニ行テソ御ケル、亦此ノ后ハ、毎年ニ二度定マレ事ニテ、季ノ御讀經ヲナ行ヒ給ケル、后ノ宮ニハ必ス不被行ヌ事トナレ、此ノ宮ニハ此ク被行ケル也、被行ケル様ハ、四日カ間、僧廿人ヲ請シテ、御讀經ノ間、宮ノ内皆淨リテ、魚食ノ氣皆斷テ、僧房微妙ク□□^{イナシ}テソ僧共候ケル、僧ノ食物微妙ク調ヘテ、毎日ニ湯涌シテ僧ニ浴シ、布施供養法ノ如ク慥ニ給ヒケ、宮モ沐浴潔齋シテ淨衣ヲ奉テ、信ノ心ヲ至シテ念シ入^{テナ}ム、四日カ間御ケル、然レハ有ラム、極ク揭焉キ事共ナ有ケル、少モ不淨ヌ事ナト有ケル人ハ、必ス現ハニ惡キ事ナム見ハ、宮ノ内ノ女房男凡下部女官ニ至マテ、極テ潔齋シテ、慎ム有ケル、然^{レト}人ノ云ハ、何ニモ此クモ被行ハ、驗ハ貴ク揭焉ニ可有キニ、露此クハ無ハ、驗モ無ソ有^ト、讚申ケル、此ノ宮ニハ、凡ソ此ノ御讀經モニシ非ス、萬事皆拈^{マリ}テ、愚ナル事無ソクテ有ケル、然レハ宮ノ内ノ人モ、皆宜クソ翔ケル、而ル間ニ、比叡ノ山ノ横川ノ恵心ノ僧都ト云フ人、道心盛^{ニシ}テ、京中ニ行キテ乞食^{シケ}ルニ、京中ノ上中下ノ道俗男女、首ヘヲ傾ケテ、擧テ其ノ時ノ僧供ヲ儲テ僧都ニ奉ケル、此ノ宮ニハ、銀ノ器共ヲ故ニ打セテ、其ノ僧都ノ時ノ僧供ヲ奉リ給ハ、僧都此レヲ見、餘リニ見苦ト云テ、其ノ乞食ヲ止ケテ、此ノ宮ニハ、此様ニ信ノ

御ケル、此レソ少シ餘リ事ニテ、無心ナル事ニテ有ケル、此ノ宮ハ時ノ關白ノ御娘、圓融院ノ天皇ノ御時ニ、后ニ立テ微妙^{カリケ}ルニ、皇子ヲモ女宮ヲモ、否産奉リ不給^{サリケ}レハ、世ニ口惜キ事ム、父ノ關白殿モ、親キ人々モ思^{タリケル}、○進内侍、中宮、蓮子ヲ、すはらの后ト見ユ、然テ年老レハ、彌ヨ心ヲ發シテ、此ク出家シテ、勲ニ行ヒ給ヒケル、語り傳ルヘタトヤ、

〔勅撰作者部類〕

女 三條太皇太后宮、圓融院后、蓮子、廉義公女、拾遺集、別ニ、雜戀、○コノ二首ハ、太

爲スベキ、新千載集、雜上、太皇太后宮、○コノ一首ハ、太皇太后宮、爲スベキニ似タリ、原穩子ノ御歌ト爲スベキニ似タリ、

〔萬代和歌集作者部類〕

四條太皇太后宮、雜三、者ヲ女御藤原眞子ト爲ス、雜五、一、

〔薰集類抄〕

上 或鳥、人云、薰衣香、此說誤歟、
略○中 黑方、冬凍氷時、深有其匂、不被封寒、

四條宮、太皇太后宮、蓮子、三條關白賴忠一女、
母中務卿代明親王女、

沈四兩、丁子二兩、白檀一分、甲香一兩、麝香二分、薰陸一分

あはする次第、まつ沈と丁子とをあはせて、次に甲香、次に白檀、次麝香、次に薰陸、さてひとつにひちくりてあはするかよき也、六朱を一分とす、四分を一兩とす、十六兩を小の一斤とす、卅八兩を大の一斤とす、小の三兩を大の一兩とす、小の三分を大の一分と

寛仁元年六月一日

二六七

す、もし少しあはせんと思は、これらをつもりてあはすへき也、侍従、梅花をかしようかをりたれとも、たきものともおほえず、少しなりとも、くろほうをもちゐるへきなり、
 ○遵子、内裏焼亡ニヨリテ、左近衛府少將曹司ニ移リ給フコト、天元三年十一月二十二日ノ條ニ、勘解由使廳ヲ以テ遵子ノ休所ト爲スコト、同年十二月十日ノ條ニ、遵子、參内シ給フコト、同五年二月十七日ノ條ニ、太政大臣藤原頼忠ノ四條第ヨリ、弘徽殿ニ入り給フコト、同年五月七日ノ條ニ、内裏焼亡ニヨリテ、職曹司ニ移リ給フコト、同年十一月十七日ノ條ニ、堀河院ニ遷リ給フコト、同年十二月二十五日ノ條ニ、御惱ノコト、寛和元年三月二十九日ノ條、長保五年七月十三日ノ第一條及ビ長和四年七月二十二日ノ第二條ニ、二條第二遷御ノコト、寛和元年九月十九日ノ條ニ、御在所ニ火アルコト、同二年三月八日ノ條ニ、中宮大夫藤原實資ノ二條第ヨリ、四條宮ニ還御ノコト、永延元年二月七日ノ條及ビ同條補遺ニ、五節舞姫ヲ獻リ給フコト、同二年十一月十八日ノ條ニ、御父頼忠病篤キニ依リ、ソノ第二渡御セント欲シ給フコト、永祚元年六月二十六日ノ第一條ニ、左大臣源雅信ノ念持佛ヲ評シ給フコト、正曆四年七月二十六日ノ第二條ニ、修理職ヨリ、東三條院ニ渡リ給フコト、長保元年七月八日ノ第二條ニ、法華經ヲ供養シ給フ

コト、同四年四月二十五日ノ條ニ、藤原行成室ノ卒去ニ、弔使ヲ賜フコト、同年十月二十三日ノ第一條ニ、春日祭使藤原頼通ニ裝束ヲ賜フコト、寛弘元年二月六日ノ條ニ、藤原行成ヲシテ奏聞セシメラル、旨アルコト、同年十月三日ノ條ニ、御所ニ盗入ルコト、同年十一月五日ノ第二條ニ、藤原道長ノ淨妙寺三昧堂及ビ多寶塔供養ニ、ソレゾレ諷誦ヲ修セシメ給フコト、同二年十月十九日ノ條及ビ同四年十二月二日ノ條ニ、公任ノ子定頼ノ元服ニ當リテ、御給ヲ以テコレニ榮爵ヲ賜フコト、同四年十二月二十五日ノ第一條ニ、頼通ニ小野道風筆ノ假字本二卷ヲ賜フコト、同六年三月四日ノ第二條ニ、大納言實資第ノ泉水ヲ汲マシメ給フコト、長和三年正月六日ノ第二條及ビ同四年七月十一日ノ第二條ニ、定頼ニ禁色ヲ聽スベキ由ヲ、中宮藤原妍子ニ仰セ給フコト、同五年二月三日ノ條ニ、御葬送ノコト、本月五日ノ條ニ、七々日御法會ノコト、七月十九日ノ條ニ見ユ、

〔参考〕

〔拾芥抄〕

中末 諸名所部 四條宮 四條南、西洞院東、兼義公家、公任、大納言家紫雲立所也、

前攝政藤原道長、七箇日ノ禊ヲ修ス、

安倍吉平ヲ
ムシテ被ハシ
鴨川ニ出デ
テ修ス

寛仁元年六月二日

二七〇

〔御堂關白記〕

○陽明 文庫本 六月一日、戊辰、從今日以吉平令禊、出川合瀨、

二日、己巳、○中 出禊、

三日、庚午、時々雨下、出河、○中略、道長、故藤原遠光等ノ服ヲ除ク、次朝壽服、禊次申事由同
除之、○權律師朝壽寂スルコト、五月二十七日ノ第二條ニ見ユ、

四日、辛未、出河、

五日、壬申、午上雨下、出河、

七日、甲戌、此日七箇日解除了、吉平給祿、掛一重袴等也、

二日、己巳、右兵衛督從三位源憲定薨ス、

〔御堂關白記〕

○陽明 文庫本 六月二日、己巳、○中 右兵衛督薨、

〔日本紀略〕

後一條院 六月二日、己巳、從三位行右兵衛督源朝臣憲定薨、

七月十七日、癸丑、薨奏、

薨奏

〔小右記〕

○前田 家本 七月十七日、癸丑、衝黑、藏人右少辨資業來、○中 又云、○中 同卿奏右兵

衛督憲定薨奏、○本書、燒損ノ箇所アリ、京都御所東山御文庫本ヲ以テ補入ス、

〔公卿補任〕

非參議從三位源憲定 村上天皇御孫、一品式部卿爲平親王一男、母高明公

官歷

三位ノ後昇
殿ヲ聽サル

世系

〔小右記〕

長和二年八月一日、庚申、○中

今日、右兵衛督憲定被聽昇殿、敍三位後昇殿、

〔本朝皇胤紹運錄〕

爲平親王 一品、式部卿、

恭子女王 齋宮、母高明公女、

源憲定 從三、右兵衛督、寬仁元、六薨、母同、

源爲定 母同、

源賴定 頭、三木、正三、左兵衛督、寬仁四、六薨、母同、

源顯定 從四下、藏侍、從、大弼、民部大輔、母同、

源敦定 從四上、大弼、

源敦定 從四下、侍、

婉子女王

實資公室母同憲定

寛仁元年六月二日

二七一

寛仁元年六月二日

二七二

〔尊卑分脈〕 村上源氏

爲平親王 一品、式部卿、母同冷泉院、
寛弘七十一七薨、五十一

憲定 右兵衛督、從三、
母左大臣高明女、

公綱 從五下、實成、
信子、本、一、經、

頼定 參木、正三、檢別當、右兵督、
母同、寛仁二四六薨、四十四、

爲定 參木、正三、
母同、

顯定 彈正、大弼、從四上、
侍從、母同、憲定、

教定 彈正、大弼、
從四上、

實定 改類、
然者、同人、敷、

敦定 侍從、從四下、
尾籠人也、

女子 恭子、寛和御息所、後右
大臣實資公室、母同、

女子 師房公母、

〔小右記〕

長和二年七月十二日、壬寅、右兵衛督憲定、來云、有女子、年十八、
皇太后宮以廣業（藤原彰子）朝臣、頻有可令參入之仰、依不甘心、云合源中納言、
俊賢（藤原）、○彼納言似令啓只可令參之由、爲之

藤原彰子憲
定ノ女ヲ召
使ヒ給ハン
トス
憲定源俊賢
及ビ藤原實

資ノ意見ヲ
問フ

如何○中者、緣可有物聞、不答左右、一家事只可在彼納言之指歸、以此趣相示了、竊思、近代太
政大臣及大納言已下息女、父薨後皆以宦仕、世以爲嗟、但父未死之前宦仕、參議正光女外未聞
之事也、就中武衛者故、式部卿宮子、謂其息女李部宮孫女、其寄尤尊、太可憐之事也、
卿相女子爲先祖可遺恥、武衛太愚也、雖不貢獻、可無重譴歟、縱雖有重科、有何事乎、

〔榮花物語〕

○梅澤義一氏所藏三條西本

はかなくて萬壽二年正月になりぬ、
殿としこ御こといふ物もたせ給はぬなけきを、入道殿、うへまてにおほしめしたるに、

性溫柔ナリ
藤原有國ノ
女ヲ娶リテ
二女ヲ儲ク
藤原賴
通ノ室、隆
引取ル
長女ハ源
理ノ妻ト爲

○以上七字、富岡本、お
給へりし、有國の宰相のむすめの腹に、女こふたりむませたまへりしを、は、もうせ給けれ
は、ち、君はとしころとかくしありき給て、それもうせ給にしかは、その女君達いまはむけ
におとなになり給て、いとをしけにてありときかせ給て、關白殿のうへ、しらぬ人かほとと
むかへさせ給て、との、御まかなひ、御くしまいりなとにふたところなからさふらはせ給
ほとに、あねさみは致仕の大納言の御子の則理をかたらひたりけるほとに、おほりのかみ
になりければ、おほりへいにけり、
寛仁元年六月二日

二七三

寛仁元年六月二日

二七四

は、わさとなもつけさせ給はて、たゝすみ給まゝにたいの君とそめしける、この君に殿おのつからむつましくならせ給にけり、御心さしのあるさまにめさましき事ともありければ、うゑ、○うゑ、富岡本、きたこと人よりはさやはなと、めさましけなる御けしきかたはらいたくて、やう／＼さとかちになりゆけは、○中ともすれば御ありきのついでにもたちよりたまふ、ひるなともかさまされおはしますほとに、たゝにもあらずなり給にけるを、世のいとめてたきさいはひひとにいひ思けり、○下略憲定ノ次女、藤原頼通ノ一男通房ヲ産ム、コトニカ、ル、萬壽二年正月十日ノ條ニ收ム、

〔榮花物語〕

○三十二 梅澤義一氏所藏三條西本 歌合

○上略、大納言藤原齊信薨去ノコトニカ、殿にカル、長元八年三月二十三日ノ條ニ收ム、殿に

は御このおはしますまぬことを、くちをしなとも世のつねなり、○中若君ひとゝころこそ十はかりにておはしますめれ、○中故式部卿の宮の故兵衛督のむすめのはらなりけり、殿に二所さふらひ給けるを、あねきみはのりまさの但馬守のめにておはす、ひとゝころは若君うみたてまつり給てければ、やかてまいり給はず、故中務宮の御物ゝけいとこはくて、さまたけきこえさせ給へは、おはします事はたえたり、（藤原女王、具平親王）

〔大鏡〕

○五 東松杏三氏本

太政大臣道長上

略○上

一、道長大臣の御太郎、たゝいまの關白左大臣頼通の大臣これにおはします、このと頼通の御子のいまゝておはしますまゝりつることいと不便に侍つるを、この若君通房のむまれ給へる、いとかしこき事なり、母は申さぬことなれと、これはいとやんことなくさへおはすること、故左兵衛督は人からこそいとしもおもはれ給はさりしかと、もとのあて人におはするに、又かくよをひゝかす御孫のいておはしましたる、なきあとにもいとよし、

○憲定、圓融法皇ノ傳法灌頂會ニ僧前ヲ上ルコト、永祚元年三月九日ノ條ニ、新所旬ニ出居侍從ト爲ルコト、長保元年十一月十三日ノ條ニ、藤原實資等ト共ニ嵯峨ニ遊ブコト、同年年末雜載、學藝ノ條ニ、齋宮恭子女王ノ著裳ニ參ルコト、同二年十一月七日ノ第一條ニ、圓融天皇御忌ニ陪膳ヲ奉仕スルコト、同三年二月十二日ノ第一條ニ、一條天皇ノ上東門第行幸ニ舞人ト爲ルコト、同年十月九日ノ第一條ニ、松尾社行幸ニ供奉セントシテ、藤原道長ヨリ丸柄帶ヲ借用スルコト、寛弘元年十月十四日ノ第一條ニ、道長ノ法性寺五大堂供養ニ、冷泉院御諷誦使ヲ勤ムルコト、同三年十二月二十六日ノ第二條ニ、道長ノ大饗ニ勸盃ヲ行フコト、同五年正月二十五日ノ條ニ、上東門第行幸ニ供奉スルコト、同年十月十六日ノ條ニ、第三皇子良五十日ノ儀ニ、役送ヲ勤仕スルコト、同七

寛仁元年六月二日

二七五

寬仁元年六月五日

二七六

年正月十五日ノ第二條ニ、父爲平親王薨去ノコト、同年十一月七日ノ條ニ、憲定、復任スルコト、同八年正月二十九日ノ第一條ニ、一條天皇ノ周忌御法會ニ參入スルコト、長和元年五月二十七日ノ第一條ニ、東三條第ノ燒亡ニヨリテ、中宮藤原妍子ノ郁芳門第遷御ニ扈從スルコト、同二年正月十六日ノ第一條ニ、三條天皇ノ上東門第行幸ニ供奉スルコト、同年九月十六日ノ條及ビ同三年五月十六日ノ條ニ、道長ノ祇園詣ニ追從スルコト、同三年六月二十九日ノ條ニ、實資ヲ訪フコト、同年年末雜載、諸家ノ條ニ、賴通ノ任大將饗ニ勸盃ヲ勤ムルコト、同四年十月二十七日ノ第二條ニ、枇杷殿遷幸ニ供奉スルコト、同年十一月十九日ノ第二條ニ、御讓位ノ儀ノ裝束ヲ實資ニ問フコト、同五年正月二十九日、後一條天皇御受禪ノ條ニ、祈年穀奉幣ニ、參議ニ代リテ奉幣使ト爲ルコト、同年五月二十一日ノ第一條ニ、後一條天皇ノ新造一條院遷御ニ扈從スルコト、同年六月二日ノ條ニ見ユ、

五日、壬申、固關、是日、太皇太后ヲ般若寺ニ葬リ奉ル、

〔御堂關白記〕

○陽明 六月五日、壬申、午上雨下、○中略、藤原道長七箇日ノ禊ヲ修スルヲ以、以則光朝臣問大皇后宮大夫、○中略、今日有固關事云々、中宮權大夫行之、太皇太后宮渡般若

崩奏

御遺令ヲ奏ス

廢朝五箇日

解陣
開關

寺給者、用車云々、彼宮亮能通朝臣參太内、奏崩給由、

六日、癸酉、太皇太后宮此作屋奉置云々、

〔日本紀略〕

後一條院 六月五日、壬申、奏前太后遺令、停止素服、舉哀官符給五畿七道諸國、又自今日廢朝、五箇日、今夜彼宮御送葬於般若寺良地、

十日、丁丑、解陣、開關、

○大鏡裏書、皇代記、勸仲記、正應五年九月九日ノ條、三條西家重書古文書一等、異事ナキヲ以テ略ス、

太皇太后崩御ノコト、本月一日ノ第二條ニ、山城木幡ニ改葬シ奉ルコト、二年七月十九日ノ條ニ見ユ、

十日、丁丑、前權少僧都源信寂ス、

〔本朝法華驗記〕

下 第八十三、楞嚴院源信僧都

僧都迨春秋七十六、以寬仁元年六月十日寅時刻、永遷化矣、○上下略、全文下ニ收ム、歷代編年集成異事ナシ、

〔日本紀略〕

三條院 長和三年六月十日、甲子、○中略、今日、前少僧都源信卒、號惠心院、

〔扶桑略記〕

後一條天皇 同月十日、前權少僧都源信遷化、年七十六、大和國葛下郡人也、

〔門葉記〕

七十一 寺院三
横河

寬仁元年六月十日

二七七

七十六歲
長和三年寂
ストノ説

寬仁元年六月十日

二七八

左少辨正五位下兼行當國守源朝臣經賴敬白、

奉施入加舉稻參任伍佰束官符事

○中略、良源四季講ヲ始行スルコトニカ、ルト及ビ尋禪(尋禪)、僧正遷化以來、源信僧都次又勤修、寬仁元年相傳ヘテ之ヲ修スルコトニカ、ルト及ビ尋禪、僧正遷化以來、源信僧都次又勤修、寬仁元年僧都逝去、厥後覺超續所催行也、○下

寬仁三年十月十四日

左少辨正五位下兼行當國守源朝臣經賴

〔年中行事祕抄〕

○六月 前田家本

十日、源信僧都忌日、

〔續本朝往生傳〕

○眞福 寺本

往生ノ成否ヲトセシム

(後附) 惠心別傳云、爾時、僧都示近習弟子禪圓法師云、我自昔時有一生之望、欲令卜茲成就否之狀、傳聞大和國葛城郡有一法師、議往知來、宛如鄭蒼君、汝行其所、令占我望、禪圓奉命之後、翌日出山門向和州、果遇法師、令占僧都之所望、法師案金匱占云、其所望專非人間之榮花、殆是無上之妙果歟、念力甚深、豈不成就乎、(光カ) 蘇非在四月、決定在六月者、禪圓歸來、祥達其旨、僧都預歡喜而已、冥數符合、自四月二日目痺尤重、寬仁元年六月十日晨旦、北首右脇、如眠氣絕、

〔元亨釋書〕

○四 慧解三

釋源信、○中

寬仁元年六月十日、集門弟子曰、今生謁晤、只在今日、若

教義中有疑、取決焉、後不可又、諸徒且問且泣、信一一剖析明白、漸氣息速、磨去門人唯留上足慶祐曰、我以一乘善根、廻極樂勝業、上品下生、我當取之、今二天童下來曰、慈氏天尊遣我二人爲師迎接、又有數萬天翼從、我語童曰、兜率之生、彌勒之謁、我且嚮之、然我生平有願、欲觀彌陀、往安養之後、必詣慈尊、願爲我致此意焉、二童昇去、頃刻觀自在菩薩來現、素志不失、汝其知之、慶祐聞已、流淚隨喜、便結定印、端坐遷化、壽七十六、于時天樂響空、奇香四散、山中草木、皆盡靡西、傳聞、趙宋皇帝聞信道譽、建塔廟置影像、

〔古事談〕

○三 僧行

惠心僧都與慶祚阿闍梨互契可告遷化期之由、送年月之間、大阿闍梨爲

慶祚ト互ニ死期ヲ告グベキコトヲ約ス

後夜之行法、出緣供阿伽之間、空有異香、有幽聲云、我是極樂久住菩薩、化緣已盡、還生極樂、(還生) 以上八字園城寺傳記、婆娑機盡還淨土ニ作ル、云々、慶祚奇尊之、忽差專使、案內橫川僧都久不申承之由云々、使者歸來云、僧都此曉入滅云々、○十訓抄同ジ、

〔存覺袖日記〕

○和朝 上

色紙左 惠心文

前權少僧都法眼和尚位源信、俗姓下部、大和國葛城郡人也、寬仁元年六月十日御入滅、春

秋七十六、

寬仁元年六月十日

二七九

寬仁元年六月十日

臨終云、我是古佛靈山聽衆、化緣已盡今還本土矣、

近江本尊三朝直脈祖師眞影、○下略前掲色紙ノ文ニ同ジ、

○文略ス、右ニ掲グル惠心文ニ同ジ、

〔天台霞標〕

三編之二 惠心源信僧都 極樂久住菩薩 此條全寫榮泉 貫國僧都所鈔

枕月集曰、慧心僧都終焉之夕、現身空中曰、我是西方舊住菩薩、娑婆緣盡還歸本土、

三六鈔一名授法日記西山寶 菩提院法橋觀照所撰曰、慧心僧都與三井慶祚交厚、一日慶祚修定、僧都來告曰、我是

極樂久住菩薩、化緣既盡還歸本處、祚語其徒曰、慧心僧都已取滅度矣、

慧心僧都行實曰、僧都滅後、現身告上足慶祐曰、我本極樂久住大士、化緣已盡還歸本土、

西塔院所藏僧都畫像上題曰、我本古佛靈山聽衆、化緣已盡還歸樂土、

〔定眞備忘錄〕

○山城高山寺所藏 天變事

或人語云、宇治有一人宿曜師、號辨公、實（貞永元年）勘云、今年正月三日、丑刻、現聖避世天變、○中略、高辨

ニカカ、彼宿曜師云、此星者反歲星、成溫沒期也、日本國聖德太子、惠心僧都御入滅時、此星出現

云々、

〔筆海要津〕

下 人倫 僧 德行

法門之樞鍵、苦海之津梁也、久弘遺教於吾朝、遙施雅譽於皇宋、智劍淬而冷、其刃不待南昌之直焉、法燈明而挑、其光還徧青玉之影矣、況復偏歸彌陀之一佛、久望安養之九品、蒂芥浮生、錙銖榮路、

祭源信僧都亡魂文

〔僧綱補任〕

○興福寺本 法橋源信 長保二年八月廿九日敍、行幸仁王會賞、（五十九）天

台宗、延曆寺、慈會大僧正弟子、大和國人、占部正親子、寬弘元年五月廿七日轉任權少僧都、（六）六

十三、同二年十二月十六日辭退、（七）寬仁元年六月十日、惠心坊前權少僧都源僧入滅、（七）七去

十二月十六日辭退僧都、

〔僧綱補任〕

○彰考館本 法橋上人位源信 天台宗、延曆寺、長保二年八月廿九日敍、故延

曆寺座主大僧正大和尚入室弟子、年月日補內供奉十禪師、大和國人、寬弘元年五月廿四日權

少僧都、（八）嚴久讓、元法橋、同二年十二月十六日辭退、（八）或本三年、（八）長和三年、（八）月十日卒、（八）寬仁元年六月十日

卒、（九）七十、號慧心僧都、名聞唐土、德高和國、大和國葛木郡人、占部正親子、母清原氏、

〔探題次第〕

川 源信 僧都 寬弘元年六月三日、

〔楞嚴院記〕

○三千院所藏 楞嚴三昧院記錄第六

寬仁元年六月十日

寬仁元年六月十日

二八二

一、源信前少僧都 和州葛木郡人也、慈惠大僧正弟子、惠心房、

寬弘元年甲辰、補探題職、

寬弘五年八月廿七日檢校職任、

〔法家相承次第〕 楞嚴院檢校次第號長吏

源信前少僧都 惠心院、慈惠大師御弟子、大和國葛木郡人、卜部正親子、

〔初例抄〕 上 以弟子讓師任官例

權少僧都源信 號惠心院、寬和元四月廿一日轉任、元法橋弟子嚴久辭大僧都讓也、長和三六

月十日入滅、贈位外以弟子讓師任師官初例、良源大僧正弟子、

〔先德明匠記〕

先德者

楞嚴院先德

是有前後、前惠心院僧都源信、後都率先德覺超、

〔華頂要略附錄〕 九三十 顯宗家々應公請門流

滿禪院流 號惠心僧都、慈惠大師弟子 丹後供奉 寬印內供奉

朝日阿闍梨 圓深

伊豆先德 源然

楞嚴院檢校

先德ト稱セラル

公請ノ門流

法系

天台法華宗ノ相承

〔天台法華宗相承血脈圖〕 天台法華宗相承血脈之圖

〔朱書〕第十八座主
慈惠大師〇注
略ス

源信 惠心院血脈下記之、

天台法華宗惠心流師資血脈圖

源信

惠心院、卅一才豎義〔傳〕、十士禪藝、九得一略〔少〕、小僧都、大和國葛木郡人〔上〕、占部正親息、後一條院御

宇寬仁元丁巳、六十入、明曆三マテ六百四十年、

覺超 川後都率、

嚴久 川慈德房大僧都、

良暹 川號禪門供奉、

寂心 大内記保胤〔慶應〕、

明豪 觀心院大僧都、長吏、修理亮守正子〔藤原〕、

寬印 〇天台法華宗之相承異事ナシ、

〔圓頓戒脈譜〕

寬仁元年六月十日

二八三

圓頓戒ノ相承

寬仁元年六月十日

二八四

慈覺大師(圖七)——惠亮和尚——常濟——承誓——理仙——惟尙——滿賀

智證大師(圖八)——尊意贈僧正

慈惠大師

慶命——覺尋——忠尋東陽

源信

覺超都率——勝範——長豪○五重相傳血脈

〔山門法流血脈〕

慧心院先德

源信

明豪 大僧正梨本、

嚴久

明實 極樂坊、

教圓

仁臺

寬印

止觀業ノ相承

能勢

叡遙

覺超

嚴然

安海

良暹

寂心

堯禪

禪圓

念敷

〔顯密宗系圖〕

慈惠大師

源信

惠心院大僧都卅一才立義(少)傳(博)士禪藝九
得一略大和國葛木郡人(占)部正親息

川覺超都率僧都
或云禪定、

寬仁元年六月十日

二八五

寬仁元年六月十日

二八六

嚴久慈德坊大僧都川

良暹號禪門供奉

寂心大內記保胤

明豪觀心院大僧都探長吏川修理亮守正子

寬印川丹後先德立義時題者旦那

遮那業血脈

遮那業ノ相承

慈惠大師

源信惠心僧都

寬印

寂心

嚴久花山

良暹禪門供奉

明豪

覺超都率先德

良源門下四上足ノ一

〔天台名目類聚鈔〕

一末 天台宗事〇中略

一、日本傳來相承事 答、〇中慈惠大師有四人上足、慧心、檀那、安海、寬印也、慧心下大師坊定誓律師相承有之、橫川一流是也、又慧心付附都率覺超、覺超付附蓮實坊西谷北尾、和尚勝範、〇中、西塔一流是也、

〔慈慧大僧正傳〕

〇上 其門徒數千人、達者卅餘人、或僧中崇班、或山上領袖也、〇中 又有

源信僧都者、究法水之淵源、爲禪門之樞鍵、昔良源和尚間居、源公侍座、源公問曰、和尚自謂到初隨

喜位、人皆信之、願聞真實之語、今之所疑、定到五品、答曰、五品天台位也、頑質何同祖師乎、重問

曰、初四品如何、答曰、何非初隨喜哉、源公久居山門、不交都城、偏慕往生、無求名利、雖至暮齡、

唯攜佛教、所著書論盛行于世、其中往生要集三卷、濁世末代之指南也、遠經滄海、遂渡震旦、傳

聞九州之中、廣崇斯文、如教修行者、或生淨土云々、法水東流、自古而存、未有日域製作還利西

朝矣、文多故不載、〇日本高僧傳要文抄同シ、

〔漢光類聚〕

四 血脈相承次第

〇上 日本國沙門最澄大師、唐貞元二十四年六月日、入揚州天台山修禪寺極樂淨土院西廂、道

邃和尚以止觀心要授最澄和尚、最澄大師歸朝之後、於叡山一乘止觀院大經藏前、以此書授慈

師良源ニ其悟位ヲ問フ

寬仁元年六月十日

二八七

寬仁元年六月十日

二八八

良源ニ止觀
心要ヲ受ク

覺大師、慈覺大師授惠亮和尚、惠亮和尚授滿賀和尚、滿賀和尚於橫川普賢道場、以此書授良源
僧正、良源僧正寬和元年正月二日初夜、於總持院影像前、以此書授源信和尚、其言云、我受玉
泉清流十一的師得最澄深義五代孫家、法華略玄文句要義同明經旨、止觀心要直述大師自己、
非汝無由傳、非我無可授者、云畢以此書授源信和尚、其夜曉天方逝去、源信和尚授覺超、
于時大治三年七月十七日、延曆寺沙門忠尋記之云々、

〔漢光類聚〕 一 今人意鈍事

良源ニ摩訶
止觀ヲ受ク

略○上（良源） 御廟大師最後時、楞嚴院和尚授止觀法門云、摩訶止觀中所集諸法名義、以權實本迹意不
可例同、名同義異也云々、

〔漢光類聚〕 三 夫一念心起事

略○上 應和三年、智興內供奉從丹州登山、舉疑問云、一念三千、一心三觀、俱圓頓止觀要行也、而
於中一念三千觀、大師內證祕行也、然何故日域高師、一心三觀、非口決難知、非譬難解、故以鏡
像圓融一心三觀譬喻顯也云耶、一念三千時、又用鏡像譬耶、此時三千衆徒集大講堂、各々出異
義、其時源信和尚云、一念三千觀、是唯佛與佛境界、圓人見實證也、譬可比事無之、故泰宗皇帝
云、物至美者、非譬喻境界云、以之例知、一念三千觀、非鏡像圓融所譬可得心、譬一心三觀、尚是

良源ニ一念
三千ノ深義
ヲ開ク

分喻也、況一念三千觀哉云々、覺運和尚云、鏡像圓融、又一念三千喻也、一念明位三千慮、想具
足、鏡面一體諸像圓浮意也云々、次日橫川（良源）大師語惠心與檀那云、一念三千有重々意、教談教門
一念三千、以自體遍照鏡像圓融可得心也、自體遍照鏡者、南岳（慧思）大師直釋迦如來相傳鏡也、此鏡
有明德、千里內諸事細々浮、所持主起地獄心時、鏡現地獄相、乃至發佛心時、鏡現佛相、此所現
鏡像本有、鏡自具、一念三千本有圓滿心也、但實證不思議一念三千觀、如義譬喻可比物無之可
得心、源信、覺運各々深義相傳歡喜、大師一心三觀以鏡像圓融譬可得心、書給楞嚴和尚義意也
云々、

〔一心三觀血脈相承譜〕 ○寶戒寺
文書所收

略○上

前入唐沙門傳教大師（最澄）

慈覺大師

惠亮

常濟

承誓

寬仁元年六月十日

二八九

一心三觀相
承血脈

寬仁元年六月十日

二九〇

理仙

慈惠

源信

覺超

略〇中

文和三年六月一日示、

傳燈大法師惠鎮(花押)

〔河田谷傍正十九通〕

一心三觀血脈

慈覺私記

略〇文

傳教

慈覺

惠亮

滿賀

慈惠

惠心

兜率

蓮實坊

中島

東陽

相生

略〇下

〔八帖抄〕

一、二心三觀、一念三千同異事

略〇中

口決云、見心本源云々、

師云、口傳云、此頌、塔中相承、口傳也、代々不載紙面也、只境、一心三觀智境同體、一心三觀等云、授來也、總血脈後印可狀代々授之、サレハ惠心、都率授玉ノ狀有之、

〔漢光類聚〕

四

故大師傷歎曰等事

印可狀

良源ニ最澄
ノノ宗教宗旨
ヲノ宗教血脈
受ク

惠心檀那ノ
兩流相分ル

兩流ノ異義
ハ後世ノ假
託ニ過ギズ
トノ説

〔最澄〕山家大師於唐朝相傳二箇宗義、一宗教、二宗旨也、宗教顯說法華爲所依、宗旨根本法華爲所

依、又宗教依經立宗、宗旨依心立宗也、山家大師二宗血脈云、予渡異朝、密傳二旨、一宗教分、二宗旨分、宗教一種傳法華本迹二門、宗旨一段正依佛意根本內證、宗教者四教五時本迹等也、宗旨者天真獨朗三千三觀、〇中山家此一紙血脈於大經藏前授慈覺大師、橫川大師受本朝五代流、此血脈授源信、三千門徒中得此血脈人源信和尚也、檀那流相承只傳宗教分、故天台一宗法門依經立宗得意、惠心院相承、宗教依經立宗、宗旨依心立宗也、〇下

〔天台名匠口決抄〕

六

問於不思議眞如理內論三諦名義耶事

略〇上 御廟御在世時ヨリ、惠、檀兩流相分リ、惠心ハ一心三觀ト相承シ、檀那ハ三諦ヲハ、但中道ト相承シ玉ヘリ云云、

〔元亨釋書〕

四 慧解三

釋覺運、洛城人也、事叡山慈慧、與源信法師爲匹敵、世曰慧心・檀那者

也、

〔天台霞標〕

二編之三 檀那覺運僧正

慧心・檀那異義辨

東溪沙門亮潤

台山論義者從來相傳曰、山家宗匠、至慧心・檀那、抗爲二家、論見不同、稱之慧檀異義也、吾意不然、夫慧心・檀那之於慈慧大師、猶四明・慈雲之於寶雲也、既同一師學、豈法有二途、設或領解有

寬仁元年六月十日

二九一

異、則當求決大師、不當自是、且所謂慧心之義者、多不與其著述合、則非其義明矣、然則所謂檀那之義、亦對何而立耶、是知二師異義之說、不根甚矣、此必正統不振、異說紛起之際、竊假二師重名、取信於人者之爲也、誣乎先德、惑乎後進、其害不細、不可不辨而白焉也、

〔宗要集見聞〕

○實藏坊眞如藏所藏

寫本云、相承次第

惠心（尊題）都率、蓮實坊、心賀、心聰（花傳）、（秋原法皇）心榮（法印）、心榮（法印）

〔獅子伏象論〕

中末 留經久近門第廿三

○上 略 又於極樂淨土宗者、有二流相承、所謂初雜行相承、後正行相承、初雜行相承者、○上 日本慈覺大師、長意、常濟、承誓、理仙、光勝、源信、寬印、○中 次第相承是也、

〔淨土法門源流章〕

大日本國淨教弘通次第

昔百濟佛法創傳日域、大唐佛宗次傳此國、三論、法相弘布世間、厥後漸次諸宗流傳、淨土教觀不爲別宗、各隨自宗、解釋法義、○中 次天台慈惠大僧正歸西方教、釋九品義、次源信僧都承法慈惠、研究台宗、兼通淨教、修習淨業、撰往生要集、彌陀經略記等、○中 日域古來弘淨土者、解義修業、其數甚多、其最要者、即智光、昌海、源信、永觀、實範、源空、此之六祖、此之六哲也、此並非親

極樂淨土宗
雜行ノ相承

良源ニ淨土
教ヲモ學ブ

承血脈祖、唯是依憑歸投而已、

〔瑳囊鈔〕

十五 二、近來世盛リナルハ、佛心淨土二門也、一條院、御宇ヨリ、惠心僧都源信

漸勸之、○下 略

〔淨統略讚〕

諸記指 南第三 六私大師并十先德

慈慧大師 良源、

飯室先德 尋禪 僧正

多武峰先德 增賀 上人

楞嚴院先德 源信 僧都

都率先德 覺超 僧都

丹後先德 寬印 供奉、

檀那院先德 覺運 僧正、

〔淨土惣系圖〕

○下野圓通寺文書所收

○系圖 略

聖覺法印云、先師天台十疑論澄惑註十疑、惠心往生要集略記六時贊等、皆天台宗章疏也、

寬仁元年六月十日

淨土教ノ法

寬仁元年六月十日

敢非淨土宗章疏、廿五三昧・六時講式、更非淨土宗行儀、是天台宗勤也、○下略

二九四

源信ヲ淨土
門ノ血脈ニ
入ル、ノ可
否

因明ヲ清範
ニ學ブ
普賢十願ト
理趣分トヲ
持經トス

光明大師
懷感禪師
法照禪師
少康法師

源信僧都 惠心入血脈證據如何、答、西山善惠上人祕決曰、往生要集三卷各分本末六帖、選擇本願念佛集一卷、分本末二卷、已上八卷是淨土宗本疏文、此義相違先段所引聖覺義者哉、取捨可有人意矣、

源空上人

〔真俗雜記〕

○十八 彰考館本 二十五、清範・源心持經壹

惠心僧都爲習因明、被參與福寺清範僧都許ケレハ、清範先問云、貴邊、何經爲持經給、惠心各云、華嚴經普賢十願・大般若理趣分讀候也、答ラレケレハ、清範、我ニ經持經讀候也、被御二人意樂同實貴珠勝也、

引聲念佛ノ
相承

〔引聲念佛入衆師資相承血脈之譜〕

○真正極
樂寺所藏

天台座主大僧正良源
慈惠大師

惠心先德
源信僧都

〔真正極樂寺〕
當寺開山合續比丘
戒算大和尚

〔聲明源流記〕

慈惠大僧正 源信僧都 覺超僧都

〔元亨釋書〕

二十九 音藝志七 聲明者、印土之名、五明之一也、○中 考古史、○中 藏傳慈悲慧傳源

信、信傳覺超、

〔聲名相承譜〕

○魚山叢書舌之宮九十五所收
山城勝林院所藏

智證—遍照—

戒 安惠 安然 尊意

品 智證大師 尊意 慈覺大師

檀那贈僧正 覺運 皇嚴

〔大原來迎院文書〕

聲明相承之脈譜

慈覺大師 戒

●● 安惠 安然 尊意 慈惠大師

智證大師 尊意

寬仁元年六月十日

二九五

寬仁元年六月十日

二九六

源信——覺超——懷空——寬誓
覺運——皇嚴——覺尊——瞻西——良忍中興

〔諸嗣宗脈紀〕天下 聲明傳

慈覺——智證——相應——淨藏——慈悲——源信——覺超

〔天台霞標〕三編之二 惠心源信僧都 極樂久住菩薩 此條全寫榮泉 貫國僧都所鈔

略○中

慧心僧都行實曰、僧都滅後、現身告上足慶祐曰、我本極樂久住大士、化緣已盡還歸本土、

〔尊卑分脈〕清和 源氏

滿仲

源賢八尾住侶、惠心僧都弟子、號多田法眼、○長德三年是歲、第二條參看

〔小笠原系圖〕源賢○中 一山第一暴惡兒、後爲惠心僧都之門弟、及長究佛法之奧儀、號

多田法眼、

〔小右記〕寬仁元年十月廿五日、庚寅、○中 與橫河公源師桑絲一疋、依來請、後日尋問、更無

然僧云々、昨日來云、先年度々參入、奉仕御祈、余答云、不知面、又云、六ヶ年籠橫川、今年罷出、

公源

屬故源信僧都橫川僧等、廿八日修佛事、公源可調法服、他物可具、柏祈絹可入者、事依功德所與也、問飯室僧都云、公源云法師先年死去、其後無公源云僧者、件僧重來日令問房名云號東流房、件房名問飯室僧都、橫川不聞之房名也者、希有奇怪事也、

〔善峰寺志稿〕○京都府寺志 稿二十四所收

法脈

傳持三宗慈惠尊者良源禪師

楞嚴慧心僧都源信和尚

良峰開祖源筭上人

別傳云、釋源筭因州人也、姓藤原、圓融帝永觀元年五月初五生焉、○中 及四歲、母投之本鄉

進見寺、明運々誘誨之、穎敏絕倫、愛爲道留、寬弘六年上睿山、賜源信雜髮深學顯密二道、

〔山家最略記〕一、以三々九聚戒場名九院佛閣事

惠心先德被授保胤戒儀文云、吾山者一山而分三塔、以三塔名一山、々々則一心戒藏也、三塔亦

三聚淨戒也、是以九院者三々九聚戒場也、三千衆徒者一念三千戒體三千威儀也、文○長保四年十二月九

日ノ第二條參看

寬仁元年六月十日

二九七

慶滋保胤

源算

寬仁元年六月十日

〔鈴木叢書〕 廿四

湯次誓願寺系譜傳

二九八

近生 正六位下、
近江掾

近舍 外從六
位下

信慶 惠心僧
都徒

〔源信僧都傳〕

○今津洪
嶽氏所藏

延曆寺首嚴楞院源信僧都傳

俗姓下部氏
母清原氏

傳

信慶

俗姓下部氏
母清原氏

橫川ニ學ブ
ベキ夢想ア

密カニ比叡
山ニ登ツテ
出家ス

良源ノ室ニ
入ル

廣學堅義ヲ
勤ム

前少僧都源信、俗姓下部、大倭國葛城郡人也。父正親、操行質直、無心佛道、母清原氏、柔和受性、修西方業、特憂無子、祈請郡中高尾寺觀世音像、其夜夢禪僧與一顆珠矣、不經幾日、身已有娠、遂誕僧都、々々幻而岐嶷、有成人之量、自姪孫也至童、不好兒戲、正五九三箇之月、於高尾蘭若齋戒精勤、不雜人事、夜夢寺中有經藏、々中有大少二鏡、明暗不同、其處有僧、握一暗鏡、與此兒童、々々不肯受之、欲大明鏡、僧相談曰、彼明鏡非是汝分、以此少鏡、到於橫川、可加磨瑩、努々々自愛、兒童夢覺、橫川者不知何處而已、其後偷辭父母家、攀登天梯山、父母號泣、不知何去、遂以剃髮出家、受具足戒、便入慈惠大僧正之室、烈學徒之中、交提撕之末、才名日新、卓犖於時輩、大僧正以為偉器焉、加之為人秉直、未曾貳過、名稱普聞之後、父母初知為我子、歡喜之心未曾有也、天延年中、以其翹楚、預廣學堅義、請少僧都禪藝為探題博士、問答之間、有疑難得否未判、翌日、於

論義決擇ニ
智辯拔群ナ

西海道諸國
ニ頭陀ス

往生要集ヲ
宋ニ送ル

阿闍梨房、再精義理、遂振及科之芳名、于時春秋卅二矣、山上院內講經法會之薤、論義決擇、智辯拔群、永延之初、偷閑頭陀海西之日、相遇太宋國商人朱仁聽聽、同船唐僧齊隱歸鄉、贈往生要集之書狀曰、源信暫離本山、頭陀于西海道諸州名岳靈窟、適唐遠客著岸之日、不圖會面、是宿因也、然猶方語未通、歸朝各役、更封手札、述以心懷、側聞法公之本朝三寶興隆、甚隨喜矣、我國東流之教、佛日再中、當今刻念極樂界、歸依法花經者熾盛焉、佛子是念極樂、其一也、以本習深故、著往生要集三卷、○寬和元年四月、是月ノ條參看、備于觀念、夫一天之下、一法之中、四部衆何親何疎、故此文敢附歸帆、抑本朝猶慙其拙、況於他鄉乎、然而本發一願、縱有誹謗者、縱有讚嘆者、併共我結往生極樂之緣焉、又先師慈慧大僧正諱良源作觀音讚、著作良慶保胤作十六想觀詩及日本

往生傳、前進士源為憲作法花經賦、同亦贈之、源信欲令知異域之有此志矣、嗟呼一生苒苒、兩岸蒼々、後會如何、泣血而已、○寬和二年正月、十五日ノ條參看、淳化元年夏四月、當本朝正曆元年、大宋國務州雲黃山

七佛道場住持沙門行迪預往生要集一部三卷之報書、詞多不載矣、○正曆二年九月二十、加贈詩曰、聞說封道化深、闕來文藻見全心、篇章無便符真趣、觀行長教契寶林、白菌菖蓮池布玉、碧瑤殿像純金、莫言皓首滄波遠、三軸珠璣世以欽、又雖有繼韻唱和之篇什等、捨而不取矣、頭陀斗藪不幾旬、早歸本山、遂以智行具足、天子勅有內供奉十禪師、尋授法橋上人位、為六月會

宋行迪ノ返
來ス

內供奉十禪
師ニ補セラ

寬仁元年六月十日

二九九

寬仁元年六月十日

三〇〇

堅義探題博士、先是邂逅預公私之請用、若有達嚙物、先贈堂上、其母泣菽曰、水薪寒溫之訪、非不嘆美者、尼之所願者、唯欲令汝竟究頓證菩提之道也、受其箴誨之後、永以書紳、不出山門、然間大商人周文德贈都狀曰、文德謹啓、以仲春比、付豐州吏獻上書狀既畢、鬱望之至、曉夕不休、重啓達子細、抑大師擇往生要集三卷頂戴、參詣天台山國講寺、即彼領狀先以上畢、爰緇素隨喜、貴賤歸依、結緣男女五百餘人同時出家、即投淨財、施入國講寺、忽嚴飭五十餘間廊屋、彩畫柱壁、內外壯麗、供養繁昌也、佛日重光盛朗、興隆佛法洪基、往生極樂因緣、只在茲也、其禮拜詞曰、南謨日本教主源信大師、其次彼此相語云、若不得能化教主之影像、爭預所化之利益哉、文德重得衆催、并蒙宣旨、任風解樑耳、然遇衰弊時、既取衣食艱難、次帝皇恩下、未被降誰勅、伏乞大師垂照鑒、尤所望也、下勝墳念之至、敬表禮代之狀、恐惶々々、在朝公卿大夫、顯密禪侶披閱此書狀、以後莫不欽仰僧都德行焉、終有時議、命木工權少允巨勢廣貴者、當時畫工之一物也、

○長保四年三月、長保之初、(因明論疏四相違註釋)贈大唐慈恩大師門徒、狀曰、日本國天台首楞嚴院沙門源信稽首敬白、生值佛法、從所性翫、往年以有事緣、披閱因明論、雖有卅三過、其要有四相違、雖有諸師解釋、其理不如慈恩釋、彼疏者異說居多、遞生矛盾、源信聊述鄙懷、注尺、合爲三卷、事須渡蒼波、決疑水、然而少時提携父母、老後筋力窮屈、故去辛卯歲、(正長三年)付務州商客揚仁紹、傳奉斯文、

受ケタル布
施ヲ母ニ贈
ルノ誠メニ
依リテ請用
ニ應ゼズ

宋人往生要
集ニ隨喜シ
テ出家ス

源信ノ名ヲ
唱ヘテ禮拜
シテ其ノ拜
影像ヲ請フ

仍リテ巨勢
廣貴ヲ畫シ
ム

相因明論疏
四相違註釋
ヲ宋ノ親基
門徒ニ贈ル

重ネテ纂要
義斷注釋ト
共ニ宋ニ送
ル

嚴久ノ讓
ニ依リテ法印
ニ敘セララル

六月會探題
ルノ宣旨ヲ蒙

少僧都ヲ辭
シ隱居シテ
淨土ノ業ヲ
修ス

花臺院ヲ建
立シテ迎講
ヲ修ス

釋迦堂ヲ建
立シテ靈山
釋迦講ヲ修

○正長二年九月二十一日ノ第二條參看、未知到否、鬱伊而已、今亦遇杭州錢塘西湖水心寺沙門齊隱、相加纂要義斷注尺一卷、重謹貢之、伏願、(客カ)縱客凝情省覽、是其所是、非其所非、但源信年登六十、餘喘不幾、早付便風、決生前疑、缺望懇切、無我醜矣、(マ)偶蒙廣恩、乃至菩提、永不忘失、同年春二月、大僧都嚴久以聞請返上所帶職、以源信補法印大和尚位狀曰、源信者、方袍之領袖、圓輪之輓軌也、期蓮臺而念佛、只求無上菩提之果、閉山門而謝人、不屑班次在下之愁、嚴久以此末愚之身、入其青眼之室、松火餘光、早照暗陋之心、(深カ)荊溪遺澤、永灌塵勞之頂、凡厥恩德之所及、已迷報謝之無、(深カ)於是源信之位、纔於法橋之卑賤、嚴久之職、已登僧都之高大、雖知是朝選之拋忘、偏據夙慮之退讓、然猶師資之道、心魂無聊、何況源信隱遁之中、猶蒙六月會探題宣旨、嚴久亦爲其會聽衆、各守分職、可從其役、避欲拜下塵、則有王法置次之階、忍爲加上首、亦恐佛教尊師之禁、胡尾失步、越樗□○(是ニ从)字ナリ、心、望請天恩、偶停件職、幸加彼位、公門永垂褒德之化、私庵復貽讓賢之名、不堪恟欸之至矣、依其上聞、夏五月、爲權少僧都、明年脩狀固辭、不從其職、隱居山谷、偏修淨土之業焉、楞嚴院東南、建立精舍、安金色丈六彌陀佛、號之花臺院、便就其地勢、勤修來迎行者之講、菩薩聖衆左右圍遶、(伎カ)伏樂供養、歌詠讚嘆、已爲年事矣、(細)細素貴賤結緣之者、僉然以爲即身往詣極樂國矣、○(長保三年是歲)又其南起一區堂、安置教主尺迦大師尊容、○(寬弘四年七月)每

寬仁元年六月十日

三〇一

定心房ニテ
四季講ヲ修
ス

行業ノ中ニ
ハ念佛ヲ先
ト爲ス

一生ノ行業
ヲ勸録シテ
佛前ニ啓白
ス

寬仁元年六月十日

三〇二

朝供□盤之具、羞食飯之饌、舍利弗等十大弟子圖畫四面粉壁、恭敬圍繞、何異鸞峯之舊儀、便於斯堂、每月晦日、講法花經、談論義理、院內號之靈山尺迦講、又就定心房彌勒像前、每年講演大乘、春涅槃、夏花嚴、秋法花、冬大集等經也、院中學徒抽才智辯論拔群之者、爲講匠聽衆、又號之四季講、皆是僧都所初置之善事也、往年或人偷問曰、和尚智行無等倫、薰修行業、何等爲先、答、念佛爲先、復問、諸行之中、以理爲勝、念佛之間、觀法身否、答、唯唱佛號、復問、何不觀理、答、往生之業、稱名爲是、(先力)本自存之、故不觀理、但亦觀之未爲難、觀理之時、心意明了、無有障礙云々、長和二年春正月、勸録今生薰修之行業、啓白佛前、阿彌陀念佛二十俱胝遍、奉讀法花經一千部、般咒百萬反、千手陀羅尼七千返、拿勝陀羅尼三十萬反、及阿彌陀小咒、若經三千餘部、阿彌陀經一萬卷、奉念阿彌陀不動真言、光明陀羅尼、佛眼等咒、不知其數云々、○此下脫文アリ、生、復問、何故其爾、答、纔免苦集、故云爾也、重問、此事不明、良以往生歟、重答、然也、善哉々々、我散鬱陶、公早遂往生、何故前答、陳可言不生哉、僧都云、聖衆雲集圍繞佛之時、我在其外、故言不生也、復問云、我薰修年久、思求佛道、往生之業、可遂果不、答曰、不可、復問、我有何過、答、汝已怠慢、復問、終不可遂往生之業歟、答、汝頗雖慢、願力堅固、譬如有人禁固深室、其人有智、自得免脫、成佛之願、亦復如此、雖廻生死、可得出離、復問、若爾、以此願可生淨土不、答云、有願無行、難出六趣、復問、若悔既往過、精勤修習、可遂往生願不、今度問少時思量、答不容易、遂曰、甚難々々、凡厥往生安樂國、可謂希有也、故我自少年聞此事、懺愧發露不少、今依此夢、思惟舊事、僧都往年自案經文、圖繪彌陀佛來迎之影像、其中比丘衆多、菩薩衆少、人或問云、何故菩薩少數、答、望下品蓮也、復問、何不願上品、還願下品哉、答、揣我分也、其近習弟子遇終焉之者相談曰、大漸之尅、數人讀無量壽經下品上中二生之文句、相叶彼願、生下品之蓮臺歟、如此之夢、所示雖多、不能具勒、僧都慧鏡戒珠、內明外朗、爲昏衢之日月、爲苦海之船筏、所製作往生要集、毗沙門天加讚嘆偈、一乘要決、春日明神殊被示現、印度、震旦、猶少若是之人、矧於我國乎、於是尙書右司郎從容命予曰、近曾有天台碩德、授記錄僧都平生之書一局、文詞殊錯、終始不允、汝宜筆削著述、僧都之遺美、予即避席揖曰、上德之行狀、下愚不能述、慙雖預其文、棄以如忘、經兩年之間、一夜夢有僧命云、汝若作橫川僧都傳歟、答詞未陳、眠覺天明、由是不顧辱思、握筆敘之、但彼記錄之外、加載往年僧都入室遺弟橫川慶範上德相談、藤宰相供養經局日之行事、及耆舊傳來往生靈異趣、恐有紕謬焉、願賴今日抵悟之文、必預當生引接之記矣、

源信僧都傳一卷

私云、往生要集(撰)年月事、

圓融院永觀元年十一月ヨリ至于明二年四月、自爾至于當今上皇帝正元元年己未、二百七十

寬仁元年六月十日

三〇三

阿彌陀佛ノ
來迎ヲ圖繪
ス

臨終ニ人ヲ
シテ無量壽
經ノ下文ヲ
讀マシム
往生要集ニ
ハ毗沙門天
加讚嘆ノ偈
ヲ要ス
明神示現ス
述ノ由來撰

寬仁元年六月十日

七年歟、

〔本朝法華驗記〕 下 第八十三、楞嚴院源信僧都

大和葛下郡
ノ人
母郡ノ高尾
寺ニ祈リテ
源信ヲ生ム

法華經ノ深
義ヲ解了ス

源信僧都、本是大和國葛木下郡人也、父卜部正親、誠雖無道心、性甚質直也、母清原氏、有極道
心、生一男女、母爲求子、參詣郡內靈驗高尾寺、夢有住僧以一玉與之云々、卽有懷妊、生男端正、
卽修承三齋戒之間、於彼高尾寺夢見、堂中有種々鏡、或大或小、或明或暗、爰有一僧、
取一暗鏡與之、小兒陳云、此小暗鏡中何用乎、欲得彼大明鏡、僧答云、彼非汝分、々々是也、持至
橫河、可加磨瑩云々、夢覺、不知橫河何處、後有事緣、攀登睿山、大僧正慈惠大師待請爲弟子矣、
僧都天性聰惠、而又正直、習學法門、道心堅固、讀誦法華、解了深義、文々句々、開通無尋也、五種
法師、功德具足、四種三昧、行法成就、自宗他宗、極其玄底、顯教密教、深得其意、佛法棟梁、善根
屋宅矣、迨壯年時、背出假名聞、山門深閉跡、串戒律珠、爲身上莊嚴、瑩觀惠鏡、見心性三千、靜誦
法華、敢無聞人、深望極樂、誰量所期矣、製一乘要決、顯一切衆生皆成佛道之圓意、斥定性無性
不成佛之偏執、當此時而夢、馬鳴、龍樹、摩頂、隨喜、傳教大師合掌而言、我山佛法、永附屬聖人、撰
往生要集、示極樂之指南、施菩提之資糧、其時夢告言、觀世音微咲、授命蓮華、毗沙門捧蓋坐立
侍、況利生巧智、佛法方便、難思議也、造出八塔倭讚、遐邇都鄙、貴賤上下、乃至無聞非法邪見放

シテ一代聖
教ヲ暗誦セ
シム
迎講ヲ修シ
人々ヲシテ
往生ノ業ヲ
結バシム

臨終ニ院內
メテ法門ノ
疑滞ヲ問ハ
シム
彌勒菩薩ノ
迎攝ヲ辭ス
ルニ往生極

逸之闇隴（幼也）幻童、普令暗誦一代聖教、搆彌陀迎接之相、顯極樂莊嚴之儀、（世云）集其場者、緇素老
少、至放蕩邪見之輩、皆流不覺之淚、結往生之業、五體投地、種菩提因、修頭陀行、交人間時、善神
相副、隨逐守護、深夜獨坐、思惟法門、欲見要文、忽於燈臺有自然火、雖有如是等希有之事、更深
匿藏、不語他人、造經論章疏、抄顯密教文、（小阿彌陀經疏對俱舍抄、因明四相違疏注釋同斷纂也）其數雖多、不遑注載、天台
宗佛法臨此時誠盛、乃至大唐皇帝降宣旨、建立廟堂、安置影像及往生要集、授大師號、（諡）圓通
度々唐（尊之）人傳語、恭敬禮拜、本朝稱其住所及號、瞻仰奉仕矣、僧都受取重病、其間極久、雖然念佛、讀經不
退、觀念行法不懈、時有宿老僧夢云、金色沙門從空下、向僧都與語、僧都乍臥病席、合掌含咲、
向僧談語、若是諸佛說法歟、又或人夢示云、僧都臥蓮華上、近邊生千萬蓮華、傍人問云、是何蓮
花、天有音告云、此是妙音菩薩所現蓮華、指西應行云々、定知此所惱、卽生死流轉業苦、此生受
盡也、轉重輕受、是謂之歟、決定應受故業、今生償畢也、金槍馬麥、例可知之、乃至遷化已前兼兩
三日、所惱皆悉平愈、無一分苦痛、起居輕利、身安樂、（假アルカ）氣色作法、如若壯時、臨最後時、集院內名德
學徒而告言、今生面謁、只此度計也、若法門中有所疑難者、論說可決其疑、大衆或問法文要義、
散心雲霧、或惜此界別離、從眼流淚、僧都氣色忿々、似入滅近々、大衆皆還畢、留慶祐阿闍梨密
々示言、年來之間、以一乘善根、事理功德、迴向西方、願往極樂上品下生、今有二天童而來下言、

寬仁元年六月十日

三〇五

樂ノ素願ヲ
以テスト慶
祐ニ告グ

往生ノ瑞相

寬仁元年六月十日

三〇六

我兜率天彌勒菩薩使者也、聖人偏持法華經、深解一乘理、以是功德、當生兜率、是故我等爲迎聖人、今來此處、有數萬天可迎攝、我等且爾告耳、僧都語天童言、生兜率天、奉見慈尊、雖無極善根、弟子頃年深有所願、捨身他世、往生極樂、面見彌陀、聽聞妙法、慈尊加力、送我極樂界、當拜彌勒、天童早還、以此誓言、當啓慈尊云々、又近來頻觀音來現、是故無疑、必生極樂、慶祐阿闍梨聞已、流淚隨喜、僧都迨春秋七十六、以寬仁元年六月十日寅時刻、永遷化矣、當於此時、天奏微妙音樂、或人聞樂音從西方指東方來、或輩聞樂音從東方指西方往、又香風頻吹、奇妙香氣滿塞虛空、艸木枝葉似委衰形、向西方傾低、況涕淚嗚咽聲滿於山林、悲泣戀慕響遍院內焉、

〔首楞嚴院廿五三昧結緣過去帳〕

首楞嚴院廿五三昧結緣過去帳 長和二年七月十八日始記

前權少僧都源信 寬仁元年六月十日入滅、生年七十六

父ハ道心ナ
シト雖母ト
同胞トハ西
方ノ業ヲ修
ス

僧都本是大和國葛木下郡人也、父占部正親、母清原氏、家有一男四女、父雖無道心、性甚質直也、母是善女、有大道心、出家入道、修西方業、有時夢見、我五子中一男三女、天人來下迎接而去云々、覺後解云、此四子俱可成聖人云々、其三女同出家入道、欣求淨土、第一女、臨終正念、念佛命終、第二女、命終之時、異香滿室、第三女、現在、是極善人也、書寫法華經、恭敬頂戴矣、河內國

有一尼、往年借之、時時拜見、所住草菴遭火燒亡、隨身資具皆成灰燼、唯此經一部在灰中獨存、彼一男者、僧都是也、其母求子、祈請郡內靈驗伽藍高尾寺觀音、夢見有住持僧、以一珠與之云々、不久懷妊、卽生男子、少年修年三齋戒之間、於彼高尾寺、夢見堂中有藏、其中有種々鏡、或大或小、或明或暗、爰有一僧、取一小暗鏡與之、小兒陳云、此小暗鏡、中何用乎、欲得彼大明鏡云々、僧答云、彼非汝分、汝分是也、持至橫川、可加磨瑩云々、于時不知橫川是何處也、後有事緣、自來於此、出家受戒、住山修學、學業既成、爲佛道英雄、論義決擇、世稱絕倫、時赴公請、有所得物、撰貴贈母、母泣報云、所送之物、雖非不喜、遁世修道、我所願也、卽隨母言、永絕萬緣、隱居山谷、修淨土業、長和二年正月一日所著願文云、生前所修行法、今略錄之、念佛二十俱胝遍、奉讀大乘經五萬五千五百卷、法華經八千卷、阿彌陀經一萬卷、般若經三千餘卷等也、奉念大咒百萬反、千手咒七十萬反、并彌陀、不動、光明、佛眼等咒少々也、云々、其後所作、亦有別記、此外又有一卷十餘紙書記一生所作善根、其中或造佛像、或書經卷、或行布施、或助他善、如此大小事理、種々功德、不能具記、又念佛餘暇、所撰法門有數部數十卷、往生要集三卷、一乘要決三卷、大乘對俱舍抄十四卷、因明四相違疏注釋三卷、同義斷纂要注釋一卷等也、具在別錄、件法門當朝盛用之、亦多送大宋、寂照上人、大江定卷前三河守入道、從宋送書云、往生要集現在國清寺弘之、教主宗翌相逢示之、又遣雙林迪和尚一封、悽付便

著述ヲ宋ニ
送ル
寂照之ニツ
キテ報書ス

寬仁元年六月十日

三〇七

理ヲ觀ズヤ
否ヤノ問答

眞言ヲ業ト
セズト雖貴
バザルニハ
非ズ
千手尊勝ヲ
持ス
陀羅尼ヲ

寬仁元年六月十日

三〇八

李送了、又義目一卷逢天台有識令決了、追可獻、又遣法相宗因明等、從五臺罷歸、相訪其人可傳付之云々、又行迦和尚送書云、大宋國婺州雲黃山七佛道場住持沙門行迦書附日本國天台首楞嚴修西方淨土淨業源信大師侍者、行迦自己丑去載、於當府楊都綱處、領得大師製作往生要集一部三卷、披閱先美義味衍廣、以恙商人心咬秋月、行潔水霜、承佛記於像末、宏教乘於遠邦、軌範法門、提携四衆、精勤身意、恒念西方、王上之師友、臣下之歸依、一方之三寶興隆、全由巨力、余恨无羽翼、乏以浮盃、但望日邊、遙相瞻美、已上、兩朝佛法、前代未聞、誠是傳灯之師、豈非如來之使、又往年有人偷問云、和上智行、世無等倫、所修行法、以何爲宗、答、念佛爲宗、又問、諸行之中、以理爲勝、念佛之時、觀法身不、答、只唱名號、又問、何不觀理、答、往生之業、稱名可足、本存此念、故不觀理、但欲觀之、亦不爲難、我觀理時、心明通達、无有障碍云々、見其意氣、所解似深、今靜念之、一念實相、萬緣遮心、誰觀理時、明了無碍乎、是末代希有之事也、蛇能知蛇足、智者自可知、抑僧都心無詭誑、言不過實、故仰信之、又有時問云、和上何意不學眞言、答、性非聰敏、亦專念佛、故難兼功、雖不爲業、非不貴也、迦樓羅法門之喻、深以信歸、又久持千手陀羅尼、後更加尊勝陀羅尼、滅罪之計、只於斯云々、又近臨終、有人問因明義理、僧都示云、我本業在決擇、志學如此法門誤事也、不可問之、速疾成佛道、不如我宗教門、不深修學、追悔無益云々、先哲一言、後人

久シク病ヲ
ト雖終焉
年ニ至リテ
苦痛平癒ス
右脇ヲ習ト
シテ餘臥セ
ズ
十五惡死ヲ
免ル、ヲ喜

八十卷華嚴
經ノ頌及ビ
龍樹菩薩十
二禮讚ヲ誦

阿彌陀佛ノ
手ノ縷ヲ執
リテ入滅ス

知之、從去長和年中、受病不堪起居、然猶正念不亂、念佛不退、身分逐日枯竭、智力逐日增長、比及寬仁元年正月中旬、種々苦痛、皆悉平癒、但久習右脇、都不餘臥、多年雖在病床、攝身令不自恣、故五體曲向右、不得餘威儀、凡厥身體有而若亡、唯有赤心堅固不動也、身雖非常、既免最後之苦痛、心是明了、不亂臨終之正念、因茲再三語人云、十五惡死既免了、是久所祈也、免十五惡死得十五惡善生、出千手經文持此咒備祈此事、故云爾、從六月二日、(全カ)令不受飲食、同五日示云、夢見一僧來、傍有人問云、此僧何人乎、僧答云、我來欲令正念也云々、是臨終之相歟云々、同九日早旦、以縷著彌陀佛手、自執其末、從法門中撰出二偈、自誦教人誦云、清淨慈門剎塵數、共生如來一妙相、一一諸相莫不然、是故見者無厭足、又誦云、面善圓淨如滿月、威光猶如千日月、聲如天鼓俱翅羅、故我頂禮彌陀佛、又唱云、南無西方極樂世界、微妙淨土大慈大悲、阿彌陀佛云々、然後禮佛、以縷置佛前了、次自食如常、又勸人令食了、問云、見我氣色、免十五惡死不、人人答云、身無苦痛、容顏如常、無惡死相、即示之然也、次掃除住處之塵穢、洗淨身衣之垢染、觸事似有用心、同十日朝、飲食如常、即拔鼻毛、淨身口了、執佛手縷念佛、然後如眠、給使之人、雖在其側、只謂休息、都無用意、良久無音、仍尋見之、頭北面西、右脇而臥、入滅已了、面色稍美、容顏似咲、手執佛縷并念珠、兩手相合少參差也、日來數誡門弟云、我臨終時、可問要事、生善惡起、如實示之、又九日、偷示親昵僧云、我有所

寬仁元年六月十日

三〇九

弟子能救夢
想ニヨリテ
源信ノ入滅
ヲ知ル

見、不語於人、年少僧等數類來坐、或三人爲一類、或五人爲一類、容貌端正、衣服美麗、如此等事、閉目則見、若具言之、恐似狂言、最後當問云々、又自餘事、隨問示之、能伺其最後、以軟語問之云々、然人不知其時、誰問要事乎、爲人爲法、悲歎無極、爰僧都弟子能救、年來居住近江國甲可郡石倉寺、去年十月到來、陳云、年齡老邁、不能行步、奉拜大師是最後也、陳了即歸、其後僧都送書云、明年春夏間、欲必相會云々、而自然有障、難遂本意之間、去六月十日寅時、夢見能救到僧都室、僧都欲遠行、其路左右諸僧陳列、有四童子、形服甚美、左右相戡、列僧而立、大途似橫川迎講儀式、僧都示云、以小童爲先、以大童爲次云々、依命調立已了、向西步行、能救夢中思惟、從地步行、此事怪哉、即時漸上、履空而行、口唱云、超度三界、超度三界、再三唱之、向西而去、夢覺已後、語僧法救、尼賢妙等了、彼此共云、僧都入滅歟、十八日、橫川僧壽尊來著、即問其由、答、今月十日入滅已了、夢想有實、諸人驚感、又有一僧、與僧都有師弟之契、入滅後、欲知生處、數月祈念、夢見僧都問云、生極樂乎、答、可言生、亦可言不生、問、何故云爾、答、纔免苦故云爾、問、此言不明、實往生歟、答、然、問、既遂本意、爲大喜乎、答、最爲大喜、問、若既得生、何故前云亦可言不生乎、答、聖衆雲集、圍繞佛時、我在最外、故亦言不生也、又問自事云、我可生淨土不、答、不可生、問、有何過、不可生、答、汝怠慢也、問、終不可生乎、答、汝雖怠慢、有成佛願、此事善哉、譬如有人禁固深屋、若有

源信極樂ニ
往生セリヤ
否ヤノ夢中
問答

下品ノ蓮臺
ヲ分トス

智惠、自得逃免、成佛之願、亦復如是、雖沈生死、可得出離、問、若爾、以此願可生淨土不、答、有願無行、猶以爲難、問、若悔往日過、今增精勤者、可遂往生願乎、至于此問、暫不答之、少時思惟答云、猶難云々、凡生極樂、極難之事也、故我在最外、聞此事也、慚愧不少、已上、依此夢想、憶彼舊事、往年自案經文、圖彌陀來迎像、其中比丘衆多、菩薩衆少、有人問云、何故菩薩少、答、望下品蓮也、問、何敢不望上品、答、計己分也、又細尋彼臨終事、省病僧等云、近終焉日、令人讀無量壽經下品上中二生文、其意同前云々、今恐如彼願得下品蓮歟、如此示現所告雖多、夢難取信、故不繁冗、然僧都智惠精進、世間無比、佛法利生、思慮巧妙、佛語不虛、因果顯然、豈疑後世安樂果乎、願以結緣力、早蒙引接矣、

〔續本朝往生傳〕

權少僧都源信者、大和國葛上郡當麻鄉人也、童兒之時、登延曆寺、師事慈慧僧正、自少年時、才智抽輩、問答決擇之庭、莫不屈辱其人、常曰、俱舍印明者於穢土極之、唯識期、淨土宗義待佛果、所作之書、往生要集三卷、渡於宋朝、彼國之人向其影像、依宋朝、生前寫真影、承圓闍梨畫稱楞嚴院源信大師、又印明注釋三卷、疏一卷、大乘對俱舍抄十五卷、要法門二卷、一乘要決三卷、并大小義式等、總而計之、及百餘卷、皆爲一宗之龜鏡、末學之耳目、于今稱其義者、人不敢間然、誠是如來之使耳、昔請相者、敦光曰、才學已有、官職非無、世間不飢、雖無僧綱之望、依朝

著述百餘卷
ニ及ブ

寬仁元年六月十日

三一三

家之貴、推敍法橋、大極殿千僧讀經講師、依弟子嚴久讓、任少僧都、並非我求、深慕往生、敢無他業、一事已上唯廻向極樂、昔日乘月登閣、偏修念佛、歸房之後大悔曰、今夜之事、頗有清淨業之思、是又魔緣也云々、才學慢心、常動於懷、恐此深赴道心門、最後臨終專心不亂、念佛向西而絕、後日覺超僧都夢問其生處、答以下品、事詳別傳、

首書

惠心行業事

廿五三昧過去帳云、長和二年正月一日所著願文云、生前所修行法今略錄之、

念佛二十九俱胝遍、奉讀大乘經五萬五千五百卷、法華經八千卷、阿彌陀經一萬卷、般若經三千餘卷等也、奉念大咒百萬遍、千手咒七十萬遍、尊勝咒三十萬遍、并阿彌陀不動光明佛眼等咒少々也、其後所作亦有別記、此外亦有一卷十餘紙書記一生所作善根、其中或造佛像、或書經卷、或行布施、或助他善、如此大小事理種々功德、不能具記、與別傳聊相違仍書之

△云

△云

△云

別傳云、或人偷問云、和尚知行無等倫、薰修行業何等爲先、答、謝念佛爲先、復問、諸行之中以理爲勝、念佛之間、觀法身否、答、唯唱佛號、復問、何不觀理、答、往生之（案カ）稱名爲足、本自存之、故不觀理、但觀之未爲難、我理觀之時、心意明了、無有障導、

△云

別傳云、長和二年正月勘錄今生薰修之行業、啓白佛前、阿彌陀念佛二十俱胝遍、奉讀法花經

別傳

臨終ノ狀

一千部、般若經三千餘卷、阿彌陀經一萬卷、奉念阿彌陀大咒百萬遍、千手陀羅尼七十萬遍、尊勝陀羅尼三十萬遍、及阿彌陀小咒不動真言、光明陀羅尼、佛眼等、不知其數、或彫（體カ）繡佛像、或書寫經卷、或行布施等之事、種々不一云々、

△云

△云

△云

別傳云、寬仁元年六月（新カ）九日、喚親弟子、偷以耳語云、容顏端正少年僧侶、整理衣服、或時三人、或時五人、出入臥內、左右端坐、閉目則見、總而言之、殆幾狂言、十日晨旦、飲食如例、澡浴身垢、執佛手之縷、誦面善圓淨之文如昨日、然後北首右脇、如眠氣絕、執綵縷持念珠猶如平生、春秋七十有六矣、橫川安樂谷有淨行上人、今夜不眠、如例觀行、至曉更、天外遙聞聖衆之伎樂云々、

〔今昔物語〕

十二

本朝附佛法

橫川源信僧都語第卅二

今昔、比叡ノ山ノ橫川ニ源信僧都ト云フ人有ケリ、本大和國ノ葛城ノ下ノ郡ノ人也、其ノ父ヲハト部ノ正親ト云ケリ、道心ハ無トモ、心ハ正直也ケリ、母ハ清原ノ氏也、極テ道心深ケリ、女子ハ多アリト云モ、男子ハ無レハ、其ノ郡ニ高尾寺ト云フ寺有リ、其寺ニ詣テ、男子ヲ可生キ事ヲ祈リ申ルニ、夢ニ、其ノ寺ノ住持ノ僧有テ、一ノ玉ヲ令得ムト見テ、即チ懷妊シテ、男子ヲ生セリ、其ノ男子ト云フハ、源信僧都此レ也、漸ク勢長スル間ニ、出家ノ心有テ、父母ニ請テ出家シツ、其ノ後ニ佛ノ道ヲ修行

寬仁元年六月十日

三一三

ス、彼ノ高尾寺ニ籠リ居テ、年三ニ齋戒ヲ行フニ、夢ニ見ル、堂ノ中ニ藏有リ、其ノ藏ノ中ニ様々ノ鏡共
 有リ、或ハ大キ也、或ハ小サシ、或ハ明ラカ也、或ハ暗タリ、其ノ時ニ一人ノ僧出來テ、暗タル鏡ヲ取テ源
 信ニ與フ、源信僧ニ語テ云ク、此ノ鏡小クシ、暗タリ、我レ何ニカセム、彼ノ大キニ明ナル鏡ヲ取テ、源信
 ニ與ヨト、僧曰ク、彼ノ大キナ明キ鏡ハ汝カ分ニハ非ス、汝カ分ハ此レ也、速ニ比叡ノ山ノ横川ニ持行
 テ、可磨瑩キ也ト云テ與フト見テ、夢覺ヌ、横川何コト云フ事ヲ未タ不知スト云ヘト、偏ニ夢ヲ憑テ過
 ル間ニ、遙ニ程ヲ經テ打忘ル^レ時ニ、事ノ縁有ルニ依テ、比叡ノ山ニ登ル、其ノ時ニ、横川ノ慈惠大僧
 正、此ノ源信ヲ見テ、本ヨリ知レル人ノ如ク待チ受テ、弟子トシ、顯密ノ正教ヲ教フル^ニ、天性聰敏ニシ
 習フニ隨テ明ナル事無限シ、自宗他宗ノ顯教ヲ習ヒ、眞言ノ密教ヲ受ルニ、深ク其ノ心ヲ得テ、皆玄
 底ヲ極タリ、亦道心深クシ、常ニ法華經ヲ誦讀ス、如此クシ、年來山ニ有ル間ニ、學生ノ思ヒ高ク聞
 エヌ、前ノ一條ノ院ノ天皇、源信止事無キ者也ト聞食テ、召出テ公家ニ仕フル間、僧都ニ被成ヌ、然
 モレト、道心深キカ故ニ、偏ニ名聞ヲ離レテ、官職ヲ辭シテ、遂ニ横川ニ籠居ヌ、其ノ後靜ニ法花經ヲ誦
 シ、念佛ヲ唱ヘテ、偏ニ後世菩提ヲ祈ル、一乘要決ト云フ文ヲ作テ、一切衆生皆成佛ノ心ヲ顯シ、往
 生要集ト云フヲ作テ、往生極樂ヲ可願キ事ヲ教リ、其ノ時ニ、夢ノ中ニ、觀音來給テ、咲テ金蓮華ヲ
 授ケ給フ、毘沙門天蓋ヲ捧テ傍ニ立給トヘリ、見ケリ、如此ク貴キ事多シ、而ル間、遂ニ老ニ臨テ、身ニ重

一條天皇源
 信ノ尊キコ
 トヲ聞キテ
 之ヲ召シ出
 ダシ給フ
 源信官職ヲ
 辭シテ横川
 ニ籠居ス

キ病ヲ受テ、日來ヲ經ト云ヘト、法花經ヲ讀誦シ、念佛ヲ唱フル事不息ス、其ノ間傍ノ房ナル老僧ノ
 夢ニ、金色ナル僧空ヨリ下テ、僧都ニ向テ勸ニ語フ、僧都亦臥乍ラ此ノ僧ト語フト見テ告ケリ、亦或ル
 人ノ夢ニハ、百千萬ノ蓮花僧都ノ在マス近邊ニ生タリ、人有テ此ノ蓮花ヲ見テ、問テ云ク、此レハ何ナ
 ル蓮花ソト、空ニ音有テ答テ云ク、此レハ妙音菩薩ノ現シ給フ蓮花也、西ニ可行キ也ト見ケリ、最後ノ
 時ニ臨テ、院ノ内ノ止事無キ學生并ニ聖人達ヲ集メテ告テ云ク、今生ノ對面只今許也、若シ法文ノ
 内ニ疑ヒ有ル所有ラハ、其ノ義ヲ出シ給ヘト、然レハ此ノ人々法文ノ要義ヲ問テ、心ノ疑フ所ヲ散ス、或
 ハ僧都ヲ惜テ、涙ヲ流シテ悲ヒ合ヘル事無限シ、此ノ人々皆去ヌル後ニ、慶祐阿闍梨ト云フ人獨リ
 許ヲ留メ置テ、密ニ語テ云ク、年來ノ間、我レ造ル所ノ善根ヲ以テ、偏ニ極樂ニ廻向シテ、上品下生ニ生
 トム、願フニ、此ニ忽ニ二人ノ天童來テ告テ云ク、我等ハ此レ都率天ノ彌勒ノ御使也、聖人偏ニ法花
 ヲ持シテ、深ク一乘ノ理ヲ悟レリ、此ノ功德ヲ以テ、兜率天ニ可生シ、然レハ我等聖人ヲ迎カヘム、爲ニ來
 レル也ト、我レ天童ニ答テ云ク、我レ兜率天ニ生レテ、慈尊ヲ禮奉ラム、無限キ善根也ト云ヘト、我レ年
 來願フ所ハ、極樂世界ニ生レテ、阿彌陀佛ヲ禮ミ奉ラム、思フ、然レハ慈氏尊願クハ力ヲ加ヘ給テ、我
 レハ極樂世界ニ送リ給ヘ、我レ極樂世界ニシ、彌勒ヲ可禮奉シ、天童速ニ返リ給テ、此ノ由ヲ以テ慈
 氏尊ニ申シ給ヘト答レハ、天童返ヌト語ル、慶祐阿闍梨此レヲ聞テ、貴ヒ悲フ事無限シ、亦僧都ノ云

ク、近來時々觀音來リ現シ給フト語ル、慶祐阿闍梨涙ヲ流シテ答テ云ク、疑ヒ無ク極樂ニ可生給シト、其後僧都絶入ヌ、其時ニ空ニ紫雲聳テ、音樂ノ音有リ、香キハシ香室ノ内ニ滿タリ、寛仁元年ノ六月十日ノ丑寅ノ時許ノ事也、年七十六也、實ニ此レ希有ノ事也ムトナ語リ傳ルヘタトヤ、

〔今昔物語〕

十五 本朝附佛法 源信僧都母尼往生語第卅九

今昔、横川ノ源信僧都ハ、大和國葛下ノ郡ノ人也、幼テ比叡ノ山ニ登テ學問シテ、止事無キ學生ニ成レハ、藤原道子太后ノ宮ノ御八講ニ被召リ、八講畢テ後、給リケル捧物ノ物共ヲ少シ分テ、大和國ニ有ル母ノ許ニ、此クナ后ノ宮ノ御八講ニ參テ給タル、始メタル物ハ、先ツ見セ奉ル也トテ遣ハ、母ノ返事ニ云ク、遣セ給ヘル物共ハ喜テ給ヌ、此ク止事無キ學生ニ成リ給ハ、無限ク喜ヒ申ス、但シ此様ノ御八講ニ參リナト行キ給フハ、法師ニ成シ聞エシ本意ニハ非ス、其ニハ微妙ク被思ラモ、ラ姫ノ心ニハ違ヒタリ、ヒ姫ノ思ヒシ事ハ、女子ハ數有レト、男子ハ其一人也、其レヲ元服ヲモ不令爲スシ、比叡ノ山ニ上ハ、學問シテ身ノ才吉ク有テ、増多武ノ峰ノ聖人ノ様ニ貴クテ、後姫ノ後世ヲモ救ヒ給ヘト思ヒシ也、其レニ此ク名僧ニテ、花ニ行キ給ハ、本意ニ違フ事也、我レ年老イヌ、生ラム程ニ、聖人ニシ御ヲ心安ク見置テ死トコソ思カト書タリ、僧都此レヲ披キ見、ニ涙ヲ流シテ、泣々ク、即チ亦返事ヲ遣テ云ク、源信ハ更ニ名僧ニシ心無シ、只尼君ノ生キ給ヘル時、如此ク止

皇太后藤原
道子ノ御八
講ニ召サル
母ノ捧物ヲ
母源信ヲ誠
ム

源信母ノ誠
籠ニ依リテ山
ヲ始ム

母源信ノ歸
省ヲ制止ス

源信潛カニ
大和ニ至ル

事無キ宮原ノ御八講ニ參テ聞カセ奉ラム思フ心深テ、忿キ申ルニ、此ク被仰ハ、極テ哀レニ悲クテ喜シク思ヒ奉ル、然レハ仰セニ隨テ、山籠リヲ始テ、聖人ニ成ム、今ハ値ト被仰レム時ニソ可參キ、不然サラ限リハ、山ヲ不可出ス、但シ母ト申セト、極タル善人ニシ御マシケ書テ遣リツ、其ノ返事ニ云ク、今ナム胸落居テ、冥途モ安ク思ユル、返々ス喜シク思ヒ聞ユ、努々メ愚ニ不可御スト、僧都此レヲ見テ、此ノ二度ノ返事ヲ法文中ニ卷キ置テ、時々取り出シテ見ツ、泣キケ、此ク山ニ籠テ六年ハ過ヌ、七年ト云フ年ノ春、母ノ許ニ云ヒ遣テ云ク、六年ハ既ニ山籠ニテ過ヌル、久ク不見奉ネハ、戀ヤシク思シ食ス、然ハ白地ニ詣テ、返事ニ云ク、現ニ戀シク思ヒ聞ユレ、見聞ヤハハ、罪ハ滅ヒム、尙山籠ニテ御ヲ聞カムノ喜カルヘキ、此レヨ不申ム限リハ不可出給スト、僧都此レヲ見テ、此ノ尼君ハ只人ニモ無キ人也ケリ、世ノ人ノ母ハ此ク云ヤト、思テ過ス程ニ、九年ニ成ヌ、不告ム限リハ、不可來スト云ヒ遣カトモ、怪ク心細ク思テ、母ノ俄ニ戀ク思レハ、若シ尼君ノ失セ可給キ尅ノ近ク成ルカ、亦我カ可死ヤ有ト、哀レニ思エテ、然ハレ不可來ハ、宣ヒシカ詣テ、思テ、出立テ行クニ、大和國ニ入テ、道ニ男文ヲ持テ値ヘリ、僧都何ヘ行ク人ソト問ヘハ、男ノ云ク、然々ノ尼君ノ横川ニ坐スル子ノ御房ノ許ヘ遣ヌ文也ト云ヘハ、然カ云ハ我レ也ト云テ、文ヲ取テ、馬ニ乘リ乍ラ行々ク披テ見レハ、尼君ノ手ニハ非テ、賤ノ様ニ被書タリ、胸塞リテ、何ナル事ノ有ニカ思エ

テ讀メハ、日來何トモ無ク、風ノ發カタル思ツル年ノ高キ氣ニヤ有ラム、此ノ一二三日弱クテ力無ク思ユル也、不申^{サラ}限リハ不可出給^ハ、ト心強ク聞^{トモ}限ノ尅ニ成^ハ、今一度不見進^{ヤラ}止^ムナムト思フニ、無限ク戀シク思ヒ給ヘハ申ス也、疾々ク御セト書^ヲ見ルニ、怪ク心ニ此ク思ルハ、此ク有ニコレハ有ケレ、祖子ノ契ハ哀ナル事トハ云ヒ乍ラ、佛ノ道ニ強ク勸メ入レ給フ母ナレ、此クハ思^{エケ}也、ケリ思ヒ次ニ、クル涙雨ノ如ク落テ、弟子ナル學生共二三人許具^{シタリ}ケレハ、其レ等ニモ此ル事ノ有ハケレ也、ケリ云テ、馬ヲ早メテ行ケレ、日暮ニソ行キ著ケル、忿キ寄テ見レハ、無下ニ弱ク成テ、憑モシ氣モ無シ、僧都、此クナ詣來タル高ヤカニ云ヘハ、尼君、何テ疾クハ御ツル、今朝曉ニコ人ハ出シ立^ツレ、僧都ノ云ク、此ク御ハニヤ、近來戀ク思ヒ給レハ、參ツル程ニ、道ニシ使ハ^ハ值^ルト、^ニ君此レヲ聞テ、穴喜シ、死ノ尅ニハ值ヒ給フマシキコソト云思ツル、此ク御ハシ值^ル事、契リ深ク哀^モ有ケルカ、氣ノ下ニ云ヘハ、僧都ノ云ク、念佛ハ申シ給フヤ、尼君心ニハ申^ムト思^ヘト、力無キニ合セテ勸ムル人ノ無キ也ト云ヘハ、僧都貴キ事共ヲ云ヒ聞^ツ、念佛ヲ勸ムレ、尼君勸ニ道心ヲ發シテ、念佛ヲ一二百返許唱フル程ニ、曉方ニ成テ、消入ル様ニテ失^{ヌレ}、僧都ノ云ク、我レ不來^{シカラ}ハ、尼君ノ臨終ハ此クハ無^{マシ}、我レ祖子ノ機縁深^クシ、來リ值テ念佛ヲ勸メテ、道心ヲ發シテ、念佛ヲ唱ヘテ失セ給^レハ、往生ハ疑ヒ無シ、況ヤ我レヲ聖ノ道ニ勸メ入レ給ヘル志ニ依テ、

母ノ臨終ニ會シテ念佛ヲ勸ム

此ク終リハ貴クテ失給フ也、然レハ祖ハ子ノ爲、子ハ祖ノ爲ニ、無限^{カリ}善知識^{カナ}云テソ、僧都涙ヲ流シテ泣^ケ、其ノ後七々日ノ法事ヲ慥ニ修シ畢テ、弟子引具シテ、横川ニハ返ケル、横川ノ聖人達モ此レヲ聞テ、哀レ也ケル祖子ノ契也ト云テソ、泣々ク貴^{トナム}語リ傳^ルヘタトヤ、

〔發心集〕

七

惠心僧都母の心にしたかひ遁世の事

惠心僧都としたかくわりなき母をもち給ひけり、こゝろさしはふかゝりけれとも、事もかなはねは、おもふばかりにて、けうやうすることもなくてすき給ひけるほどに、しかるへきところにて佛事しける導師に請せられて、ふせなとおほくとり給ひたれば、いとうれしくて、すなはちはゝのもとへあひくしてわたり給へり、此母世のわたらひたえゝしきさまなり、いかによるこはれんと思ふほどに、これをうち見て、うちうしろむきて、さめゝとなかめ、いと心えず、もしうれしさのあまりかとおもふあひたに、とはかりありて、はゝのいふやう、ほうし子をもちては、わか後世をたすけらるへき事とこそとしころはたのもしくて過しか、まのあたりかゝる地こくのこうをみるへき事は、夢にも思はさりきと、いひもやらすなきにけり、これをきゝて、僧都發心して、とんせいせられけり、ありかたかりける母の心なり、

〔三國傳記〕 一 源心僧都之母事 譽諫子之心也

和云、源心僧都正（信）、叡岳之碩德也、京一人老母、然深山幽峰、繩床結趺、心靜一境、寂寞練若、机案屈臂、思懸法界矣、行學無隙、返哺孝懈、源心未僧都ニテヲハセシ時、我母雖算其壽考喜、聞其衰老懼、貧乏寂寥身、未與、飡飯一俵、無送衣裳千貨、然間、子養親、不待事悲給、或時請用導師、事有、檀越巨多布施、冥助與思、母堂許送、朝三薪盡、暮四烟絕、折節、何悅給、思程、母是一目見テ、打後向、雨々ト泣ク、最モ不心得、若喜泣ニヤト疑フ處ニ、母ノ曰ク、我法師子ヲ持テハ、後世ヲ可助事ヲ、年來ハ憑敷ク過シカ、親タリカク地獄業ヲ可見露思サリキト、謂モ終ラス、涙ニ咽ヒ玉フ、僧都是ヲ聞玉テ、彌發心深カリケリ、難有母心哉矣、

〔三國傳記〕 十二 惠心院源信僧都事

和云、惠心ノ僧都ト申ハ、俗姓ハト部ノ氏、大和國葛木下ノ郡ノ人也、父ヲハ政親ト云、母ハ清原氏也、其ノ父母無シテ男子、高尾寺ト云寺ノ觀音ニ、三ヶ年ノ間參詣祈請スルニ、夢ノ告ニ、高僧立出テ、一顆ノ光明ナル玉ヲ與ヘ玉フト見テ、懷妊セリ、九月滿シテ端生ノ男子ヲ産メリ、利智ノ目輔盼々トシテ、辯説ノ口輔情々タリ、阿孃抱持養育スルニ、此ノ子七歳ノ春父重病ヲ受タリケルカ、此少キ物ヲ貴人ニ奉テ法師ニ成シ、學文サセ、父母ノ現當ヲ訪スヘシト云置テ死ス、

母源信ヲ大
廻行者ノ所
望ニ委セテ
比叡山ニ登
ス

其ノ後、此ノ小兒、父ノ云置シ詞ノ末ヲ慕ヒ、常ニ高尾ノ觀音堂ニ參リ、此ハ吾父ノ禮拜シ玉フ處ニヤ、彼ハ定テ父ノ通夜シ玉シ座席ナルラント思ヒ、泪ヲ落サスト云コトナシ、有ル時、小兒自ラ夢想ヲ蒙レリ、彼寺ノ經藏ニ立入タリケレハ、大ニ明ナル鏡ト少ク曇レル鏡ト二面アリ、高僧來テ曰ク、此明ナル鏡ハ汝カ寶ニ不能、曇ル鏡ヲ與ル也、汝比叡山ニ持登リ、横川ノ水ニテ可磨ト示玉フト見テ、覺ケレハ、此由ヲ母ニ語り玉ヘハ、忍辱慙愧ノ衣裏ノ珠ヲ首楞嚴ノ琢キ法水、妙法無價ノ眞如ノ珠ヲ寶相平等ノ耀臺上靈夢也ト、母上喜玉ケル處ニ、比叡山ヨリ大廻ノ行者ト云聖ノ通ケルカ、此ノ小兒ヲ法器ノ仁ト也ト見テ、吾山ノ座主慈惠大僧正ノ御弟子ニ成シ玉ヘト所望ス、母領掌有ケレハ、則チ山門二人ヲ上セラレ、御ン迎ヲ乞イ、少人ヲ具足シ奉ルニ、母上小兒ニ向テ曰ケルハ、人ノ親ノ子ヲ思道、切ナルコト、喩ン方モ無ケレ共、恩愛ノ家ヲ出ス志シ、如何計リ、一陰ハ尺ノ金也、不懈怠致學聞ヲ、一天ノ君ニモ被知奉リ、萬人ノ能化トモ仰カルヘシ、親有ト思テ、自無免下玉物ナラハ、更ニ對面スルコト有マシ、親子ノ昵ヒ是ヲ限トスルト云捨テ、泪ト共ニソ別レ玉ケル、少人再會無コトヲ其期悲シ、聲モ不惜泣玉ヘハ、其人々數ノ力者ニ至マテ、皆泪ニソ咽ケル、御八講結願ノ後白川ノ御房ニ返リ、母ノ御事モ戀シカリケレハ、思召様、吾山寺ニ登シ始メ、學匠ニ成リ、一天ノ君知レ奉ル身ト成シ時、對面

有へキ由也、其本意已足、出家ノ體ヲモ見へ奉リ、母上ヲモ奉見度思召ケル程ニ、御文ヲ書
 キ、恩賜ノ御衣具シテ、大和國母ノ所へ送玉へハ、母ノ御返事ニハ、學行兼備シテ、父母ノ永キ暗路
 ヲ助訪ヒ玉ハン事コソ本意ナレ、一分ノ覺リモ無キ愚ナル女身ニ、虚ク受信施物ヲ事、御志
 ハ切ナレ共、身ニ取テ無用也、加様ニ其扶持ヲ以テ世ヲ可渡義ナラハ、在家ニ奉置、父カ跡ヲ
 コソ續セ申サメ、出家ニ成奉ハ、如此事ニ非ストテ、御衣ヲ返シ玉へリ、○中去程ニ、僧都御
 年四十二歳ノ時、中堂下向シ玉ヒケルカ、餘リニ古郷ノ母ノ戀シサニ、大和ノ方ヲ瞻リ、アノ雲
 ノ下ニコソ、我母ノ御座ス里有ラメト思、我御弟子二人相ヒ具シテ、西坂本ヲ下リ、花浴ヲ打
 過テ、(木カ)末和田山ニ懸ケリ、折シモ秋ノ暮ナレハ、サラテタニ憂旅衣、涙モ露モヒテ、袖ノ時雨モ
(木カ)晴遣ス、宇治ノ平等院へ詣玉ケルニ、山路ノ鹿・河邊ノ浪ノ音ト冷シク聲スコシ、奈良ノ都ニ入
 ツ、七大寺ヲ參詣有テ、葛木ノ下ノ郡ノ御里近ク成ケルニ、恆ニ母御前ノ御使山へ參リケ
 ル下男、御文ヲ捧テ足早ニ歩ケルカ、僧都奉見付、母御前ノ御所勞ニ依テ、只今急參リ候ニ、是
 テ奉遇事ノウレシサヨ、難有カリケル御機縁哉ト申テ、御文ヲ奉ル、僧都ハ老母ノ萬死一生
 ノ音信ヲ聞テ、文ヲ手ニ取り乍ラ、開テ見ニ、不能顛伏シ絶入玉ケルヲ、二人ノ御弟子泪ヲ押
 へ、様々勸申テ、今一足モト急キ玉フ御心中コソ悲シケレ、古郷ノ舊宅ニ到玉へハ、(秋カ)三秀云暮

源信母ノ臨
 終ノ姿ヲ畫
 ク
 母ノ遺骨ヲ
 懸ケテ
 比叡山ニ登
 ル

テ、窮秋於留リ、夕日ノ間ニ、百草盡ク零テ、殘菊僅ニ開タリ、繁霜ノ後ニ何事モ皆昔ニ替リタル有様、
 武陵漁父カ桃源ニ到リ、劉晨・沈肇(元カ)カ山ヨリ還リタルニ似タリ、母上ハ僧都ヲ待得玉テ曰ケル
 ハ、親子ノ昵ヒ香ハシケレハ、病床ノ穢ラハシキヲ忘レ給フニヤ、我身ノ老衰ハ云ニ及ハス、已
 ニ四十二餘ル程ノ老僧ト成給事コソ悲ケレ、今マテ遂ニ見參無リシ事、何ニ恨ニ思召ツラン、
 對面ノ期ヲハ是ヨリ可申、常ニハ御返事ニ書タリシハ、最後臨終ノ善知識ノ爲メ也、今已ニ其
 ノ時也、念佛ノ聲ヨリ外ニ餘ノ詞ヲ交ヘカラス、佛相好ヨリ外他ノ事ニ心ヲ移サシ、喜シク
 知識ニ値ヘリ、今ハ淨土ニ可生トテ、自ラ西ニ向テ手ヲ合テ、十念不亂唱へ玉へハ、僧都モ看
 病ノ人々モ共ニ念佛ス、稱名十返餘ニ及テ、如眠、寛和元年九月十八日ノ酉ノ時ニ、御年七十
 ニシテ氣絶玉へリ、誠ニ嚴重ナル往生、人ノ歡ノ中ノ喜ヒナレ共、僧都七歳ノ特別レシヨリ、四十
 二ニテ始テ對面アル事ナレハ、御名殘惜サコソト哀ナリ、親子ノ値遇只一寢ノ夢ノ如クナレ
 ハ、宿緣ノ程ノ恨メシサニ、老々タリシ十念成就ノ合掌ノ體ヲ、泣々繪ニ書留メ、御形見トセ
 リ、已ニ七日過ヌレハ、猶モ名殘惜ケレハ、其遺骨ト頸ニ係テ、比叡山ニ攀チ登テ、奉納メラレケ
 ルコソ難有ケレ、

〔河海抄〕

二 十 手習

其比横川になにかしのそうつとかいひて、いとたうとき人すみけり、や

寛仁元年六月十日

三三四

そちあまりのは、五十計のいもうとありけり、ふかき願ありて、初瀬にまうてたりけり、

比叡山三塔東塔西塔横川、なにかし僧都とは、惠心僧都の事歟、遁世之後、隱居横川谷、仍號横川

僧都、母事、妹安養尼、事相似たり、傳記曰、件僧都者大和國葛城下郡人、父者占部正親、母清

原氏也、母夢天人下授一男三女見畢、覺後、四人共可成聖人歟思之、其後彼母令祈請子息於

觀音長谷寺之處、夢中僧來、令與一珠、見畢不久懷妊、生男子、即惠心僧都是也、成人之後、有事

緣登山、出家授戒、修學之業既成、論義決擇聞世、被召公請、預種々祿畢、爲最初得物之間、爲

令悅、令送其物於母之許、母返報云、吾所送之物敢不悅、所願者、偏遁世修道之營也云々、即

隨母命、止諸緣、隱居横川谷、修淨土之業、寛弘元年五月廿四日任權大僧都、同日辭表、一期

所修善根者、念佛二十俱胝反、轉讀大乘經五萬五千五百卷、奉念阿彌陀大咒百萬反、尊勝陀

羅尼三十萬反、千手陀羅尼七十萬反、佛眼不動、光明眞言、不違注進、又所造書籍雖多、其中

往生要集三卷、一乘要決三卷殊勝、宋朝明聖等見往生要集、權化説也所稱美讚嘆、寛弘二年十二

月十日朝、飲食如常、淨身口、無所痛、補佛御手糸、念佛數百反、如眠終給、年七十六而已、○花鳥餘

精異事

〔私聚百因緣集〕 八 惠心ノ事

抑々大和ノ國葛木ノ下ノ郡有説云、吉野郡、年來栖ミ渡ル人アリキ、夫占部氏正親、妻女即清原氏、有五

人子、一男四女、其中四人皆求メ道ヲ修シ行フ、此義先立得天告、母夢、天人來、五人内恭敬、四子、

一男、俱是應聖人云々、凡父指雖非道心者、性甚質直ナリ、母是真善人也、若修西方菩提、其第

一女、臨終正念命終、其時異香滿室、第三女者、大乘極善人也、手ツカラ書寫法華恭敬頂戴、後

時河内國有一人尼、相傳彼經、往年時時拜見、有時彼菴燒亡、資具悉成灰燼、唯奉殘此、御經一

部灰中、彌知本願禪尼之信心甚深、其一男者、即惠心僧都源信ナリ、今云、處楞嚴、先德是也、慈

母清原氏、年來意念願スラク、我得一人男子、爲後生方人、而郡内靈驗、伽藍高尾寺觀音祈請生

處也、種々靈夢母子供感、珠玉明鏡等ナリ、悉保胤記之、更檢、抑此僧都御廟、大師御弟子、幼

カリシ時ヨリ登叡山、修學名聞天下、秀逸譽振山門、仍登僧位爲權少僧都、若三條妃宮御八講

被召、辯說磨玉、決擇淨燒幽、稱美感歎驚雲上月下、御講畢後、面々預奉物、其中殊有朝色趣公

請所預奉物中、選珍送母所、母尼泣々報云、送遣處珍色雖非不喜、奉返、此事更奉成法師非本

意、眞孝養志深、亦得聖教之旨、在當武峰聖御房様、捨離名利求道、夫善知識望處也云々、仍隨

悲母命、永絶萬緣、楞嚴洞始山籠、深修淨土菩提、抑集選處法門數十部數十卷、具如別錄、件法

門本朝盛用之、亦自大宋宋土亦受之、寂照上人從宋送書云、往生要集持有國請寺、弘之珍之

寛仁元年六月十日

三三五

母長谷寺觀
音祈請子
息於
源信ヲ生
トノ説ム

姉妹

寬仁元年六月十日

三二六

云々、先置集高臺南無大日本國源信如來云云、
 尤可歸足、亦往年人問云、仁者知行世無等倫、修處以何爲詮要、答云、出離淨業偏是念佛ナリ、
 亦問、諸行中多讚理念佛者、修理觀乎不、答、唯唱佛號、往生業念佛爲先、導和尚云、大聖悲憐直
 勸專勝名字等云云、三昧發得、人師豈可誤乎、是以不修理觀、我亦理觀非爲難云云、往生要集勸
 處檢之云云、凡自行勸他併稱名、夫悟佛道之奧旨、從得聖教之大綱以來、深憑他力、偏修易行、
 相續念佛、設雜時ナレトモ一食三度願往生心、設疎ナル日ナレトモ一日三時泣西方、摠行、
 住語默悉稱名懸舌端、日夜且暮併本願置胸內、剩移都率谷上立花臺院、安丈六來迎之聖容、解
 脫戒心境娑婆辻結行者草菴、結構迎講、如此常最後正念ニシテ、臨終ニハ見佛來迎儀式思知、
 摠云自行云勸他云行業、古今未曾有先德ナリ、往生勸發舟師ナリ、抑御年六十七、長和二年
 正月一日所著自書願文云、生前所修行法、今略錄之、稱名念佛廿俱胝返、奉讀大乘經五萬五千
 五百餘部、予始厭穢土流轉、願淨土往生日ヨリ、粗註其數處如此、其外日夜行住併不捨稱誦コ
 ト舉不可計、此併臨終正念往生極樂行也云云、其後御存命、長和末年ヨリ時々受惱、小病無苦
 ニシテ、漸驚此界因緣盡之旨、亦年寬仁元年丁巳、至迄、久手馴タリ、右脇臥更不得餘臥、五月中
 ヨリ、一色臨終營掃除住處、洗淨身衣、觸事似有用心、只如待貴客、同六月九日、集隣房院中門

徒門弟、心靜物語云、生者必滅旨、口ニハ云トモ、心底ニハ不染、會者定離理、人勸レトモ、身上
 ニハ思ハヌ世常習也、人間八苦取々ナリト云トモ、悲極無過死苦、和詞契千年友、同志憑萬
 春人、跡枕竝居、淚流悲、輩左右連有、舉音呼、類取手取足泣族、押額押胸惜ツル者、閉目早送
 塚邊、息留マレハ急拋野邊、賢愚ナルモ如此、然可厭此身、豈愛著浮生一旦、依身、不求常住不
 退法式乎、亦今此娑婆世界是惡業所感衆苦本源也、生老病死輪轉、三界獄縛、無一可樂、若於
 此時不厭離之、當於何生離輪廻乎、然西方極樂是大乘善根界ナリ、無苦惱處、一切快樂無不具
 足、往生禮讚云、今信知彌陀本弘誓願、及稱名號、下至十聲一聲等、定得往生、乃至一念無有疑
 心、哀貴誦眼蓋開、一座二三返計見渡、源信明日必當臨終、今生對面今明計也、各遠淨土蓮臺
 ニコン奉會云云、一座聞之、袖ヲシホラサルハ無一人、次朝十日、問衆僧云、今日正臨終、日ナ
 リ、我若有十五種惡死相乎、衆僧答云、更惡死相不在、容顏如常、若今日臨終給、十五善生相也、
 依手、而後拔鼻毛、洗身口、著淨衣、向佛像、其後以人令誦觀無量壽經、眞身觀并九品二返令
 誦之、其後以縷著彌陀佛手、自執其糸末、法門中ヨリ取七言十二句偈、自誦教、人令誦、又彌陀
 光明名見佛、四句、清淨慈門刹塵數、四句、面善圓淨如滿月、四句、而後頭北面西ニシテ、右脇而
 臥、高聲念佛數十返、念佛音空澄澄、音樂音西幽聞、微音唱給南無西方極樂微妙淨土大慈大悲

寬仁元年六月十日

三二七

阿彌陀佛、觀音・勢至諸菩薩、清淨大海衆云云、容顏如クシテカガ、咲イ、只謂休息スト、良久無音、尋見テレハナチ、即終給へり、紫雲圍楞嚴禪房、光明照閑室、西窓、妓樂歌詠響細、漸去紅雲上、梅檀沈水薰、馴シク、遙殘ニル、沒後、床、三塔九院如雲集、念佛往生教門堅、信、四明三千如星連、彌陀來迎、本願係憑、一天悉致極樂信、仰、四海併作彌陀歸依、凡此僧都、朱雀院末、丙午、村上初丁未、生、一乘圓宗懸鏡、聖道淨土磨玉、邊國末代ノ燈トシテ、村上冷泉・圓融・花山・一條過六代、後一條初寛仁元年六月十日、生年七十有六ニシテ往生云云、〔天〕委保胤並ニ長明カ記處、如別傳檢之云云、

〔五八代記〕

一 元杲〔第十四(末世)〕延命院大僧都、

或記云、延命院元杲ハ惠心僧都兄弟也云々、

〔撰集抄〕

八 惠心僧都胸蓮花之事

昔惠心僧都と云人いまそかりけり、智惠さきら無并のみに非ず、澄る實の月を以、四方の浮雲心の中に消し給人になんおはしけり、然共、生有物は必死する世のさかなれば、七旬に傾給て後、横川にて御身のまかりけるに、胸の間に青蓮花三本侍けり、忝そ侍る、此事世に聞えしかは、從君彼蓮花を被召けるに、北嶺の衆徒僉議して、參すましき由堅申ければ、さらは一本を奉と被仰下時、學徒〔傳イ〕心行て一本を參せてけり、殘二本をは文殊樓に籠侍ぬ、君の召れ

元杲ト兄弟ナリトノ説

源信寂スル時胸ニ蓮花生ズ

蓮花ヲ平等院ニ納ム

金峯山ニ登リ心中ノ所願ヲ占ハシム

往生ノ業行阿彌陀像ヲ造ラシム

たる蓮花は、〔藤原頼通〕御堂の大殿の帝の外祖にていまそかりける程に、其御方へ傳はりけるを、宇治殿の御代に、平等院の寶藏に被納侍けり、此蓮花を平等院の寶藏に籠させ給へりけるには、大殿御幸也、〔みゆきなりイ〕諸卿烈に立て、舞樂侍て納させ給へり、比は二月の十日の程にて侍ければ、花は舞臺の上に散かゝりて、空にしられぬ雪かと疑れ、かさしの梅の袂にかゝるに、二月の雪衣に落と作けん、是ならんと覺て、面白覺侍り、

〔古事談〕

三 僧行 惠心僧都、金峯山ニ正シキ巫女有ト聞テ、只一人令向給テ、心中ノ所願ウ

ラナヘトアリケレハ、歌占ニ、

十萬億ノ國々ハ、海山隔テ遠ケレト、心ノ道タニナホケレハ、ツトメテイタルトコソキケ、ト占タリケレハ、滯泣シテ歸給云々、○十訓抄異事ナシ、

妙空大德、惠心御房ニ奉問云、何事カ必然可爲往生之業哉、承其事可相勵云々、惠心令答給云、可被奉造丈六佛像云々、依之奉造立阿彌陀丈六像、如本意遂往生之望云々、件佛安置横川花臺寺云々、妙空ハ廿五三昧ノ結衆也、○中略迎講ノコトニカ、ル、下ニ收ム、以上三外往生記異事ナシ、安養尼、八日被行地藏講ケレハ、惠心僧都、イカニ八日地藏講ヲ行ハセ給フント有ケレハ、ヨミ給ケル、

寛仁元年六月十日

毎日ニトフラフナレハ日モサ、スコ、ロノオコル時ヲ時ニテ

惠心僧都ノ承任法師、奉花之間、俄悶絶死去了、僧都驚奉唱地藏寶號令祈給、又召嚴玄出山令加持、然而不蘇生、仍不觸穢之前ニ可昇出之由示給トモ、出山尙以加持之、臨暮遂蘇生云々、承任語云、夢ニ人ニ被捕テ罷ツルヲ、ウツクシキ小僧出來雖乞請、不承引、猶將行、小僧云、惜トモ、非道ニ奪取者モ出來歟云々、然間、小童二人出來、捕タル者ヲ追散テ取之、與小僧畢云々、件嚴玄ハ椀尾谷ニ任也云々、

〔叡岳要記〕 下 華臺院

略○中

山中抄云、永觀元年、妙空上人建立花臺院云々、或云、源信建立、置廿五三昧云々、

〔沙石集〕 二上 地藏之看病給事

略○上 又慧心僧都ノ給仕ノ弟子頓死ス、物ニトラハル、様ナリケレハ、不動ノ慈救咒ヲ誦セシメ、僧都地藏ノ寶號ヲ唱ラル、蘇生シテ申ケルハ、男共四五人具シテ罷ツルヲ、若キ僧ノコヒ給ツレトモ、猶ニクケニヨヒタテ、行ヲ、此僧、我ニコソオシムトモ、是非モイハストリ返ス者ノアランスルヲトノ給程ニ、ヒンツラユヒタル童子ノ二人、白杖持タルカ、男トモヲ、

承任ノ頓死
ヲ救ハント
シテ地藏
ヲ唱ル

花臺院ニ二
十五三昧
ヲ置ク

吉野權現ノ
託宣

宿願ニヨリ
テ公請ニ出
仕セズ

頭陀ヲ行フ
中宮蓮子美
麗ナル器ヲ
設クルニ依
リ頭陀ヲ止

イハラヒテ、取返シテ、若キ僧ニウケトラセ給ツレハ、サテ具シテ歸リ給ト思テ、イキイテ侍ト云ケリ、

〔類聚既驗抄〕 一 吉野權現對惠心僧都御□深法、權現御託宣云、和光同聖久成故、忘却深

法云々、

〔權記〕 長保三年三月十日、壬午、○中 此日、内供奉源信^{○中}等可法橋上人位、件等人年來

有宿願、都不出仕、依御願無止、綸旨懇懇、仍今日共參入、爲勵其情、並有此恩也、

〔大鏡〕 ○二 東松奈三氏本 一、太政大臣賴忠 廉義公、

略○上 大ひめ君は圓融院の御時の女御にて、天元五年三月十一日に后にたち給、中宮と申き、

略○中 惠心の僧都の頭陀行せられるおりに、京中こそりていみしき御時をまうけつゝ、ま

いりしに、このみやはうるはしくかねの御器ともうたせ給へりしかは、かくてあまりみくるしとて僧都は乞食とゝめ給てき、

延曆寺 座主
權大僧都源心事

父不詳、母陸奥守平元平女、○源心ハ源信ト別人ナリ、
コノ裏書、兩者ヲ混同セリ、

〔今昔物語〕 十九 本朝附佛法 三條太皇太后宮出家語第十八

寛仁元年六月十日

寛仁元年六月十日

三三三

○上略、長徳三年三月十九日、及比叡ノ山ノ横川ノ惠心ノ僧都ト云フ人、道心盛ニシテ、京中ニ行キテ乞食シケルニ、京中ノ上中下ノ道俗男女、首ヘテ傾ケテ、擧テ其ノ時ノ僧供ヲ儲テ、僧都ニ奉ニケルノ宮ニハ、銀ノ器共ヲ故ニ打セテ、其ノ僧都ノ時ノ僧供ヲ奉リ給ハ、僧都此レヲ見、餘リニ見苦ト云テ、其ノ乞食ヲ止ケリメテ、

〔古事談〕

僧三

又、惠心僧都、早魃之時、遣弟子於御廟、令轉讀大般若經、我又於本房自讀最勝王經、共祈此難、其時小蛇在御廟石疊上、漸岐入性〔龍カ〕救僧都墓所之後、自其所小烟昇天、其烟漸充滿天下、成大雲了、雷電暴雨霑天下了云々、

〔撰集抄〕

七

惠心僧都水想觀事

昔、延曆寺に惠心僧都と云やんことなき人おはしけり、常に觀法を修して、我身并一室を悉水になし給わさをなんし給ける、或時、内記入道保胤往生の雜談せまほしくて、惠心僧都の室におはして、常に住給所を明て見給に、水湛て、僧都みえ給はねは、如何様にもやう有事と思して、被出ける時、あたりに枕の有けるを、水の中へなけ入て被歸にけり、かくて次の日、又内記入道のおはし侍けるに、僧都對面して被申けるは、某か胸に、その枕を投入給て、よに六借侍に、取て給はせなんやと聞給ければ、入道もゆゝしき人にていまそかりければ、昨日の事よと心得て、左右に及侍らすと被答たれば、嬉侍とて、且目を閉ておはしける程に、惠

水想觀ニ入ル

最勝王經ヲ祈讀ミテ雨ヲ

心僧都の身消々と水に成て、一室皆水を湛て浪はけしく侍とも、内記入道は聊も不濡給そ侍し、さて彼水に枕の浮たりけるを取て、障子より外へ投出し給てけり、かくて且侍て、又僧都出來給てけり、いと不思議〔感〕に侍り、觀法成就けにゆゝしくそ侍る、

〔空華談叢〕

三

撰集鈔不審凡十五條

其一

○上 鈔ニ曰、慧心僧都水定ニ入ル、保胤來リ見ルニ、室内悉ク水ニシテ僧都ナシ、試ニ枕ヲ取テ水中ニ投入テ歸ル、次ノ日、保胤又尋ネユクニ、僧都ノ曰、我胸ノ内へ汝枕ヲ投入レタリ、早く取ヘシト、暫ク目ヲ閉ケルニ、僧都ノ全身悉ク消テ、一室ミナ水トナリ、彼枕水上ニ浮フ、保胤進ンテ、枕ヲ取出スト云々、此說元亨釋書及ヒ小説等ニ曾テ載サル所ナリ、楞嚴經・唐高僧傳・黑谷語錄等ニ水觀ノ事迹アリ、恐ラクハ、是等ノ事迹ヲ慧心ノ事ノ様ニ取成語リ傳ヘタルヲ、西行聞マ、ニ筆記スルナラン、

其四

鈔ニ曰、慧心僧都死ス、胸ノ間ニ青蓮華三本生タリ、已上、此說甚タ怪シ、イマタ慥ナル書ニ本說アルヲ見ス、宋ノ正等寺觀公ノ鳩鶴念佛シテ死シ、口中ヨリ蓮花一枝生出、及ビ潭州ノ

寛仁元年六月十日

三三三

寛仁元年六月十日

三三四

僧鳩念佛シテ死シ、口中ヨリ蓮花一枝生出タルコト、龍舒淨土文・樂邦文類等ニ見タリ、讚岐ノ源太夫念佛シテ死シ、口ヨリ青蓮花生出タルコト、長明發心集ニ見タリ、○中是等ヲ訛傳シテ、慧心ノ事ノ様ニ語リナシタルヲ、途ニ聞テ途ニ記セル者ナルヘジ、

〔明慧上人法話〕 我ラ无始ヨリ已來惡道ニオツルハ、身口意ノ惡業ニヨリテ罪ヲ作ルナリ、サレトモ先キノ生ヨリシテ、今生マテニ、イクラノツミヲカ我ラカ身ニツツミモチタルラン、思ヘハカナシクテ、常ニ懺悔ス也、サレハ慧心僧都ハ、初後夜二時ニ必ス懺悔シケル也、

〔三國傳記〕 八 比々丘女之始ノ事

和云、童部、戲比々丘女云事、根元、惠心僧都、閻羅天子故志王經見、其心得始セ給ケリ、夫地藏菩薩、中有迷津、方便、閻王廳庭、利益等在之、先中有迷津、利益者、獄卒罪人引卒還時、戒問樹云、本地藏菩薩罪人乞給、迷途闇處故、日旋菩薩云、薩埵具給、此菩薩日輪出故、光明赫奕、照萬像、地藏菩薩侍者菩薩也、先娑婆有緣者、則有緣衆生也、一花一香備、一瞻一禮者、不可捨云乞給、獄卒無力奉與之、又無緣衆生、依大悲行願轉自業自得罪業云、押奪取給也、時獄卒等罪人取返サント云、可取々々、比丘比丘尼・優婆塞・優婆夷云、此時地藏菩薩云、上見頗梨鏡、下見頗

初後夜二時
懺悔ス

比々丘女ノ
起原

地藏菩薩ノ
悲願感悅ノ
於般若院ニ
於テ講經ス
講後兒童ト
獄卒地蔵ト
狀ヲ奪ヒ合フ
シテ演ゼシ

二十三五昧
ノ儀畫ハ法
華經ヲ講ジ
行ハ念佛ヲ

梨鏡云意、淨頗梨鏡、淨罪業衆生也、云トモ、若又一善モヤ有ラン、頗梨鏡上ヲモ能々見ヨト云義也、爰以僧都、地藏悲願感悅餘、般若院地藏前參、此經被講後、兒共童部多集、彼地藏與獄卒取不被取スル所ヲ、地藏法樂爲、兩方衆分、學踊給ケリ、始、取ツ、比丘比丘尼・優婆塞・優婆夷云ケルヲ、能不知童部共、早云ハントスル程、取ウ、ヒフクメト云ル也、是深意有薩埵內證稱故、地藏法樂是取ラントス、サレハ吉野、天河、辨才天御前、老耄白髮山臥至マテモ、面々ヒフクメヲシテ法樂、是本地藏菩薩ニテ御座故也、

〔野守鏡〕 下 惠心先德は、念佛往生の衆生十三大劫をへて、蓮花の中より出生といふ事、妙法蓮花經の結縁なき往生の義也、かの經に値遇したてまつりなは、速疾に妙蓮花より出生して、須臾のあいだに開悟すへしとて、廿五人の智徳をえらひて、廿五三昧をはしめをこなはれし次第、ひるは法花を講し、夜は念佛を行しき、これよりかの法衆をのくみな順次の往生をとけられ、えいさんのみねに紫雲つねにたな引、蓮臺野の定覺上人これをうらやみて、又をこなひ侍りけるに、蓮花化生したりければ、結界して、此所にて墓をしめん人をはかならす引攝せんと發願をしたりけるより、蓮臺野となつて、一切の人の墓所となれり、

〔三國傳記〕 五 兜率僧都事

寛仁元年六月十日

三三五

七重塔供養
ノ導師ニ請
ゼラル

延鏡ヲ誘ヒ
テ近江關寺
ノ堂舎佛像
ヲ再興セシ
ム

寛仁元年六月十日

三三六

略○上 其ノ比、或ル人親ノ爲追膳^{〔壽〕}、七重ノ寶塔ヲ建テ、明日可トテ有供養、爲導師、山門ノ碩德惠心ノ僧都ヲ請シ奉リ、供奉ノ大衆三十人、ハナヤカナル姿ニテ、檀那ノ許ニ留リ給フ^{○下}略
〔左經記〕 萬壽二年五月十六日、丁酉、天晴、關寺有牛、^{○中}此堂并佛、依横川源信僧都存日語、僧延慶進諸人所造立也、

〔今昔物語〕

十二 本朝附佛法

關寺駝牛化迦葉佛語第廿四

略○上 此ノ寺ノ佛ハ彌勒ニ坐マス、而ルニ其ノ佛堂共モ壞レ、佛モ朽チ失セ給レハ、人昔ノ關寺ノ跡ナト云ヒテ礎許ヲ見テ、知タル人モ有リ不知ヌ人モ有ルニ、横川ノ源信僧都ノ此レ何テ本ノ如クニ造リ立テム、止事無キ佛ノ跡形モ無クテ坐カ^{スル}極テ悲キ也、就中ニ、如此ク關ノ畢ニ坐スル佛ハ、諸ノ國ノ人不禮ヌ無シ、佛ニ向ヒ奉テ、暫クモ首ヲ低タル人ソラ必ス佛ニ可成キ縁有リ、何ニ況ヤ掌ヲ合セテ、一念ノ心ヲ發シテ禮ム人ハ、必ス當來ノ彌勒ノ世ニ可生シト、釋迦佛說キ置キ給ヘル事ハ、佛ノ御法ヲ信セム人此レヲ可疑キニ非ス、然レハ此レ至要ノ事也ト思給テ、横川ニ^{〔延〕}ト云テ道心有ル聖人有リ、僧都其ノ人ニ語ヒ付テ、知識ヲ令引テ佛ヲ造ルニ、漸ク佛形ニ彫ミ奉ル間ニ、源信僧都失セ給レハ、此ノ^{〔康〕}聖人、故僧都ノ宣ヒ置シ事ハ、愚ニ可思キニ非スト云テ、佛師好常ヲ勸ニ語テ令造奉タル也、堂ハ僧都ノ遺言ノ如ク、二階ニ造テ、上ノ階ヨリ佛ノ御貌ハ見給ヘハ、諸ノ通ル人吉ク

佛像ハ康尙
ノ作
造リ了ラシ
ム

堂ヲ二階ニ
造リ上階ヨ
リ佛面ノ見
スニルヤウニ

禮ミ奉ルニ、堂漸ク造リ奉ルニ、材木墓々シク不出來ス、佛ニ薄不押畢ス、此ノ牛佛禮ミニ來ル諸ノ人、皆物ヲ具シテ奉ル、此レヲ取リ[□]スニ、思ヒノ如ク堂并ニ大門ヲ造リツ、猶殘レル物ヲ以テハ僧房ヲ造リツ、其レニ猶物餘ハ、^ハ供養ヲ儲テ、大キニ法會ヲ行ヒツ、其ノ後ハ、壞ハレ、知識ヲ引テ修理ヲ加フ、凡ソ此ノ寺ノ佛ヲ、國々ノ行キ違フ人不禮奉ヌ事無ハ、一度モ心ヲ懸テ禮ミ奉ラム人、必ス彌勒ノ世ニ可生キ業ハ造リ固メツ、其レヲ此ノ功德ヲ人ニ令造ムカ爲ニ、迦葉佛ノ牛ノ身ト化シテ、人ヲ勸メ給フ事、希有ニ貴キ事也トナ^ム語リ傳ルヘタトヤ、

〔諸寺緣起集〕

寺本 醍醐 關寺緣起

會坂關之東、近江國之内、素有道場之舊墟、不知何代之草創、耆舊傳云、此地者是關寺也、堂舎壯麗、佛像高大、往年頽壞、多歷^{星數}皇霜、爰故源信僧都者、自界無雙之仙也、智行獨拔於人世、聲名高振於倭漢、歎佛跡之久埋、感地形之殊勝、共謹誠原之僧延鏡、相勸斯寺復舊、延鏡既爰^{〔受カ〕}彼教、新致此功、艾掃荆棘、鏟夷土石、其中堀得石像藥師佛一鉢、僧都之遺誠、初知其有効、壞其指意、^{〔壞カ〕}最可欽仰者、

〔日枝社並叡山行幸記〕

關の明神のすきむらは、神の代かけてかすみつゝ、惠心僧都の再興して、梵宇あらたになせる關寺ちかく成給へは、^{○上}略

寛仁元年六月十日

三三七

寛仁元年六月十日

三三八

廣隆寺ノ阿彌陀佛ヲ拜スベシトノ夢想ヲ得

〔續古事談〕四 神社佛寺 此寺ノ阿彌陀堂ノ中尊ハ、稽文會カツケレル也、惠心僧都ノ夢ニ、極樂ノ阿彌陀佛ヲオカマントオモハ、コノ佛ヲミタテマツレトミ給ケリ、佛ツノカミ光リヲ放給ケリ、寺僧火事カトテオトロキサハキケリ、

〔今昔物語〕

二十 本朝附佛法 比叡山横川僧受小蛇身語第廿三

臨終ノ用心ヲ説ク

略 上 然レハ、死ナム時ニハ、墓無キ物ヲハ取隠シテ、佛ヨリ外ニ他ノ物ヲハ不可見ソト、横川ノ源信僧都ハ語リ給ヒケル語リ傳ルヘタトヤ、

〔沙石集〕

十下 臨終目出度僧事

名利ノ二字ヲ拜ス

略 上 惠心僧都發心ノ後、名利ノ二字ヲ拜マレケルハ、名利ノ心ニテ學問スルホトニ、教門ヲ見アキラメテ、道心ヲ發シタル故也、

〔決答授手印疑問鈔〕

下 一廻向發願心事

源信最要ノ一言ハ因明直辨

凡淨土宗之元意、不過思助給阿彌陀佛也、先師定言云、助給阿彌陀佛云々、有時示予云、凡諸師之習、皆有最要之一言、善導本願往生、惠心因明直辨也、辨阿助給阿彌陀佛、心思口云也、

〔閑亭後世物語〕

上 問、時に隨ひ機にしたかひて、念佛して極樂をねかへとも、往生を決定とも思ひ定す、如何様に習學しては、信心を取かため候へき、答、略 中 須世に聞へたる

碩學明匠の、既に往生の素懷を遂給へる淨土の先達の口傳を受用侍へき也、所謂空也上人・

惠心僧都・永觀律師、略 下

〔沙石集〕

九上 淨土房之遁世事

道占ヲ試ミテ決定往生ヲ知ル

略 上 惠心僧都モ往生ノ事心モトナク覺テ、道占ナハントテ、作道四塚ノ邊ニテ、少シ高キ所ニ立テ見給ヘハ、雨フリ道アシキニ、老翁ノスヘリノアユミキテ、僧都ノ立給ヘル所ニテ、ハヤ極樂ヘ參リタリト云ケル、サテコソ往生ハサリトモト、タノモシク思ハレケレ、

〔撰集抄〕

二 雲林院説法聞發心する男事

眠をしのげノ語

略 上 長月の末野の原の枯野の草にたくへて、無跡成はてんとする事をも不思、心の有に任て、秋の長夜すから、其事となく眠て無墓夢をのみみて、空月日を過さん、けにも心憂わさ可成、去は善導和尚は、頭燃を拂かこづくにせよとす、め、惠心僧都は、あたかも眠をしのと侍り、

〔習見聽診集〕

實覽 一

一、光尊權僧正被申云、

天文廿二癸丑、九月廿四日、東院地藏講之砌也、

昔、惠心僧都・子嶋上綱・眞興、清水寺清範三人參會之時、面々ニ意ニカナウ事ヲ御語アリ、惠

寛仁元年六月十日

三三九

眞興清範ト事ヲ適意ノ事ヲ言フ

寛仁元年六月十日

三四〇

心僧都云、西向ニ本尊ヲ懸、其御前ニ香ヲ燒之時、風モ不吹シテ香ノ煙スクニアカルヲ見テ、念佛ヲ申程、意澄テ面白ハナキ由被申云々、子嶋上綱眞興云、佛教ノ煩シキ義ヲ伺ニ、諸教ニ不見テ、聖教ヲ拜見スルニ其義ニ尋當リ、彼聖教ヲ觀シ見程面白事ハ無之云々、清水寺清範云、春ハ花、秋ハ紅葉、其時々ノ興ニ向ヒ、朝ヨリ兒若衆ヲアツメ、酒宴セシムル程ハ面白儀ハ無之云々、其折節、洛中ニ出之而勝劣ヲ沙汰スルニ、清範之儀勝云々、子嶋惠心之儀ハ趣カサリテ聞也、清範ハ下地ハミヒラキテ、然モ凡夫迷謬ノアリヌノ習殊勝々々云々、

〔今昔物語〕

十四 本朝附佛法

源信内供於横川供養涅槃經語第卅九

今昔、比叡ノ山ノ横川ノ源信僧都ノ内供ニテ有ケル時ニ、横川ニ諸ノ道心ヲ發セル聖人達ト同心シテ、涅槃經ヲ書寫シ奉ル、各一卷ツ、此レヲ書ク、而ルニ西塔ノ實因僧都此ノ事ヲ聞テ、此レ貴キ功德也、結緣ノ爲ニ我レモ書奉ラムニ云テ書クヲ、西塔ノ人皆聞繼テ書ケリ、○下略、全文ハ長保二年八月十二日ノ第三條ニ收ム、

〔鵝珠鈔〕

下二

婆刪婆演底守夜神事

白河院御所持像中有之、令問諸宗御、無明申人云々、

叡山定慶阿闍梨申上云、是ハサンハエンテイシユヤ神名、善財知識中有之、渡海之時、除風波之難、仍敦賀唐人多持之、惠心僧都率同法等、相逢敦賀唐人、依申請、僧都書銘云、見汝清淨身、相好超世間、次句忘仰寬印、寬印書云、如文殊師利、亦寶山王、（加説カ）

横川ノ諸僧ト共ニ涅槃經ヲ書寫ス

敦賀ノ宋人ノ請ニヨリ婆刪婆演底守夜神ノ銘

庭前ノ鹿ヲ慈悲心

雲林院ノ菩提講ヲ創始ス

〔正法眼藏隨聞記〕

六

示シテ云ク、道者ノ行ハ、善行・惡行ニツキ、皆オモハクアリ、凡人ノ量ル所ニアラス、昔シ、慧心僧都、一日、庭前ニ草ヲ食フ鹿ヲ、人ヲシテ打チ追ハシム、時

ニ或ル人問テ云ク、師慈悲ナキニ似リ、草ヲ惜ミテ、畜生ヲ惱マスカ、僧都ノ云ク、シカアラヌ、吾レ若シ是ヲ打チ追ハスンハ、此ノ鹿ツイニ人ニナレテ、惡人ニ近ツカン時ハ、必ス殺サレン、コノ故ニウチオフナリト、コレ鹿ヲ打追ハ慈悲ナキニ似タレトモ、内心ハ慈悲ノ深キ道理、カクノコトシ、

〔中右記〕

承德二年五月一日、（藤原俊家）一條尼上并寢殿御方令參雲林院菩提講給、○中堂中竝

〔門葉記〕

七十三 寺院三

左少辨正五位下兼行當國守源朝臣經賴敬白
奉施入加舉稻參任伍佰束官符事

蓋聞、天台楞嚴院者、王法護持之地也、○中相語曰、先師和尙在世之日、所修善業、種々非一、其中、爲鎮護國家、爲利益法界、分一代之大乘、行四季講說、（之説カ）○（長保四年）是即爲房中之勝事、特勵

寛仁元年六月十日

三四一

楞嚴院ノ四
季講ヲ繼
承
勤修ス

寬仁元年六月十日

三四二

門徒之修學、講匠聽衆、五日十座、遞釋經內之奧理、各決自他之要義、是欲令釋迦之遺法以繼
慈尊之初會也、和尚入滅之後、慈忍僧正相傳修之、僧正遷化以來、源信僧都次又勤修、○下

寬仁三年十月十四日

左少辨正五位下兼行當國守源朝臣經賴 ○寬仁
三年八

月二十五日
ノ條參看、

〔左經記〕

寬仁三年十月十四日、丁酉、○中 逢朝夕講、是講是故良源僧正所知行也、門跡相

傳嫡々行之、覺闍梨去年相示云、件講、源信僧都入滅之後、相請行之、而料物不足、動可闕怠、

聊可助成者、仍余分給俸、申請公家加舉、以其利米充件會不足料、○下

〔阿娑縛抄〕

二百一 諸寺緣起 下山上 四季講堂 定心房 彌勒、

惠心僧都傳云、定心房四季講者、慈惠大和尚草創也、抽翹楚之者、遙爲講匠聽衆、僧都相受、紹
隆潤色、佛日再中之秋也、

〔古事談〕

三 僧行 迎講者、惠心僧都始給事也、三寸小佛ヲ脇足ノ上ニ立テ、脇足ノ足ニ付緒

テ引寄々々シテ、涕泣給ケリ、寬印供奉ソレヲ見テ、智發シテ、丹後迎講ヲハ始行云々、

〔述懷抄〕

○上 扱モ此先德、欣求淨土ノ志シ懇ナル餘リニ、聖衆ノ來迎ヲ心元ナキ事ニ思

ヒ給ヒ、迎講ノ儀式ヲ花臺院ニシテ執リ行ヒケルニ、寬印供奉是ヲ妬ミ、誹謗ノ心ヲ發シ、短

定心房四季
講ハ良源ノ
創メタル所
ヲ紹隆ス

迎講ヲ創始
ス
寬印之ニ倣
ヒテ丹後迎
講ヲ行フ

花臺院迎講
ノ儀

源信聖家來
フ迎ノ儀ヲ行

ヲ見出シテ爲加難忍ヒテ此ヲ見給フニ、西山ノ端ヨリ紫雲斜ニ聳ヘテ、伎樂遙カニ聞エ、絲
竹ノ聲ヲ諍ヒ、彌陀如來安祥トシテ、相好光明鮮カニ、二十五菩薩前後ニ圍遶シテ、雲ニ袖ヲ
翻ヘシ、念佛ノ聲ニ隨ヒテ、草庵ニ近附キ、觀音ハ臺ヲ傾ケ、勢至ハ御手ヲ伸ヘ、行者ノ頂ヲ
撫テ給フヲ拜スルニ、貴シト云フモ疎也、寬印無身置處、感ニ堪ヘスシテ、山ノ中ヨリコロヒ
出テ、五體ヲ投地、隨喜ノ涙ヲ流サレキ、又或時、慧心來迎ノ儀ヲ調エ、夕日ヲ待レケル時、聖
衆來迎ノ儀式嚴重也シカハ、保胤入道、舞臺ノ景氣ヲ詠テ流淚、感嘆ノ餘リニ、盡虛空ノ莊嚴
ハ、眼雲路ニ纏ヒ、轉妙法輪ノ音聲ハ、聞滿寶刹トテ、人目ヲ不憚、舉聲テ呼ケルニコソ、道心
ノ色モ顯レヌト、慧心モ共ニ淚ヲ流シ給ヒケレ、見聞ノ諸人モ袖ヲシホラヌハ無リケリ、サ
テ寬印供奉ハ衆生利益ノ爲メニ、來迎ノ儀ヲ丹後國府天ノ橋立ニ移シテ、三月十五日ニ是
ヲ行フ、○堪囊鈔
同ジ、中略

願行坊ト云ヘル、タフトキ念佛ノヒシリ、○中 相摸國ニ至テ、所々ヲ巡禮シ、鎌倉稻瀨川ノ邊
ニテ、大唐ノ少康法師、烏龍山ニテ四輩ノ念佛ヲ行シ給ヒケル先蹤ヲ追テ、四輩ノ念佛ヲ勤
メ、迎講ヲ執リ行ヒケルニ、上下是ヲ貴トヒ、剩ハ堂敷ヲヨセ置レシカハ、一寺ヲ建立シ、男
女ノ衆ヲ留メ、以僧衆長日ノ迎講ヲ始行セシヨリ以來タ、一日トシテ退轉セス、門弟等相續

寬仁元年六月十日

三四三

寛仁元年六月十日

三四四

シテ、此行ヲ修スル事今ニ盛ナリ、安養院ノ迎講トイエルハ是也、夢ノ告ケ思ヒ合セラルルモノナリ、此レ等ノ利益ヲ思フニ、慧心ノ先德迎講ノ儀ヲ始メヲカレケル智者ノ善巧、誠ニ遠キオモンハカリヲハシケリ、誰レカ是ヲ不仰信、

〔沙石集〕

九下 迎講事

略○上 アマノハシタテニハシメタリトモイヘリ、又惠心ノ僧都ノ、脇息ノ上ニテ、箸ヲオリテ、佛ノ來迎トテ、引ヨセシテ、案シ始メ給ヘリト云説モ侍リ、

〔東大寺雜集錄〕

一、廿五ノ菩薩迎講法會濫觴、信州淺間山眞樂寺記云々、昔台嶺惠心源

信、僧都修念佛ヲ、横川花臺院建立シテ、阿彌陀丈六之像ヲ安置、或日、夕陽西傾ク比、西山紫雲聳、異香薰、彌陀如來攝取圍繞シ、稱名應聲、草庵入臨シ給、惠信自執筆、白綾ニ寫シ給ヒヌ、是日本迎講始也、惠信自廿五ノ菩薩ノ面彫刻而、花臺院ニ始行ス、爰ニ門弟寬印供奉ト云人、有疑心、竊ニ伺之、無違變來臨像アル事、行莊具ナリ、寬印吾有疑心依テ寺ヲ出テ、丹後國天橋立ニ至テ、重而此講會移ス、三月十五日也、花臺院惠心所造ノ彌陀・觀音・勢至・廿五菩薩木面、淺間山ニ在之、此法會執行ス、恒例修之寺院ハ、和州當麻・丹後普甲寺・大原西林院也、當寺ノ法會、一乘院（條）長德年中、一會廢而知者ナシ、國ニ鬼病流布テ、人民ヲ惱

源信所作ノ迎講ノ木面

脇息ニ箸ヲ置キテ迎講ノ儀ヲ考案ス

ス、眞樂寺別（マ）堯松上人、鎮守明神祈テ欲拔ント、神告テ云、當寺ノ寶藏中廿五菩薩ノ有木面、是惠心作也、出之迎攝會ノ法ヲ修スヘシトナン、如告修之、忽ニ止、

〔高山寺文書〕

○山城

○前文

爲永代制式而已、

長德二年丙申八月廿六日甲子

僧範好

僧齋桓

僧忠正

僧延久

僧惟慶

判 諸賢起請爲一向求菩提也、院內住人、守此旨、不可依違、若有（違カ）藍越之輩、重可制止、

檢校大法師 在判

預法師

別當大法師 在判

知院法師 在判

句當大法師 在判

預法師

寛仁元年六月十日

三四五

飯室北谷安
樂院ノ供養
ニ赴ク

寛仁元年六月十日
已下在別紙、

寛和元年歳次乙酉十月潤初ト飯室北谷、號爲安樂、同二年夏比、横川源信供養被來坐之次、彼此道心者集會、相共議定、初企結緣行法畢、即以延久所領屋施入念誦當^{〔堂カ〕}、相催道心僧俗、合力令修造^{〔堂カ〕}并僧房等、緇素同心、不日成功、同年十月^{〔マ〕}日、始修行法等、子細在緣起、後代爲令知年紀、略注置也、^{〔保地〕}緣起、入道内記草案未一定之間、内記被他行、其草落失了、

十月十四日

文主覺明

〔一代要記〕

後一條

寛仁元年丁巳、^{○中}源信僧都、今年末法始也云々、

〔神明鏡〕

上

一、第七十一後冷泉院

^{○中}

此時入末法、惠心僧都泣玉ケルトナン、

〔寶物集〕

下

惠心僧都ノ、年始ニ、首楞嚴院ノ洞ヨリ下テ、朝覲ノ行幸ヲ望ミ給ヒケルヲ、御妹ノ安養尼ト申ケル人恠テ、君ハ無極ノ道心者也、何ノ料ニ年コトニ出テ、君ノ行幸ヲ

ハ見給ソト問ケレハ、昔ノ十戒ノ力ニ依テ、今十善ノ君ト生レ給ヘルナツカシサニ見タテマツル也、又大臣公卿ヨリ始テ、アマシノ唐笠持タル者ニ至マテ、前世ノ戒力ニヨリテ上下ノ差別有ヲ見ニ付テモ、過去遠々ノ流轉ノ事ノミ觀ル也トソ答給ヒケル、

〔參語集〕

二

一、付衣事

付衣ノ製ハ
源信ニ始ル

衣ト裳ト各別ニ著スレハ、其煩アリトテ、裳ヲ衣ニ閉付テ、源信僧都七大寺詣ラセラレケリ、其ヨリ此カタ、付衣ト名テ著スルナリト云々

〔撰集抄〕

六

惠心僧都賀茂社參籠事

昔、横川に惠心僧都とて、無并智者いまそかりける、德行たけ、薰修年つもりて、法のしるしともを施し給へる人也、或年の神無月の比、賀茂の社に詣てをはしける程に、いかにも心のすみて覺え給へりければ、御前に通夜し侍りけるに、時雨俄に^{〔降イ〕}さえとをり、嵐はけしくて、月の光も雲間なくなりぬ、しかあれとも、晴行雲の末の里人は月猶待らん物と見え侍、枯野の草の原露のやとりしけかるらんと覺て、何となく哀なるに付ても、世の定なき事の思はれて、悲み給けるに、御戸のうちより、實にけたかき御聲にて、

常なき世には心ろと、むな

と聞えければ、僧都取あへす、

月花のなさけもはてはあらはこそ

と付申され侍ければ、御殿をとろくしくうこきて、あら面白やと云御聲を、まのあたり内記入道は聞給へると傳承そ、かたしけなく侍る、是は僧都のさとれる實の心のそこをのへ

寛仁元年六月十日

賀茂社ニ參
籠ス

神詠ヲ連ネ
テ納受ニ預
ル

寛仁元年六月十日

三四八

給ければ、神もしきりにめてさせ給ふにこそ、けに是こそうるはしき法施にては有らめ、月花の情かありはては、此世に心をも留めなまし、

〔一言芳談〕

有云、惠心僧都伊勢大神宮へ参て、七ケ日参籠はつる夜の夢中に、寶殿の御戸たちまちに開て、ゆゝしけなる貴女壹人出たまへり、示云、大神宮は本覺の都へかへりおはします、是は御留守に待るもの也、末代の衆生出離の要道を尋る事あらは、彌陀佛を念せよと勸むへきよし仰をかれ侍る、

〔沙石集〕

一上 神明慈悲貴給事

○上略、常觀房吉野ニ參詣セラレタリケルニモ、御託宣有テ、法門ナント仰ラレケレハ、目出クアリカタク覺テ、天台ノ法門不審申サレケルニ、明ニコタヘ給フ、サテ次第ニトリ入テ、宗ノ大事ヲ問申サレケル時、此カンナキ、柱ニタチソヒテ、足ヲヨリテ、ホケノト物思スカタニテ、アマリニ和光同塵カヒサシク成テ、ワスレタルソト仰ラレケルコソ、中々哀ニ覺シ、

〔御堂關白記〕

○陽明 寛弘元年六月廿二日、乙亥、○中以正世遣源信僧都許、

廿三日、丙子、天晴、正世歸來、

大神宮ニ參
籠シテ託宣
ヲ得

吉野ニ參詣
ス

交友
源信ト藤原
道長

廿六日、己卯、天晴、以正世送源信僧都、依有惱所也、

〔三國傳記〕

十二 菅三品文時卿往生事

和云、六十六代一條院御時、菅三品文時卿云人有、○中爰子息宰相、生死無常迅速理觀、作善趣タル者也ケレハ、父三位此病ニテ薨セハ、必定地獄ニ墮玉ハンコトヲ悲テ、様々教諫スレ共、敢テ不用、剩腹立有ケレハ、面和言止ツ、密横川、惠心僧都御許、使進メ、親ニテ候三位病床ニ沈湍然既隣、只今奈落ニ墮コト無疑、仁者大慈悲垂テ有御來臨、可預御方便教化由申、僧都此狀御覽シテ、不取敢有入御、宰相悅テ父ニ云様ハ、慈惠大僧正、御弟子、惠心僧都入御見參可申事有入セ玉テ候ト云ケレハ、三位、何事ヲカ承、是へ奉入云ケリ、僧都ハ、宰相ノ呼タル事モ、三位所勞ノ事モ不知體ニテ曰様ハ、我大切ニ可申事有テ遙參候へハ、如此御所勞ノ上ハ、所存空テ歸コト無念ニ候ト仰アレハ、三位、何事ニテ候ソ、可承事ニテ侍ハ只仰候へト曰、僧都悅ヘル氣色ニテ、横川ニ聊持佛堂ヲ建立シ、其障子ノ色紙ヲ押度候カ、少々便宜可然人々ニ詩ヲ一首ツ、申侍也、殊ニ肝要ノ所ヲハ、貴方ニ可申入由存候間、其事申サン爲ニ參テ候ト曰ヒケリ、三位聞テ、餘ニモ心寄セニ思ヘル體ニテ、吾思、外此病ニ被責伏侍共、左様ノ事ハ幼少ヨリ仕付タル事ナレハ、争カ一句結ハテ候へキ、題ヲ給テ案見ト申サレケレハ、僧都今

源信菅原文
時ノ病床ニ
赴キテ教化
ス

寛仁元年六月十日

三四九

ハ角ト思召テ曰ケルハ、夫跋提岸舊、浪咽泥洹、孤獨園荒、露潤演說地、雖然四八金姿、光併利念佛衆生、六八白毫影、專照無佛濁世、故吾見富春山月、汲巖子瀨波、爰以花鳥風月事、無由候歟、爲方便智、爲解脫性、ナレハ、觀經ノ十六諦觀ノ心ヲ方々申ヘシ、三位云、其中ニ末世ノ作惡不善ノ凡夫、爲肝要タル下品下生ノ心ハ如何ナル事ニテ候ソ、委ク語セ給ヘ、心得作侍ト云フ、爰ニ僧都申サレケルハ、三輩九品ト申事アル内、下品下生ニ説玉フ様ハ、譬有人、一期間十惡、五逆罪造、一善不修、一期空過病受ケ、已ニ最後臨終時ニ、火車目前ニ現、獄卒取行トスル時、善知識、僧枕來念佛ヲ勸、苦責ラレテ念佛スルニ不能、重知識云、唯口ニ南無阿彌陀佛ト唱ヘヨト云時ニ、十度唱フ、此時、地獄、火車自然去テ、清冷ノ風ト成テ、佛菩薩化シ來テ、花臺ニ乗テ西方極樂ヘ迎取テ、快樂不退ノ身ト成也、此意ヲ下品下生ト申也ト曰フ、三位聞之、此事ハ只今我等カ様ナル者ノ身ノ事ナルニヤ、餘ニ貴ク覺ヘ候、サテハ吾等カ往生無疑事侍也、我已臨終近ク成テ覺ヘ候、詩ノ事モ無詮、只理ヲ曲テ是ニ御座候テ、善知識ト成玉ヘ、念佛申候ハント曰ケリ、僧都ウレ敷思召テ、金ヲ鳴シテ勸レハ、三位無懈事信樂ス、穢土無量罪念佛ノ心底滅シ、西刹花池ノ蓮合掌ノ裏ニ開ラント覺タリ、所以螢火、幽光、月消不見、鶯絲、寒色、雪混難尋、遂十念往生有奇瑞、二聖遣迎無相違者也、

下品下生ノ
意ヲ説キテ
文時ヲシテ
念佛往生ヲ
遂ゲシム

平維茂ノ臨
終ニ接シ
茶羅ヲ贈リ
ヲ成サシム

維茂源信ニ
謁シテ往生
要須ヲ談ズ

〔後拾遺往生傳〕

中 鎮守府將軍平維茂者、○中 自彼壯年之時、常謁惠心院僧都源信、望

往生之扶持、僧都承諾、專存其志、而間漸及暮年、屢有病氣、已及危急、告僧都曰、比年之約言、臨終之勸進也、今正其時、必待光臨者、于時僧都贈極樂迎接曼陀羅一鋪、報云、依年來之約、雖有知識之契、自他相障、不能投步、唯對此曼陀羅、可成往生之觀者、凡我朝迎接曼陀羅流布始于此矣、

〔吾妻鏡〕

八 文治四年九月十四日、丁未、○中 維茂男、○中 以武威雖爲大道、每日轉讀法

華經八軸、每年一見六十卷、玄義文、句止觀、一部、亦謁惠心僧都、談往生極樂要須、

〔今昔物語〕

十二、本朝附佛法 天台圓久於葛木山聞仙人誦經語第卅八

今昔、比叡ノ山ノ西塔ニ圓久ト云フ僧有ケリ、聖久（教）大僧都ノ弟子也、○長德四年八月、是月ノ條參看、年九歲ニシ家ヲ出テ、山ニ登テ出家ノ後、師ニ隨テ顯密ノ法文ヲ習ヒ、法花經ヲ受ケ持テ、日夜ニ讀誦ス、其ノ音貴キ事世ニ譬ヘム方無シ、此レヲ聞ク者皆不泣スト云フ事無シ、此レニ依テ、京洛ニ出テ、經ヲ讀ムニ、其ノ思エ高ク成テ、公私ニ仕ヘテ止事無ク成ヌ、其ノ後道心ヲ發シテ、偏ヘニ世ノ榮花ヲ棄テ、愛宕護ノ山ニ入テ、南星ノ谷ト云フ所ニ籠居テ、無緣三昧ヲ行テ、十二時ニ寶ノ螺ヲ吹テ、六時ノ懺法ヲ行テ、法花經ヲ讀誦ス、而ル間、結緣ノ爲ニ、葛木ノ山ニ入テ修行ト思テ、十月許ニ入ヌ、峰ヲ通テ修

寬仁元年六月十日

三五二

圓久ノ誦經ヲ仙人ガ聽シタルコトヲ聞キテ感泣ス

源信ト覺超

行スル間、心ヲ至シテ法花經ヲ誦ス、而ルニ極テ高ク大ナル椶ノ木有リ、其ノ本ニ宿リヌ、本尊ヲ懸奉テ、其ノ前^テニシテ法花經ヲ誦ス、月極テ明シ、子時許ニ、此ノ木ノ末ニ飛ヒ居ル者髣^ニ見ユ、木極テ高クシ、何者ト云フ事ヲ不知ス、此レ定メテ持經者ヲ嬈亂^カセム爲ニ、惡鬼ノ來カト、深ク恐レテ成スト云ヘト、偏ヘニ經ノ威力ヲ憑テ、音ヲ擧テ讀誦ス、既ニ曉ニ成ムト思フ程ニ、此ノ木ノ末ニ居ルト見ツル者、細ク幽ナル音ニテ、極テ貴ク、是人之功德、無邊無有窮、如十方虛空、不可得邊際ト誦シテ、立テ飛ヒ去ヌ、持經者、何者ソト見ムト思テ見上クト云ヘト、其ノ體ヲ見得ル事無シ、只景ノ如クシテ飛ヒ去ヌ、其後、持經者思フニ、此レハ我カ法華經ヲ誦ラヌ^ル聞テ、仙人ノ貴シト思テ、木ノ末ニ留テ終夜聞テ、立テ飛去^{ルト}ト如此ク誦シテ去ル也トケリ、心得テ禮拜シ貴ヒケ、返テ後、横川ノ源信僧都ニ此ノ事ヲ語ハ、僧都此レヲ聞テ、泣々ク貴ヒ悲ヒ給リ、圓久遂ニ命終ル時、彼ノ南星ノ峰^ニシテ、法花經ヲ誦シテ、貴クテ失トナム語リ傳ルヘトヤ、

〔三觀義私記〕

長和二年四月晦日、惠心僧都被送書云、次第三觀中中道觀、可云別教意歟云云、此義不明、學者有諍、此書是爲後學明鏡、

長和二年^{マ、}晦日、惠心僧都被遺書云、瓔珞經中觀文、縱似別義、含圓歟、

三觀義ニ就テ覺超ニ答フ

〔惠心兜率御消息〕

兜率敬白

三觀義中、次第三觀中中道、別教意申、往年立者被略畢、此事如何、欲承案内、檀那僧都被申旨云何聞食、敬白、

僧覺超上

惠心僧都御返事

三觀義文、故檀那僧都被示旨、彼時是非難知、是則依不廻思慮也、何況至今者、不覺甚多、只閑廻賢慮可宜歟、

都率重狀

重言上、此義猶欲承御定、言上如件、

覺超上

惠心御返事

今朝所命義甚不覺、爲恐、所疎略、此事念侍、次第三觀中中道觀、猶可云別教歟、但瓔珞經所說中觀者、偏別教云間敷歟、縱文相者雖似別教、經中者惣含別圓ト云ハントニヤアリケムトソ推量侍、此事定不決歟、悉之、眼暗侍、老病甚重、事々不覺重悉之、卷紙サヘイナナメシ、

〔微選擇本願念佛集〕

上^{（願）}問、上人選擇集中、有幾選擇義耶、答、上人所造之選擇集、有八種

寬仁元年六月十日

三五三

寬仁元年六月十日

三五四

念佛ニ就テ
覺超ニ答フ

選擇、○中今此外又加二十二種選擇之義、○中二十一、就慧心先德有一選擇、所謂慧心要集云、於諸行者、爲利智精進之人也、如予頑魯者、依念佛之一門、集經論之要文、而選捨諸行、正選取念佛、此則慧心先德選擇念佛往生之義也、○中問曰、本選擇集中、明稱名念佛往生、其義已足、今又重造徹選擇集、有何要用耶、答曰、○中其後又披慧心先德往生要集文云、往生之業、念佛爲本、又見慧心妙行業記之文云、往生之業、念佛爲先、覺超僧都問慧心僧都云、汝所行之念佛、是爲行事、是爲行理如何、慧心僧都答云、心遮萬境、是以我但行稱名也、往生之業、稱名尤足依之一生念佛、勸其員數、二十俱胝返也云々、然則源空隨大唐善導和尚之教、任本朝慧心先德之勸、稱名念佛之勤、長日六萬返也、○法然上人行狀、畫圖異事ナシ、

〔閑亭後世物語〕

上

問、念佛に定心の念佛、散心の念佛と申す事の候なるは、如何様なる事ぞ、○中問、此二の念佛の中に何れか佛の本願に叶ひ候、答、散心の念佛を以て本願とし候也、○中惠心僧都に覺超僧都の問ひ奉られけるは、往生の業には、觀念具足しおはしますや、惠心の給はく、理觀も用に立はしつへけれ共、往生の業には、稱名足りと存すと云々、

〔閑亭後世物語〕

下

罪をつくる凡夫、念佛申して往生すと云ふ事は、僻事也、信すへからすと、佛世に出て宣とも、破られしと思ふを、決定成就の信心とは、善導も釋しておは

又往生決定
ニ就テ答フ

します也、惠心に覺超僧都の問ひ申されけるは、往生決定と思ふへしや、惠心の給はく、決定と思へは決定也、不定と思へは不定也と云々、

〔義源勘注〕

○叡山文
庫所藏

勘註條々御不審目錄事

○中

一、惠心先德御籠山時、西坂本御下向事

惠心御記

予長保三年以來、辭官職、一十二年籠山、而餘慶僧正山務辭却之後、常通音信、頻請面談、于時寬弘六年籠山九八月、南呂天、竊彼僧正居所尋下西坂山下里松東垂觀音院、僧正豁然、而蟄居焉、照蜜无雙、同明鏡之懸臺上、魚穢不著、如清蓮之在水中、自人定至鷄鳴、自他不交雜談、互述求菩提志、及平旦予獨歸楞嚴幽峰、僧正位留蕭寺禪庵、巳上、○山家最略、記ニヨリテ校ス、

〔本朝麗藻〕

下
佛事部

近來播州書寫山中、有性空上人者、誦法華經爲事、寤寐不休、天台源公聞其高行、遠尋相見、緇素結緣者、寔繁而有徒、具平親王予傳見諸讚聖德詩、願身甚恨障礙多緣、未遂頂禮、令綴拙什

聊結緣、

具平親王
中書王

寬仁元年六月十日

三五五

源信ト性空
書寫山ヲ訪
ウテ性空ト
相見ス

餘慶ノ懇請
ニ依リ之ヲ
訪ウテ法談
ス

寛仁元年六月十日
○詩略ス、長保四年三
月六日ノ條ニ收ム、

〔今昔物語〕

十二 本朝附佛法

書寫山性空聖人語第卅四

○上略、花山法皇、延源ヲシテ性空ノ、其ノ後亦源心座主ト云フ人有リ、比叡ノ山ノ僧也、其ノ人

像ヲ畫カシメ給フコト等ニカ、ル、其ノ後亦源心座主ト云フ人有リ、比叡ノ山ノ僧也、其ノ人

供奉ト云ルヒケ、時ヨリ、書寫ノ聖人ト得意也ケリ、而ルニ聖人ノ許ヨリ、源心供奉ノ許ニ消息ヲ持來レ

リ、開テ見レハ、年來佛經ヲ儲ケ奉レリ、貴房ヲ以テ令供養ムト思ヒツ、自然ラ障ツ、于今不遂ス、而

ルニ萬ヲ闕テ可來給シ、其ノ願ヲ可遂キ也ト、源心此レヲ見テ、忿キ書寫ノ山ニ行テ、聖人ノ本意ノ如

クニ、佛經ヲ供養シ奉リツ、聖人極テ喜ヒ貴フ、亦其ノ國ノ人多ク集リ來テ、此レヲ聞キテ貴フ事無限

シ、畢ハ、様々ノ布施共ヲ與フ、其中ニ一寸許ノ針ノ□ヲタル、紙ニ裹テ加ヘ、ダ、源心此レヲ見テ、頗

ル不心得ス思フ、針ハ此ノ國ノ物ナレ、令得給フナ、而ルニ只一ツ針ヲ令得給カ、極テ不心得ス

思ハ、若シ故有ル事ニヤ有ラム、サハレ此ノ事問ヒ奉ム、若シ可聞キ事ニテ有ラム、不聞ム、サ

後ノ悔イ有ナム、思テ、源心暇乞テ出テ、聖人ニ申サク、此ノ針ヲ給ハ、何ニ依ト、聖人答テ云

ク、此レ定メテ怪シク思給ム、此ノ針ハ母ノ胎ヨリ生レ出ケル時ニ、左ノ手ニ捲テ生ケルヲ、母ノ如

此ク申テ令得リシメ、也、其レヲ年來持テ侍ツ、徒ニ棄モ、無氣ニ思エテ奉ル也ト云フヲ聞クニ、吉

クコ問ヒ聞レ、不聞テ止シカハ、聖人ノ一生ハ不知シト、喜テ返ルニ、攝津ノ國ノ程ニテ、人

性空源信ヲ
請シテ經ヲ
供養セシム

己レガ誕生
ノ時掌中ニ
持チタル針
ヲ布施ニ贈

法門ヲ聞カ
セムトテ性
空ヲ訪フ

追テ來テ云ク、聖人ハ失給ニキ、告ク、長保四年ト云フ年ノ三月□日ノ事也ケリ、兼テ死ノ期ヲ知テ、
如此ク有ケル也ケリ、死ヌル時ニハ室ニ入テ、靜ニ法花經ヲ誦シテ、入滅シケ、後ニ源心供奉ノ云
ルハ、世ニ法ヲ説クヘ、僧多シト云モ、ト、聖人我シモ、最後ノ講師ニ呼フナム、我カ後世ハ憑モシ
思エテ、前ノ世ニ何ナル契ヲ成ルニカ、有ムト思ユル也ト、座主ハ常ニ語ケルト、語リ傳ルヘタト
ヤ、

〔古事談〕

三 僧行

惠心檀那ナト、書寫上人無智人也、法門謂テ聞セムトテ、渡給テ、住果ノ

緣覺、佛所ヘハ至哉ト被問ケルヲ、上人聞給テ、此事至モ不至モ、イカニテモ候ナム、無益事

也ト被云ケレハ、法門ヲ沙汰シテ、コソ惠眼ハ開事ニテ候ヘ、カヤウノ田舎ニハ候ハシトテ、

參テ申也ト有ケレハ、上人云、加様ノ法文ハ、時々普賢ノオハシマシテ、令解説給也云々、其

時惠心等不堪歸依之思、拜禮シテ、檀那ニ、此ノ字アリ、下、此聖ヲ讚申給ヘト被申ケレハ、眞色

如金山、○眞、同書、端嚴甚微妙、如淨瑠璃中内現身金像、○身、同書、ト云伽陀ヲ誦シテ、被奉禮

ケリ、

〔峰相記〕

○上略、花山法皇、圓教寺

御幸ノコトニカ、ル、長保四年三月五日、重而臨幸、上人通寶寺ニ坐ス間、則彼

寺ニ臨幸、○中、惠心僧都、覺運僧正、略、○中、等ニ至ルマテ、運步詩ヲ作り歌ヲ讀ミ、來緣ヲ契リ、

師弟ノ約諾有リ、

寛仁元年六月十日

寬仁元年六月十日

三五八

〔性空上人傳記遺續集〕

十一 上人淨六根并所依地事 付第三地白山事

略○中

私云、○中 大江爲基者、與惠心同時登當山、作詩讚上人德行、其詩言也、

秋日尋書寫山、讚性空上人德行、朝散大夫大江爲基

略○詩

私云、同時參詣道俗 源、^信惠心 嚴久 仁康^{已上} 沙彌眞靜 保胤 爲基 爲象 爲忠

俗^{已上}

各作詩讚上人、而年紀不分明、或相傳義云、永延二年講堂供養翌年也、彼道俗於當山書寫如法經、其經與各作詩書之、件如法經、講堂之上石塔奉納云々、如此說者、上人御年七十九之

秋被參詣歟、○中

又惠心詩云、

四十年來持一乘、衣猶忍辱室慈悲、菩薩行願應清淨、世々生々爲我師、

〔漢光類聚〕 四 云何卽空事

空諦者不可同小乘等空、萬法歷々而本性無相違處空云也、故阿含經無爲空義、涅槃經無主無

性空ヲ讚ル詩ヲ作ル

空ノ義ニ就キテ性空ヲ正サントス

我爲空義、十界三千萬法有自體^{（性イアリ）}而無我執、是一家空也、餘宗所談、多以無爲空、一家心、無主爲空義、書寫寺性空房云、空者無義也、楞嚴和尚聞此事、大歎云、彼聖人雖有一分見解、愚癡故、不知空義、空執小乘、和尚播州下向、語性空云、空者無主也、性空聞此言、我得真空云々、一家圓教空者、無主而法々無勞義也云々、尋云、何是無主義耶、答、竝從緣生、生々卽無主云々、○下

鏡像圓融事

略○中

尋云、鏡像喻、蓮華喻、何爲法親喻也可云耶、○中

答、此問題、寬和年中、穴太講之時出來、意圓內供受此問、答勞、都率和尚在下座竊云、問喻同異也、而不相傳故、終不答、楞嚴和尚於座上示云、向後不可出此問、一家天台大事可顯露故云々、意圓內供參惠心御房後、傳此法門、

〔伊呂波字類抄〕

六 幾 諸寺 付 靈驗所

祇陀林寺

○中 方今以當寺稱祇陀林者、爲象祇園精舍、

仁康教授大師源信僧都所被置名也、其詞曰、彼須達大臣之施入黃金敷地、此右相尊閣之給與、白河滿庭、列樹繁茂、相似祇陀太子之園、亂花芳菲、宛如來利夫人之粧、在世滅後之所住、遙雖隔萬里之波濤、天竺日域之利生、發自一佛之境界者也云々、

寬仁元年六月十日

三五九

祇陀林寺ノ名ヲ命ズ

源信ト意圓ノ意圓ニ鏡像ヲ傳フ

寛仁元年六月十日

三六〇

仁康ノ五時
講ヲ聽聞ス

〔續古事談〕四 河原院ハ融左大臣ノ家也、中 其後佛閣ニナリニケリ、仁康聖人ト云モノ、知識ヲス、メテ、丈六ノ釋迦佛ヲツクリテ、コノ所ニスヘタテマツリケリ、中 假堂ヲ作テ、始テ五時講ヲ行フ、正曆二年三月十八日ノ條參看 時ノ明匠日コトニ請ニオモムク、中 聞ニハ、山ニハ惠心・檀那ノ僧都ヨリ始メ、奈良ニハ小島眞興僧都・清海上人巳下七大寺コソリテアツマル、略

空也ニ謁シ
テ往生ノ疑
ヲ決ス

〔發心集〕六 惠心僧都空也上人に謁する事

惠心僧都そのかみ空也上人見奉らんとて、たつねきたり給へることあり、としたげ、とくたかくして、たゞ人ともおほえず、いとたうとく見え給ければ、後世の事申出し、極樂をねかふ心ふかく侍り、往生はとけ侍りなんやとたつね給ければ、我はむちの者也、いかてさやうの事をことほり侍らん、たゞし智者の申侍りしことをきゝてこれをあんするに、なとかは生ぜざらん、其故は人六行觀を修して、上界の定をえむと思時、下地は鹿也苦なり障なり、上地は靜なり妙なり離なりといふ事を信して、下地のいやしきさまをいとひ、上地の妙なる事をねかへは、その觀念のちからにて次第にすゝみて、悲相非想非々想まていたるへしといへり、しかれば西方の行人も又おなし事なり、ちゑきやうとくなくとも、穢土をいとひ淨土をねかふ心さしふかくは、なとか往生をとけざらんとのためひければ、僧都これをきゝて、まこ

往生要集ニ
空也ノ言ニ
從ヒテ厭離
穢土欣求淨
土ヲ先ト爲
ス

良範ノ命終
ノ日爲メニ
諷誦ヲ修ス

光源幼時源
信ニ學ブ

とにことほりきはまり侍りとして、涙をなかし、たなこゝろを合せて歸給ひにけり、さて往生要集を撰し給ひけるに、其事を思ひて、厭離穢土、欣求淨土を先とし給ひけるとかや、

〔續本朝往生傳〕砂門良範者、住延曆寺楞嚴院、容儀端正、天性聰敏、山上之人推爲英雄、志求極樂、人皆不許、生年十八入滅、夢告雙親曰、我在極樂、其名仁慧并、疑是上品上生歟、欲遷化之日、源信僧都修諷誦、沒後見其巾箱、有血佛血經、偷修後生之業明矣、

〔諸家系圖纂〕十三之二 平群系圖 拔萃

永盛

賴義

筑後守從五位下、母前出羽守從三位上平季信女、

爰賴義齟齬之當初、入天台山首楞嚴院源信僧都之室、頗令習學止觀明靜之義道、爰外叔祖參議太宰天貳平親信卿、鍾愛爲子、立列八男、以內舉之儀、首服即申任民部丞、不經數年、開榮爵、中 天喜五年十二月六日遁俗出塵、法名蓮明、補叡山首楞嚴院阿闍梨、改名光源、

〔私聚百因緣集〕

九 和朝之篇 貧家翁事 付親子念佛三昧云事也、

一條院御時、大和國葛城上郡貧家翁云者在、家貧、有三諸事障耳、但有二男、其男子齡未及半將三病死、父翁悲事無限、求治方、尋良藥、不叶、次第日々病患重成、夜經身命弱、成行ト

寛仁元年六月十日

三六一

葛城ノ貧家
翁往生ノ信
問心ヲ源信ニ

寬仁元年六月十日

三六二

モ、爲方更ナシ、其時陰陽道妙術晴明云者アリ、翁彼家尋行、晴明此事歎合、晴明申ケルハ、汝子誠定業也、命延事纔今七日不レ可レ過、令ニ後世事恐念佛一ヨト教訓スルニ、○中息男除レ病父翁命延、忽父子同出家、一向念佛三昧勤行、剩隣落栖サツテ、深山洞意澄、後比叡山登、奉レ值ニ惠心先德一往生淨土信心尋問、速聚落不レ下、楞嚴洞西方願、横河都率谷桂足坊ニシテ、七日以前知ニ死期、目出タク往生シヌ、此則長保三年辛丑三月二十日也、其後子息入道四十九日過、五月中旬、同處ニシテ遂ニ往生極樂本意、子ヲ念親ヲ佛天垂レ哀タマフ、恆河女即生ニ都率天、報ニ親恩、兒ヲハ聖衆守給、虞舜王金堂登シニ非ヤ、然念佛功德其功深廣ナル者也、非ニ今始例證ニ云、

〔來迎寺文書〕

○近江

〔靈山院過去帳 惠心僧都御筆〕

靈山院釋迦堂每日作法

一、御供事、卯螺後、御粥、合物一兩種、箸等、

巳螺後、御時、香飯四五升、御菜四五種、鹽酢等汁物一二種、菓子隨有、晡時闕伽等、黃昏燈明、

一合、又可隨時寒溫、奉供火鑪、扇等、但爐、扇堂所可備、炭當番衆可隨身、

一、卷簾、褰幌、開戶、掃治等雜役、一々如法、

靈山院釋迦
堂ノ毎日作法
法ヲ定ム

結番供養

結緣ノ人々
一品宮

一、朝暮二時并每供養等、奉拜三度以下、但不得非時出於佛前、
一、不得於佛前經行坐臥高聲讀誦等、設雖當時要事、不可高聲、況餘語言戲笑、一切停止、若有要事、出堂外弁之、

一、從今日晨朝、至于明日晨朝、宿直侍候、要當待得次人而去、

以前条事、且起請如右、然各至心當願、々以飲食供養業、永離餓鬼等飢渴之報、以燈明供養業、永離畜生等癡暗之報、以火扇等業、永離地獄等寒熱之報、以宿直守護業、永離恐怖憂患之報、以燒闕塗花業、永滿六度四攝之德、以掃治雜役業、永生嚴淨無垢之土、以禮拜恭敬業、永作見佛聞法之身、凡加一塵者、發一念者、永離苦海、必證妙果如是、乃至早證大菩提、盡未來際、利樂諸群、○原本此ノ所紙繼ギメ、當ル蓋シ落張アラシ、月十三日當結番供養奉事、但有至誠者、以爲其衆、非是小緣、不得忽爾、自餘要事、追可起請、

寬弘四季七月三日

正月一日

僧□□

高階安國

○本行以下、月日ハ本文ト同筆ナルガ、僧俗人名等ハ、種々ノ異筆ヲ以テ記入セラレタリ、今、ソノ同異ヲ一々注セズ、又、抹消ノ改書等少カラズト雖、顯著ナルモノノ外ハ、之ヲ注セズ、

二日 一品宮

三日 僧慈兼 平原

寬仁元年六月十日

三六三

寬仁元年六月十日

三六四

四日 藤原氏
寂源仙知 妙□ 宗深
 五日 高階氏
〔安子殿 觀御人昧〕
 六日 □
 七日 僧仁泰
 八日 物部□重 江井親法聖中和 辟方氏
 九日 僧悟入
 十日 秦常眞
 十一日 僧久增
 十二日 僧弘親
 十三日 僧常勝 僧平念
 十四日 僧禪鎮
 十五日 僧皇胤 妙福六親
 十六日 源惟能
 十七日 僧道胤 勝□
 十八日 僧安勢 僧□覺

內大臣家

十九日 僧宮覺
 廿日 僧成延
 廿一日 僧利慶 僧平譽
 廿二日 僧義緣 □□
 廿三日 僧妙泰
 廿四日 僧修□ 僧義運
 廿五日 僧惠源 僧朝□
 廿六日 僧筭政 僧慶舒 僧聖能
 廿七日 僧賢圓 僧□念
 廿八日 僧平念 依知秦糸丸
 廿九日 百濟吉國 妙盛
 卅日 內大臣家(藤原公季) 藤原氏 僧□□
 二月一日 僧道昭 生江長澄 三善氏
 二日 伊豆掾藤夏影

寬仁元年六月十日

三六五

寬仁元年六月十日

三日 若湯坐山統 法眼泰村

四日 僧叡源

五日 僧寬圓

六日 僧妙慶

七日 僧仁盛 僧邦性 僧盛源

八日 僧良遍 多治雅重

九日 左大臣殿北政所（兼左大臣） □ □

十日 津守晴眞 伊賀吉正

十一日 僧寂救

十二日 僧嚴德 僧義淵

十三日 僧圓救 僧 □ □

十四日 僧睿准

十五日 僧明範 僧快靜 依知秦秋正 槻本氏

十六日 僧懷因

左大臣殿北政所

源信

十七日 前權少僧都源信

十八日 僧圓靜 僧家圓

十九日 □ □

廿日 僧延長 懸犬養良堪 當麻氏

廿一日 僧忠助

廿二日 僧忠命

廿三日 僧尋筭 尼入妙 （兼左大臣） 睿增知

廿四日 長谷童丸 僧 □ □

廿五日 物部守延

廿六日 僧叡憲

廿七日 僧春秀 僧睿祚

廿八日 尊印

廿九日 僧範圓 僧惠俊 妙薰

卅日 日內大臣家 藤原氏 僧政澄

寬仁元年六月十日